

東浦町地域防災計画

【地震・津波災害対策計画】

第1編 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、住民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、住民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的とするものである。

また、海洋型（予知型）の大地震のみならず、内陸型（直下型）の大地震の発生に対しても、被害の拡大を防御し、又は応急的救助等を行うため、町を始めとする防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、応急対策の万全を期するものとする。

◆附属資料 77「東浦町防災会議条例」

◆附属資料 82「東浦町地震防災対策会議設置要綱」

第2節 計画の性格

1 地域防災計画 ―地震・津波災害対策計画―

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、東浦町防災会議が東浦町の地域に係る防災計画として作成する「東浦町地域防災計画」の「地震・津波災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を定めるものである。
- (2) 住民の生命、身体及び財産を守るため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
- (3) この計画の施設等の整備については、東浦町総合計画と一体となるべきものであり、具体的な事業については各担当機関の責任において実施するものである。

2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）（以下「大震法」という。）第 6 条第 2 項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
 - (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
 - (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
 - (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいる。

本町は、大震法第 3 条第 1 項に基づき、強化地域として平成 14 年 4 月 24 日に指定されており、本町の計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「南海トラフ地震等特別措置法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項

- (2) 南海トラフ地震に伴い、発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
 - (3) 南海トラフ地震に係る防災対策に関する事項
 - (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
 - (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいる。

本町は、南海トラフ地震等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として平成26年3月28日に指定されており、本町の計画においては、第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

4 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- (1) 県民の生命を最大限守る
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する
- (3) 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする

5 他の計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「東浦町水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
第2編	災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策等
第3編	災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等
第5編	南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等

第4節 地域防災計画の作成又は修正

1 計画の作成

東浦町防災会議は、東浦町地域防災計画を作成する。同計画は愛知県地域防災計画を参考として作成し、特に計画事項に示すものについては、町の実情に応じた細部を計画するものとする。

2 計画の修正

この計画は、毎年度見直しを行い、組織の改正、将来、科学研究の成果及び発生した

災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは修正を加え、逐次完備していくものとする。

なお、同計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとする。

第2章 東浦町の特質と災害要因

第1節 東浦町の地形・地質

本町は、愛知県のほぼ中央部で、知多半島北東部に位置し、衣浦湾の最奥に位置する。東に尾張と三河を分ける境川や衣浦湾をはさんで刈谷市と高浜市を対岸にのぞみ、南に半田市、西に東海市、知多市、阿久比町、北は大府市に接していて、南北約8キロメートル、東西約6キロメートル、総面積約31.14平方キロメートルで、町中央部から西部にかけて丘陵が続く、主要河川はこの丘陵地に発し東流して衣浦湾に注ぎ、その流域と海岸線との間に連なって5つの集落が発達したまちである。

町の地質は、地質系統表に示すように、半固結の砂、粘土、砂礫からなる常滑層群がその大部分を占めており、砂、泥、礫を主とする底位段丘堆積層が局部的に分布している。これらは最上部に礫層がよくみられるが、解析された谷部と境川周辺の平野部と接するところに存在している。標高は5メートル以下の台地をつくり黒褐色の表土層をもつ。

沖積層は、境川の平野部と谷部を埋めて発達した地域に存在する。構成物質としては、砂層及び泥（粘土、シルト）層によりなる。粘土層は貝化石を含む海成の軟弱層で腐植物も多い。

第2節 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

- 1 高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大が懸念されている。
- 2 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けると、その復旧に時間を要するばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行うべき行政機関においてもそれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

- 3 自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

- 4 地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。

今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査研究を行うことにより、本計画における災害予防計画、災害予防対策、災害復旧対策等の参考とする。

第2節 地震の想定

地域防災計画（地震・津波災害対策計画）を策定するに当たり、地域の被害を予測し、これに基づく諸対策を計画することが必要であるが、地震の予知（震源地、地震の規模及び発生時期）及び本町の震度を推定することは極めて困難なものである。

そこで、地域の災害危険性や既往の地震を踏まえて、震度7の地震にも対応できる体制の準備が必要となる。

◆附属資料5「愛知県における既往の地震とその被害」

1 地震・津波被害の予測及び減災効果

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果については、平成26年5月に愛知県が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」を参考とする。

2 活断層

断層とは、地層のある面を境に、両側の地面にずれ（食い違い）の見られる地質現象をいい、そのうち地質年代の第四紀（約200万年前から現在の間）に繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

本町の東部には南北に走る「大高一高浜断層」と周辺には西側に「加木屋一成岩断層」等が確認されている。

いずれの断層も数千年から数万年の間隔で活動するものとされている。

（1）大高一高浜断層（大高一大府断層及び高浜撓曲崖）

大高一大府断層と高浜撓曲崖は、音波探査や地質構造の結果から同一の断層であることが判明し、大高一高浜断層と称されることになった。この断層の活動間隔は1万年から1万7千年程度、最新活動時期は2千年から3千年程度前と推定される可能性が高いことが判明した。

（2）加木屋一成岩断層（加木屋断層及び阿久比撓曲）

加木屋断層と阿久比撓曲は、地質構造や物理探査の結果から半田市南部の成岩地区まで延びている同一の断層であることが判明し、加木屋一成岩断層と称されることになった。この断層の活動間隔は2万年程度と推定されるが、最新の活動時期の把握は困難であった。

（3）その他の断層（阿久比東部撓曲）

これまで加木屋断層の一部と考えられていた阿久比町から半田市亀崎地区付近に至る断層は、物理探査等の結果から加木屋断層とは連続せず、別の構造であることが判明し、この断層を阿久比東部撓曲と称することになった。この阿久比東部撓曲では、ここ数十万年に活動している証拠は得られなかった。

第4章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざしている本町において、防災とは、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70～80％程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

町、県を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本町の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から町民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的、効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成及び周知、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、東浦町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、町と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 町

町は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、国土及び国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等をする。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関又は市町村長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

機関名	内 容
東浦町	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。 (3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。 (4) 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

	(5) 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。 (6) 避難の指示を行う。 (7) 被災者の救助を行う。 (8) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 消防活動及び浸水対策活動を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (12) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (13) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。 (14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。 (15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (17) 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。 (18) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。 (19) 地震災害から居住者等の危険を防止するため特に必要があると認める地域について、警戒区域の設定を行う。 (20) 避難状況の県への報告を行う。 (21) 地震災害の発生に備え、地震防災応急対策の実施の責任を有する者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることの要請等を行う。 (22) 応急の救護を要すると認められた者の救護その他保護のための措置を行う。 (23) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他必要な応急措置の実施の準備を行う。 (24) 地震防災応急対策について、必要に応じ知事に応援を求め、又は応急措置の実施の要請を行う。また、他の市町村の長に対し、応急措置を実施するため必要があるときは、応援を求める。
東浦町 消防団	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報の伝達及び避難誘導を行う。 (2) 火災の予防及び警戒活動を行う。 (3) 消防活動及び浸水対策活動を行う。 (4) 被災者の救助を行う。

2 知多中部広域事務組合

機関名	内 容
知多中部 広域事務組合	(1) 消防に関する業務を行う。 (2) 救急に関する業務を行う。 (3) 救助救出活動を行う。 (4) 知多中部広域事務組合地震対策特別計画に定める業務を行う。

3 県

機関名	内 容
愛知県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。 (2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。 (3) 避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。 (4) 地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。 (5) 避難の指示を代行することができる。 (6) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。 (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。 (8) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。 (9) 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。 (10) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。 (11) 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。 (12) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。 (13) 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (14) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。 (15) 消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。 (16) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。 (17) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。 (18) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (19) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。 (20) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。 (21) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。 (22) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。 (23) 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の設置を行う。 (24) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。 (25) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
愛知県警察	(1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することをを行う。 (2) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。 (3) 津波に関する予警報の伝達を行う。 震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。 (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。

	(6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。 (7) 人命救助を行う。 (8) 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。 (9) 災害時における交通秩序の保持を行う。 (10) 警察広報を行う。 (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。 (12) 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。 (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。 (14) 災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
--	--

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	内 容
東海旅客鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社	(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 (2) 旅客の避難、救護を実施する。 (3) 列車の運転規制を行う。 (4) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。 (5) 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。 (6) 死傷者の救護及び処置を行う。 (7) 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。 (8) 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
西日本電信電話株式会社	(1) 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。 (2) 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。 (3) 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。 (4) 気象等警報を県及び市町村へ連絡する。 (5) 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
中部電力株式会社(※)	(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。 (2) 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。 (3) 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。 (※) 中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力カミライズ株式会社を含む。(以降同じ。)
東邦ガス株式会社(※)	(1) ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。 (2) 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。 (※) 東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ。)
日本郵便株式会社	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業

	務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。 (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。 (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。 (4) 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。 (5) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。
日本赤十字社	(1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 (2) 避難所の設置に係る支援を行う。 (3) 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) 血液製剤の確保と供給を行う。 (5) 日頃から貯蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 (6) 義援金の受付及び配分を行う。なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。
日本放送協会	(1) 激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。 (2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。 (3) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。 (4) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報（警報）、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。 (5) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。
愛知県道路公社	知多半島道路の地震防災体制をとる。 ※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ）。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
自治団体 （自主防災組織）	区、自治会等の自治団体（自主防災組織）は地区内における被害調査、災害予警報等情報の伝達、被災者の救助、物資の配給、保健衛生等の応急措置並びに応急復旧の業務に協力する。
医師会	(1) 医療及び助産活動に協力する。 (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

産業経済団体	農業協同組合、商工会等はそれぞれ関係の被害調査及び応急対策について協力する。
文化厚生事業団体	青年団体、婦人団体、日赤奉仕団等は応急対策について協力する。
防災協力団体	アマチュア無線クラブ等の防災協力団体は、被害調査、警報等の伝達、災害広報、被害者の救助について協力する。
その他重要な施設の管理者	防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。
町内バス 運行事業者	(1) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。 (2) バスの運転規制を実施する。
危険物施設の 管理者	危険物施設の管理者は、それぞれの危険物施設の管理上、必要な地震防災対策を行う。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

基本方針

- 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 大地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を組織的に行うことが重要である。
- 企業は、顧客・従業員の生命・財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）（以下、「BCP」という。）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。
- 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

第1節 防災協働社会の形成推進

1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

町、県、住民、事業者、自主防災組織及びボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会形成の推進に努めるものとする。また、それぞれが地域における防災活動の継続的な推進に協力し、互いに連携して家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図り、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

2 災害被害の軽減に向けた取り組み

町は、住民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとする。

また、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努め、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

3 愛知県地震防災推進条例に基づく推進

「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等がその責務や役割を認識し、一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

4 住民の基本的義務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての住民、事業者、団体が防災に関するこの基本的な責務を有する。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するよう努めるものとする。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者や要配慮者を助ける、緊急避難場所や避難場所で自ら活動するほか、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力す

るなど、防災への寄与に努めなければならない。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 町は、東浦町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、東浦町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 自主防災組織の設置・育成

大規模災害が発生した場合は、交通機関等の途絶により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されたりすることが予想されるが、このような事態において、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するためには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の活動を組織的に行うことが重要である。

また、自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすことが期待できる。

このため、町は、「東浦町自主防災組織設置推進要綱」に基づき、地域住民、施設、事業所等による自主防災組織の育成に努めるものとする。その際、女性の参加を促進し、災害に対する地域連帯の強化を図るため、実践的な消火活動や定期的な訓練を行うなど、地域の防災活動を推進し、自主防災組織連絡協議会の開催、自主防災組織におけるリーダーの育成、避難救護用資機材の整備等を行い、自主防災組織の一層の充実に努めるものとする。

◆附属資料 57「自主防災組織の状況」

◆附属資料 86「東浦町自主防災組織設置要綱」

◆附属資料 87「東浦町自主防災会活動補助金交付要綱」

2 自主防災組織等の環境整備

町及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実に努めるものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

3 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町及び県は、平常時から自主防災組織、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
 - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - オ 地域内の要配慮者の把握
- (2) 災害発生時の活動
- ア 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示の伝達
 - イ 初期消火等の実施
 - ウ 救出・救護の実施及び協力
 - エ 集団避難の実施
 - オ 炊き出しや、救助物資の配布に対する協力
- (3) 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進
- 町は、自主防災組織がNPO・ボランティア等、消防団、学校、企業、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。
- 5 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進
- (1) 防災リーダーの養成
- 県及び町は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的な防災リーダーの養成に努めるものとする。
- (2) 防災リーダーのネットワーク化の推進
- 防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、町及び県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。
- また、町は、防災リーダーが地域の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、支援するものとする。
- 6 防災ボランティア団体等との連携
- 県及び町は、行政、地域住民、自主防災組織等に対応困難な大規模な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備とボランティアの相互の協力・ネットワークづくりが不可欠となる。
- そのため町は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。
- (1) 災害ボランティアセンターの設置
- 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。
- ア 町は、災害時に災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）

を円滑に設置できるようあらかじめ設置場所を定め、東浦町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づいて、必要な資機材を確保するものとする。

イ 町は、災害時にボランティアセンターを設置するため、東浦町社会福祉協議会との連絡体制を整備する。

ウ 町は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

エ 町は、防災訓練等において、東浦町社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体とボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) コーディネーターの確保

町は、NPO・ボランティア関係団体等と連絡を密にし、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。

町は、コーディネーターを養成するため、東浦町社会福祉協議会が開催するボランティアコーディネーター養成講座に積極的に協力し、また養成したコーディネーターに対しても、県が開催するレベルアップ研修に参加させるなど、コーディネートの知識及び技術の向上を図るものとする。

(3) 防災ボランティア活動の普及・啓発

町及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

第3節 企業防災の促進

1 企業防災の重要性

企業の事業継続・早期再建は住民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組みが極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

2 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチ

チェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食糧、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

（2）生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

（3）二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

（4）緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

（5）地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にすることを意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

3 町及び商工団体等における措置

町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

（1）事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

（2）相談体制の整備

町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 建築物等の安全化

基本方針

- 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、発災時の倒壊防止に加えて、十分な機能確保が図られるように一層耐震性を強化して倒壊防止に努める必要がある。
- 地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性の強化を図るとともに、その他の公共建築物についても耐震性の確保を図らなければならない。
- 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

第1節 建築物の耐震推進

1 建築物の耐震推進

現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に係り合っ
て定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が巨大地震により被害を受けた例も
記憶に新しい。

建築物は、これらの教訓からより強い地震を想定して、いっそう耐震性を強化して崩壊
防止に努める必要がある。

(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図る
ため、「東浦町耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っ
ていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、ブロック塀等の
付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上に努めるものとする。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、一般建築物についても、所
有者に対して耐震診断・耐震改修の普及・啓発に努めるものとする。

また、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建
築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存
耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

(3) 耐震改修促進計画

ア 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築
物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

イ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震改修促進計画」に基
づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。

また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所
等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物
に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

ウ 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の特定既存耐震
不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パ
ンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

2 公共建築物の耐震性の確保及び向上

(1) 防災上重要建築物の耐震性の確保

災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達、適切な対応行動の誘導及び啓発並びに休息、睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。

町は、これらの対策活動を円滑に進めるため、町有建築物の耐震性の確保について、計画的かつ効果的に実施し、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。

ア 防災上重要な建築物

(ア) 災害時の復旧活動等、防災業務の中核を担う庁舎及び消防機関等関連施設

(イ) 被災者の救護所、避難所となる、学校、コミュニティセンター等の避難施設

イ 防災上重要な建築物に対する対応

防災上重要な建築物については、激甚な災害にも機能障害を発生させないため、国土交通省その他の研究機関による新技術基準の策定、耐震設計基準の改定、各震災被害報告及びそれを踏まえた基準等の改正に沿い、次の諸点を推進する。

(ア) 新設建築物の耐震設計・施工の確保

(イ) 既存建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

(2) その他の町有建築物の耐震性の確保

その他の町有建築物についても、昭和 56 年度制定の新耐震設計基準を踏まえ、重要な建築物に準じて耐震性能の向上に努める。

(3) 町及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保

大規模店舗や民間医療施設等の、多数の人を収容する建築物を中心としたその他の防災上重要な建築物について、耐震性の維持及び耐震性の確保を図るため、民間施設関係団体等の協力推進に努める。

特に、災害時の拠点となる庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修を促進する。

3 一般建築物の耐震性の向上促進

(1) 一般建築物の耐震性の向上

一般建築物については、建築基準法及び同法施行令により構造基準が規定されているが、小規模な建築物については、構造計算による地震に対する安全性の確認まで義務付けされていない。また、老朽化等により地震の被害を受けやすい建築物は、早急に補強する必要がある。

これら一般建築物の耐震性に関する意識を高めるため、耐震工法や補強方法等の技術知識等の普及・啓発に努める。

(2) 民間木造住宅の耐震診断・耐震改修の促進

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたいわゆる旧基準木造住宅については、大規模な地震により人命に関わる建物の倒壊の危険性が高いとされているため、耐震性に不安を持つ所有者を対象に、希望者に対し無料で耐震診断事業を実施する。

耐震改修については、耐震診断事業による診断の結果、耐震性に問題があり、改修の必要があると診断された住宅に対して、耐震改修費の一部を補助する。

(3) 一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進

鉄筋コンクリート造等の建築物は、一般的に極めて耐震性に優れているとされてきたが、最近の震害に見られるように必ずしも安全とは言い切れないものが少なくないことが知られるに至っている。昭和 56 年以前の既存建築物の中には耐震性に問題のある建築物もあるので、耐震診断を案内するなど、その対策を講じていくよう普及・啓発に努める。

(4) その他の安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を強化するだけでは充分とはいえず、過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死のほか、窓ガラス・天井の破壊・落下やエレベーターの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しており、それらについての対策の普及・啓発に努める。

4 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

応急危険度判定士の養成及び派遣依頼

町は、県が実施する建築士等を対象とした応急危険度判定士講習会に参加を呼び掛け、応急危険度判定士の養成に協力するとともに、応急危険度判定の実施に伴い、必要に応じて県に判定士の派遣を依頼する。

◆附属資料 89「愛知県被災建築物応急危険度判定要綱」

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、県が作成した「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）による「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等を整備するものとする。

また、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。

〔事業の概要〕

事業名	地震対策緊急整備事業	地震防災緊急整備事業
根拠計画	地震対策緊急整備事業計画	地震防災緊急事業5箇年計画
作成主体	県知事	県知事
計画内容	地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画で、計画の内容は「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条第1項に掲げる施設等の整備。	県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する5箇年計画で、計画の内容は「地震防災対策特別措置法」第3条第1項に掲げる施設等の整備。

2 単独事業

(1) 防災対策事業

町及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債を活用した防災対策事業（防災基盤整備事業等）を実施する。

ア 防災基盤整備事業の概要

(ア) 事業計画：防災基盤整備計画の策定

(イ) 対象事業：防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域化対策事業

(2) その他の事業

町は、地震防災対策事業の推進を図るため、県が交付する補助金を活用した地震防災対象事業を実施する。

3 各整備事業

町は、2の事業に基づいて、次の整備を行う。

(1) 消防用施設の整備

地震災害が発生した場合に、延焼の防止活動、救助、救護活動等地震災害の防止、軽減を図るために必要な消防車両、耐震性貯水槽等の消防用施設の整備を実施する。

詳細については、第6章第2節「消防施設、設備等」に記述する。

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路の新設・改良事業を実施する。

なお、緊急輸送道路の現況については、第3節「交通関係施設等の整備」に記述する。

(3) 通信施設の整備

南海トラフ地震臨時情報、又は地震発生時における各種情報を、正確かつ迅速に伝達するため、同報無線、防災行政無線の整備を実施する。

詳細については、第3章第10節「通信施設」に記述する。

(4) 防災拠点施設の整備

地震防災応急対策の拠点となる防災上重要な建築物の耐震化を実施する。

(5) 社会福祉施設の整備

地震時における園児等の安全を確保するため、園舎等の耐震化を実施する。

(6) 学校施設の整備

地震時における児童生徒等の安全を確保するため、校舎等の耐震化を実施する。

(7) 水道施設の整備

地震が発生した場合の水道施設の被害を防止し、発災後の給水を確保するため、水道施設の耐震化を図る。

また、災害時の応急給水を確保するため、耐震性貯水槽、給水車、ろ水機等の整備を実施する。

(8) 山崩れ等防止対策施設の整備

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定要件を備えた危険箇所について、警戒避難体制を整備するとともに、急傾斜地崩壊防止施設の整備促進を図る。

(9) ため池整備

地震が発生した場合に、老朽化等により決壊のおそれがあるため池については、災害危険度の高いものから整備改修を実施する。

(10) 防災倉庫の整備

災害応急対策等に必要な防災資機材、非常用食糧及び生活必需品等を備蓄するための防災倉庫の整備を実施する。

第3節 交通関係施設等の整備

1 道路施設

(1) 道路・橋りょう等の整備

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大地震等の災害発生時において、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。

イ 道路橋等の耐震性の向上

(ア) 新設橋りょう等

新たに橋りょう等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

(イ) 既設橋りょう等

日ごろから施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づいた耐震補強を実施し、地震に強い施設の整備に努める。

ウ ライフライン共同収容施設の整備

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくし、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

(2) 緊急輸送道路の指定

地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路をあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

(3) 重要物流道路の指定

平常時、災害時を問わず、安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。

(4) 沿道建築物に耐震診断を義務付ける道路の指定

南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務付ける道路として指定する。

(5) 応急復旧作業のための事前措置

地震発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

◆附属資料 25「道路の現況」

◆附属資料 26「橋りょうの現況」

◆附属資料 28「緊急輸送道路」

2 交通安全施設等

災害発生時における緊急輸送道路の確保を図るため、指定が予定されている緊急輸送道路に対し、信号機等の交通安全施設の増強及び整備に努める。

第4節 ライフライン関係施設等の整備

1 施設管理者における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

町及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。

2 電力設備

町は、電気事業者に災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、次に掲げる諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるよう要請する。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

イ 資機材等の確保

地震による不等沈下、地すべり等を生ずる可能性が高い軟弱地盤にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

イ 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

(ア) 応急復旧用資機材及び車輛

(イ) 食糧その他の物資

ウ 電力融通

災害発生時に一時的に電力の供給が不足すること考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

町は、各家庭に地震やガス漏れなどの異常時にガスを自動的に遮断するマイコンメーターの設置を推進するものとする。

また、ガス事業者に災害時における被害を最小限にとどめ、二次災害の防止のため、次のような防災対策の整備に努めるよう要請する。

(1) ガス工作物の耐震性の向上

ア 製造設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 供給設備

新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強を行う。

(2) 津波浸水対策

津波浸水が想定される設備については、その重要度に応じて、必要な対策を講ずる。

(3) 緊急操作設備の強化

ア 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

イ 緊急放散設備等

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

ウ 中圧B 導管・低圧導管備

迅速な地域ブロック化が可能となるよう、遮断する設備を整備する。

エ 地震計の設置

地震情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定し、早急な応急対策を講ずるため、供給区域内主要地点に地震計を設置し、SI 値(※)、加速度値等を収集できるよう整備する。

＊SI 値：Spectrum Intensity の略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられており、速度の単位カイン（cm／秒）で表される。この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が 0.1 秒～2.5 の範囲で積分平均することにより求められる。

オ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

（４）応急復旧体制の整備

ア 関係官庁、一般社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化を図る。

イ 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化を図る。

ウ 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持を図る。

エ 復旧用資機材、飲料水、食糧等以下に示す物品について備蓄又は調達体制の整備を図る。

非常用資機材、機工具、車両、燃料、救急医薬品、飲料水、食糧、代替熱源、その他

オ 教育・訓練の充実を図る。

カ 需要家における地震時の処置に関する広報活動を推進する。

キ 警察、消防、報道機関等との連携の強化を図る。

ク 一般社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食糧・飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備を図る。

ケ 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備し、さらに、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実を図る。

コ 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報活動マニュアルの整備を進める。

4 上水道

水道施設の耐震性については、施設の新設拡張、改良等の際に十分に耐震設計及び耐震施工を考慮する必要がある。特に津波災害警戒区域や避難路においては、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管等による二次災害を軽減するための措置を施すことに努めるとともに、軟弱地盤地帯等における特殊工法などの調査研究に努めることも大きな課題である。また、水道施設による二次災害の防止と応急給水を確保する観点から、施設の耐震性の強化に努めるものとする。

また、老朽管の更新を進めるとともに、指定避難所、医療施設などの給水拠点までは、管路の耐震化、津波に対する安全性の確保に努めるとともに被害発生後、迅速な復旧を図るため、次の措置を講ずる。

（１）施設の災害予防措置

ア 震災による水道の断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化に努めるものとする。

イ 愛知用水水道事務所（上野浄水場及び知多浄水場）と常に緊密な連絡体制を整える。

ウ 災害時に給水が円滑に実施できるよう施設の防護設備を設置する。

エ 災害の予想される配水管及びポンプ施設等は、事前に必要な補強をし、さらに定期点検を行う。

（２）防災業務に必要な施設、資機材及び物資の備蓄整備

ア 防災業務施設及び設備の整備

（ア）各機器、特にポンプ施設の注油、電気配線の整備点検をする。

- (イ) 制水弁の開閉度の状況を整備する。
- (ウ) 施設の損傷による水道水の流出防止のため、東浦第1配水場（3,200立方メートル）、東浦第2配水場（8,000・1,500立方メートル）、東浦高根配水場（1,000立方メートル）の緊急遮断弁の整備点検をする。

イ 災害応急対策及び復旧資機材の整備

- (ア) 応急給水用資材
- (イ) 応急復旧用資材
- (ウ) 「水道災害相互応援に関する覚書」、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」により応援の要請
- (エ) 応急給水支援設備設置等に関する基準により、愛知県が設置した送水管より地震等の被災時に臨時に水道水を供給

◆附属資料 50「上水道施設」

◆附属資料 52「応急給水用資機材」

(3) 防災非常時の協力体制の確立

水道事業者は、自ら飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を要請し、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。

5 下水道

下水道管理者は、住民の安全で衛生的な生活環境を確保するために、災害時における下水道施設の機能を最低限保持するよう、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実情に応じて必要な対策を講じる。

また、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、復旧用資機材の確保及び復旧体制の確立を図るものとする。

(1) 管渠施設の対策

下水道管理者は、管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討し計画するが、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、人孔と管渠の接合部に可とう性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

なお、液状化のおそれのある地盤に敷設する場合には、地盤改良等の対策を実施する。

(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策

下水道管理者は、ポンプ場又は終末処理場と管渠の連結箇所は、地震動により破損しやすいため、バランスのとれた構造計画、基礎地盤の総合的な検討を行う。

(3) 緊急連絡体制の確立

下水道管理者は、被害の把握や復旧のために、関係行政機関及び関係業者等の相互の連絡を確実に行うため、連絡体制を確立する。

(4) 復旧用資機材の確保

下水道管理者は、可搬式排水ポンプその他復旧に必要な資材及び機器の計画的な確保に努める。

(5) 復旧体制の確立

下水道管理者は、被災時には、町職員あるいは町内の関係業者等のみでは対応が不十分となることが予想されるため、相互支援体制について国による「下水道事業における災害時支援に関するルール」を参考に作成された中部10県4市の相互支援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」に基づき、県に応援を要請する。

6 通信施設

通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、各防災関係機関は、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力を挙げて取り組む必要がある。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図ることとする。

なお、激甚な大規模災害が発生した場合には、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空・埋設ケーブルの寸断等の障害が予想されるため、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本的対策を策定するとともに、各種通信対策を図るものとする。

そのため、町は通信事業者に対して、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、次のような災害予防対策を実施するように要請する。

7 農地及び農業用施設

農地及び排水機場、樋門、水路等の農業用施設の災害は、農地及び農業用施設のみにとどまらず、一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を推進するとともに、激甚な大規模災害に備えて、農業用施設の耐震性を一層向上させるよう努める。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

第3章 文化財保護対策

基本方針

○ 災害時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずるものとする。

1 町は文化財の保護のため、次の対策を行う。

(1) 防災思想の普及

文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、町及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を依頼する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常を実施する。

2 平常時からの対策

(1) 町指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を整備するなど、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

(2) 文化財レスキュー台帳を県とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図り、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(4) 自動火災報知設備、消火栓、貯水槽等の防災・防火設備の設置を促進する。

◆附属資料 59 「指定文化財の現況」

3 重要文化財の耐震対策

重要文化財（建造物）には、平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施

(2) 対処方針の作成・提出

(3) 耐震対策推進の周知徹底

(4) 補助事業における耐震予備診断の必須

(5) 耐震予備診断の徹底

4 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

5 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

- (1) 被害状況の把握と報告
- (2) 事後措置の指示・伝達

第4章 都市の防災性の向上

基本方針

- 地震時における住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して住める町の防災対策に関する総合的な対策を推進しなければならない。
- 本町においては、道路等の公共施設の耐震化及び公的建築物並びに民間の建築物の耐震化及び不燃化を図っているところであるが、個々の安全性の確保だけでは限界があり、震災時における広域的な対応として、都市全体の防災構造化を図る必要がある。そのために、公共施設等の耐震不燃化に加えて、オープンスペースの確保が重要であり、避難路等の機能を有する道路及び公園緑地等の都市施設の整備を図るとともに、消防活動困難地域の解消に資する道路の整備、土地区画整理事業、市街地再開発などの市街地整備を今後とも促進する必要がある。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定

知多都市計画区域マスタープラン、東浦町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

1 道路の整備

町内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に既成市街地内の道路の計画に当たっては、地震等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

2 公園等の整備

都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

また、市街地に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯、避難地等として、有効に機能するものであるので、良好な自然環境を有する緑地は、積極的に保全していく。

◆附属資料 19「都市公園」

第3節 建築物の不燃化の促進

市街地には建築物が密集しており、地震による火災の被害発生のおそれ大きい。

これに対処するため、火災が起きた場合、極力他の建築物に被害を及ぼさないように地域によって集団的な防火に対する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として防火地域・準防火地域が指定されている。

防火地域内の新規の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることと規定されており、準防火地域内の新規の大規模建築物又は高層ビルは、耐火建築物、中規模のものは準耐火建築物とし、小規模のものは木造建築物でも外壁等を防火構造とすることと規定されている。

これにより、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。

◆附属資料 11「防火地域等区域」

第4節 市街地の面的な整備・改善

1 市街地整備事業の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

2 災害対策等に関する土地利用規制

(1) 災害危険区域の指定

地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定し、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はなし。

(2) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれのある区域を知事が指定し、必要な規制を行う。

なお、宅地造成工事規制区域内で宅地造成を行う場合は、原則として知事の許可が必要となる。

◆附属資料 12「宅地造成工事規制区域」

第5章 液状化対策・土砂災害等の予防

基本方針

- 液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。
- 土地は、人の生活、生産活動の基盤であり、土地利用に当たっては自然条件や土地の形質を十分に把握し、地盤災害の防止に留意して進めなければならない。
- 近年の町内における農用地から宅地等への転換等の土地利用の変化は、地盤災害対策上からも極めて注目すべき事項であり、地震の発生によりこうした地域を中心に、地割れ、液状化、がけ崩れ等の地盤災害が予想されるので、その予防に万全を期すことが必要である。特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮し、土地利用の適正な指導を行う必要がある。
- 土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、地盤沈下地域を的確に把握し、県と連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

第1節 土地利用の適正誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

第2節 液状化対策の推進

1 液状化危険度の周知

町は、国から示されている「液状化地域ゾーニングマニュアル」等に基づき、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図るものとする。

2 建築物における対策工法の普及

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が大きく異なるため、町及び県は、個々の地盤に対応した適切な対策工法の普及を行う。

第3節 宅地造成の規制誘導

1 宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域については、第4章第4節「市街地の面的な整備・改善」に記述する。

2 造成宅地防災区域

町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、地震に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定するとともに、災害防止のための必要な規制を行う。

3 宅地危険箇所の防災パトロール

町は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

4 宅地危険箇所の耐震化

町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

第4節 土砂災害の防止

1 急傾斜地崩壊危険区域

町は、県知事が指定した「急傾斜地崩壊危険区域」について、災害時の安全性が確保されるよう、その箇所を公表、周知するものとする。

2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害から県民の生命、身体を保護を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進している。

町は、土砂災害警戒区域の指定がなされた区域について、県から土砂災害警戒区域に関する資料の提供を受けて、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進を図る。

◆附属資料7 「危険箇所等・土砂災害警戒区域等の定義」

◆附属資料8 「急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」

3 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

(1) 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を東浦町地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

(2) 東浦町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、東浦町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の伝達方法等）

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 町は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

4 ハザードマップの作成及び周知

町長は、東浦町地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそ

れのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知する。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

東浦町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう町の関係部課と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに東浦町地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

1 被災宅地危険度判定士の養成・登録

町は、県と協力して、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会により、土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

2 相互支援体制の整備

町及び県は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

◆附属資料 90「愛知県被災宅地危険度判定実施要綱」

第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

基本方針

- 地震・津波災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するために、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1 防災施設等の整備

地震・津波災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

2 防災用拠点施設の整備促進

町、県及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

3 公的機関の業務継続性の確保

- (1) 町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

- (2) 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食糧等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

4 応急活動のためのマニュアルの作成等

町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町は、男女共同参画の視点から、東浦町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当課及び男女共同参画センターの役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努める。

5 人材の育成等

- (1) 町及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- (2) 町及び県は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、県、町及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- (3) 町及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

6 防災中枢機能の充実

- (1) 町、県及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。
- (2) 町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。
- (3) 町役場は、災害対策本部として防災活動の拠点となることから、非常用電源の確保等、災害時の拠点・中枢機能維持に必要な施設・設備対策を講じるものとする。

7 防災関係機関相互の連携

- (1) 町及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- (2) 県、町及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- (3) 県、町及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

8 浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

◆附属資料 39「水防資材」

◆附属資料 40「水防器材」

9 地震計等観測機器の維持・管理

町及び県は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動

対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

10 緊急地震速報の伝達体制整備

町及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。

11 防災用拠点施設の屋上番号標示

県は、県庁及び東三河総局・県民事務所等の庁舎の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図る。

なお、町は、役場等の屋上について、同様の整備に努める。

第2節 消防施設、設備等

町は、知多中部広域事務組合と連携して、消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓及び防火水槽、耐震性貯水槽等の消防力や消防水利の整備又は改善を図り、有事の際の即応体制を確立する。また、非常時における飲料水の確保のため、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進し、適切な保守管理に努める。

◆附属資料 41「消防署所」

◆附属資料 42「半田消防署東浦支署及び東浦西部出張所保有の消防力」

◆附属資料 45「消防団詰所」

◆附属資料 52「応急給水用資機材」

◆附属資料 101「知多地域消防相互応援協定」

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

2 通信手段の確保

(1) 通信施設の防災構造化等

町、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時から連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(2) 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(3) ヘリコプターテレビ電送システムの整備

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。

◆附属資料 21「無線通信施設」

◆附属資料 114「同報無線設備遠隔制御装置に関する協定（知多中部広域事務組合）」

3 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第4節 救助・救急に係る施設、設備等

救助用食糧及び資機材、生活必需品等の物資について、有事の際にその機能等が有効に運用できるよう整備及び点検をする。

また、町及び県は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

なお、災害応急対策等に必要な防災資機材、非常用食糧及び生活必需品等に関しては、町内に4カ所ある防災倉庫への備蓄の推進を図る。

◆附属資料 46「救助用資機材等」

第5節 防災拠点施設の番号標示

災害時においてヘリコプターによる上空からの災害応急対策活動が円滑に行われるよう平成9年度に町役場屋上に番号標示をした。その他の施設においても今後、標示するよう努めるものとする。

標示番号	北緯	東経
59-0	34度58分42秒	136度58分10秒

第6節 道路河川等の復旧等に係る施設、設備等

防災活動上必要な公共施設等及び風水害等避難所に指定されている施設の点検を実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

また、一般的な車輛では通行不能場合に備え、舟艇を配備する。

なお、避難施設・避難場所については、第8章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」による。

◆附属資料 48「救助用ボート配備状況」

第7節 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

1 給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1 キロメートル以内	耐震性貯水槽、給水車
4日～10日	20	おおむね 250 メートル以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 100 メートル以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量(約 250)	おおむね 10 メートル以内	仮配管からの各給水共用栓

2 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

(1) 最寄水道施設の利用

最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

(2) 水道用貯留施設の利用

配水池、耐震性貯水槽、ポンプ井、圧力タンク

(3) 受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

(4) プール、ため池、河川の利用

ア 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

イ 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

(5) 井戸の利用

ア 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

イ 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

第8節 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

1 町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が

想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食糧、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- 2 町及び県は、広域応援による食糧の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食糧を備蓄しておくよう啓発する。
- 3 町及び県は、災害時に迅速に食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

第9節 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

- 1 設置場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上選定する。
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。
- 3 町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

第10節 災害廃棄物処理に係る事前対策

- 1 東浦町災害廃棄物処理計画の策定
町は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月策定令和4年1月改定）に基づき、東浦町災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。
- 2 広域連携、民間連携の促進
町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応

として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

なお、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

◆附属資料 97「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（愛知県、県内市町村、下水道事業管理者及び一部事務組合）」

◆附属資料 122、123「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」

第11節 罹災証明書の発行体制の整備

- 1 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課等を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- 2 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- 3 県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第7章 避難行動の促進対策

基本方針

- 避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。
- 防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 大地震の発生時には、地盤災害のがけ崩れ等の危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある地域内の住民は、速やかに安全な場所に避難することが何より大切である。また、激甚な災害時には、建物の倒壊、火災の同時多発による延焼拡大等により、多数の住民等が死傷したり、住居を奪われるなどにより、迅速な避難行動が行えなかったり、長期の避難生活を余儀なくされることが予想される。このような場合に備えて、町は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全確保に努めるものとする。

第1節 津波警報や避難情報の情報伝達体制の整備

- 1 町は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- 2 町は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

- 1 緊急避難場所の指定
町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。
また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。
- 2 広域避難場所の選定
町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。
 - (1) 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、グラウンド（校庭を含む。）等の公共空地等が適当と考えられる。
 - (2) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上

とする。

- (3) 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- (4) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (5) 広域避難場所は、大規模なけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (6) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率5%程度疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れている所とする。
- (7) 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

3 一時避難場所

大地震の場合、住宅密集地では建物の倒壊や火災の延焼が心配されるので、住民の生命・身体の安全を確保するため、一時的に避難できる公園、ふれあい広場、グラウンド（校庭等を含む。）など公共空地等を屋外の避難場所として選定し、確保する。

避難場所は、地盤災害や浸水などに危険のないところ及び付近に多量の危険物がないところを選定し、避難者一人あたりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。

4 避難道路の選定

次の基準により、広域避難場所への避難道路を選定し、確保しておくものとする。

- (1) 避難道路はおおむね8メートル～10メートルの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (4) 津波や浸水等の危険のない道路であること。
- (5) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

5 避難路の選定

それぞれの避難所に対して、避難路を確保する様を選定する。避難路は原則として幅員6メートル以上とするが、地震による建物の崩壊や沿道の駐車車両等を考慮し、極力幅員に余裕のある路線で設定するものとする。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1 マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- (1) 津波災害事象の特性に留意すること。
- (2) 収集できる情報として次の情報を踏まえること。
大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報
- (3) 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること。
- (4) 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難指示を発令できるよう、具体的な区域を設定すること。
ア 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災安全局公表）の浸水想定区域
イ 津波浸水想定（平成26年11月26日愛知県建設局公表）における浸水想定区域

- ウ 津波災害警戒区域（令和元年7月30日愛知県建設局指定）における浸水想定区域
- (5) 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること。
- (6) 避難情報の発令基準については、津波警報等が発表された場合、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令すること。
- (7) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難の発令を検討すること。

2 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

3 事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

町及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、作成にあたっては、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

1 避難の指示を行う基準及び伝達方法

2 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

3 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

4 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (1) 給水措置
- (2) 給食措置
- (3) 毛布、寝具等の支給
- (4) 衣料、日用必需品の支給
- (5) 負傷者に対する応急救護

5 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

- (1) 緊急避難場所の秩序保持
- (2) 避難者に対する災害情報の伝達
- (3) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (4) 避難者に対する各種相談業務

6 災害時における広報

- (1) 広報車による周知
- (2) 避難誘導員による現地広報
- (3) 住民組織を通ずる広報

第5節 避難に関する意識啓発

町及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、地震発生時の津波や堤防の被災等による浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

1 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った場合は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置
- (3) 避難地区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所・避難所の区分
- (6) その他必要な事項

- ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと。
- ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること。

◆附属資料 116「災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）」

2 避難のための知識の普及

町及び県は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識

・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。

・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること。）

・津波については想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること。

- (3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

3 その他

- (1) 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- (3) 町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。
- 町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握及び関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 町及び県は、大規模災害発生時の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報するにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備

1 避難所等の整備

町は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

2 指定避難所の指定

- (1) 町は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。
- (2) 上記(1)の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。
- (3) 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

[一人当たりの必要占有面積]

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。又は、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

[新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積]

一家族が、目安で3 m×3 mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2 m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

- (4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- (5) 避難所の指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要となる。さらに、町界を越えての避難を考慮し、他市町村との連携を図っておくものとする。
- (6) 町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

◆附属資料 15「指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況」

3 福祉避難所の整備

- (1) 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (2) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (4) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (5) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4 避難所として適切な施設

避難所として適している施設は学校、コミュニティセンター等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。

この場合、平素から安全な場所や仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておくものとする。

5 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、簡易トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めている。

(1) 情報受発信手段の整備

防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

(2) 運営事務機能の整備

コピー機、パソコン、ワープロ等

(3) バックアップ設備の整備

投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

6 避難所の破損等への備え

町は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

7 避難所の運営体制の整備

(1) 避難所においては多種多様な問題が発生することが予想されるため、町は「東浦町避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

(2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

(3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

(4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

(5) 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当課と保健福祉担当課が連携して取組を進める

とともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

◆附属資料 15「指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況」

◆附属資料 107、108「災害発生時等における避難施設に関する協定」

第2節 要配慮者支援対策

災害の発生時には、要配慮者への特別な配慮、支援が重要であり町、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震等から要配慮者を守るために安全対策の一層の充実を図る。

なお、要配慮者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導体制の整備等は、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などに沿ってそれぞれ策定に努めるものとする。

1 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、地震等災害に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(5) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

※なお、東浦町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の施設に係る対策については、第2編第10章津波予防対策参照のこと。

(6) 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

(2) 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全対策と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地方公共団体との応援体制の確立に努めるものとする。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防

災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

3 避難行動要支援者対策

町は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、東浦町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

(1) 避難支援等関係者となる者

ア 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて個別避難計画の策定等の支援活動を行う者

- (ア) 自主防災会
- (イ) 地域支援者
- (ウ) 民生委員・児童委員
- (エ) 社会福祉協議会
- (オ) 介護支援専門員
- (カ) 相談支援専門員

イ 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者

ウ 上記アに加え、消防班等の消防機関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行う者

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

自ら避難することが困難なものであり、かつ、その円滑及び迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして次に掲げるもの（常態として社会福祉施設、医療機関等に入所または入院している者は除く）。

- ア 75歳以上でひとり暮らしの者、または75歳以上のみの世帯の者
- イ 要介護認定1～2を受けており、ひとり暮らしまたは同居の家族が65歳以上の者
- ウ 要介護認定3～5を受けている者
- エ 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障がいの程度が1・2級である者
- オ 療養手帳の交付を受けている者のうち、障がいの程度がA判定である者
- カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、障がいの程度が1・2級に該当し、かつ、ひとり暮らしの者
- キ 75歳以上で日中独居の者
- ク 指定難病の患者
- ケ その他支援が必要と認められる者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町内部での情報の集約

町は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、町内部の個人情報を

共有して名簿台帳を作成する（災害対策基本法第49条の10第4項）。

イ 県からの情報の取得

避難行動要支援者となる難病患者の情報については、県と調整の上、これを取得するものとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

ア 避難行動要支援者となる者についての名簿情報については、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努めるものとする。

イ 登録台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員等を通じて町長に報告し、町は登録台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する

(5) 名簿情報漏えいを防止のための措置

ア 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置

(ア) 名簿の提供を受けた者は、支援以外の目的で登録台帳を活用してはならない。

(イ) 名簿の提供を受けた者は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上に知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。

(ウ) 名簿の提供を受けた者は、登録台帳を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

(エ) 名簿の提供を受けた者が登録台帳を紛失した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

イ 名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために町が講ずる措置

(ア) 町は避難支援等関係者に名簿台帳を提供する際に、名簿の提供を受けた者は法律上の守秘義務（災害対策基本法第49条の13）を負うことや、個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿台帳の管理について適宜指導を行う。

(イ) 町が避難行動要支援者に名簿を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報のみを提供する。

(ウ) 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報については、支援活動後にその情報の返還または廃棄を求めるものとする。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、要配慮者の対応能力を考慮して、複数の情報伝達手段を活用するとともに、自主防災会を中心に、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

個別避難計画を策定するにあたっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要があることも踏まえて計画を策定するものとする。

(8) 応援協力体制の整備

被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努める。

(9) 防災教育、防災訓練の実施

避難訓練の際には、要配慮者の参加を呼びかけるなど、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(10) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・同居家族等のほか、わたしの状態・緊急時連絡先・地域支援者・避難支援に関する事項・自宅から避難先までの経路・避難生活に係る支援及び介助方法等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化の

ため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を町地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用には支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、当該町の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努めるものとする。

エ 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

また、名古屋地方気象台は、町に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

(11) 要配慮者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 外国人等に対する対策

町及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- (1) 避難場所や避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
- (3) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練を実施するように努める。
- (4) 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。
- (5) ボランティア団体と連携し、語学ボランティアを避難所等に派遣する。
- (6) 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

5 災害ケースマネジメント

町は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

1 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

2 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

3 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

町及び県は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

4 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所の提供）、の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食糧の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第9章 火災予防・危険性物質の防災対策

基本方針

- 町及び県は、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるとともに、危険物施設の自主保安体制充実強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

第1節 火災予防対策に関する指導

都市の過密化、建築物の高層化及び多様化、危険物需要の拡大等により、地震に伴う大規模な火災の発生及びこれに伴う多大な人的、物的被害が生じることが予想される。

このため、町は消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努めるものとする。

1 一般家庭に対する指導

町及び知多中部広域事務組合は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の水の確保など普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

2 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため知多中部広域事務組合は消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の完全設置を行って、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

3 立入検査の強化

知多中部広域事務組合は、消防法に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

4 建築同意制度の活用

知多中部広域事務組合は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火の観点からその安全性を確保できるよう消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図るものとする。

第2節 消防力の整備強化

町及び知多中部広域事務組合は、次により消防力の整備強化に努めるものとし、県としては、これに必要な指導、援助を行うものとする。

1 消防力の整備強化

町及び知多中部広域事務組合は、「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、広域消防体制の整備を図るものとする。

2 消防施設等の整備強化

町及び知多中部広域事務組合は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備に努めるとともに年次計

画をたてて、その強化を図るものとする。特に、災害時の初期消火活動については、耐震性貯水槽、可搬式動力ポンプの整備を進めるものとする。

◆附属資料 42 「半田消防署東浦支署及び東浦西部出張所保有の消防力」

第3節 危険物等の保安確保の指導

知多中部広域事務組合は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これら施設等について必要の都度、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、火災予防条例に規定されている少量危険物、指定可燃物等の管理及び取扱いについても、所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

第4節 震災時の出火防止対策の推進

町及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会社等と共に、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

第10章 津波予防対策

基本方針

- 地盤沈下や老朽化した施設の嵩上げ、補強、補修などハード面での対策だけでなく、堤防・護岸施設外の区域などから住民、観光客、漁船等を避難させる必要があるほか、地震の外力や地盤の液状化により、堤防・護岸施設等に被害が生じたり、水門、水路等の決壊などによる不測の事態に対する予防対策を講ずる。
- 津波災害対策については、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本として検討を進めていくものとする。
 - ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
 - ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
- 最大クラスの津波に対しては、民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、総合的な対策を講じるものとする。
- 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護等の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第1節 津波対策に係る地域の指定等

1 津波危険地域の指定

町は、平成26年5月に愛知県が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布等を基に、津波により人・住家等に危険が予想される地域を「津波危険地域」として指定する。

2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定

県は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき、津波浸水想定を設定する。（平成26年11月26日公表）

また、同法第53条第1項及び第2項に基づき、「津波災害危険区域」を指定し、基準水位の公示を行う。（令和元年7月30日指定）

第2節 津波防災体制の充実

1 津波防災体制の充実

- (1) 町及び県は、想定される津波等に対して、あらかじめ「津波避難計画」等を策定する。
また、県は、津波等からの一時避難方法及び市町村の区域を越えた広域避難を想定し、津波避難のあり方として、市町村が津波避難計画を策定する際の指針を作成する。
- (2) 町は、津波警報等、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
- (3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や避難情報の発令・伝達体制を整えるものとする。
- (4) 消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール、退避の判断基準を定め、住民に周知するものとする。
- (5) 町は、津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などにおける住民等の安全を確保するための津波警報等の迅速かつ的確な伝達・広報の計画及び海岸線や津波危険地域・津波災害警戒区域の監視、巡回体制、さらには避難誘導計画などを具

体的に定めるものとする。

ア 地域特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難情報の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には避難指示のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

イ 避難誘導計画の策定に当たっては、住民や自主防災組織の協力を得て、地域の地形に応じた避難場所や避難経路を指定するなど避難方法を具体的に示すとともに、多言語表示、避難場所や避難経路について統一的な図記号等を利用するなど、わかりやすい案内板等の設置や、電柱等に標高を表示して、日頃から周知を図る。場合によっては、耐震性を有する民間建物を避難場所として指定することもある。

ウ 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。

エ 波の避難計画の策定にあたっては、最大クラスの津波及び比較的発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波による「津波浸水想定区域図」や、「愛知県 市町村津波避難計画策定の手引き」等を基礎資料とする。

オ 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、県警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

また、避難手段として、愛知県自転車活用推進計画を基に自転車の活用も検討する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

3 津波災害警戒区域の指定

(1) 町は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県から津波災害警戒区域の指定を受けたことに伴い、次の事項を東浦町地域防災計画に定めるものとする。また、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項

イ 津波災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で町地域防災計画に定める施設（以下「避難促進施設」という。）がある場合には、施設の利用者の円滑な警戒避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法

(2) 東浦町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、施設利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、公表する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を行うとともにその結果を町長に報告する。

(3) 町長は、町地域防災計画に定める津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保

計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

第3節 津波防災知識の普及

町は、住民に対して、津波警報・避難情報の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。

また、地域の実情に応じて町外からの観光客等を含めた津波危険地域・津波災害警戒区域の周知や津波を想定した情報伝達、避難訓練を実施するなど、特に津波防災知識の普及に努める。

1 避難行動に関する知識

- (1) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (2) 地震による揺れを感じない場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること。
- (3) 「巨大」という定性的表現で大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる必要があること。
- (4) 沖合の津波観測に関する情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等であること。
- (5) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること。
- (6) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。
- (7) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手すること。

2 津波の特性に関する情報

- (1) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (2) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること。
- (3) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること。

3 津波に関する想定・予測の不確実性

- (1) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。
- (2) 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。
- (3) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

第4節 津波防災事業の推進

津波防災にあたって、町は、避難対象人口の規模に応じた避難場所や避難路の整備を図るほか、沿岸地域の防災拠点の整備など津波に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

- 1 町は、津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- 2 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避

難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

- 3 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。
- 4 内水排除施設等の管理者は、堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水に備え、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 5 河川等の管理者は、次の事項を定める。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 堤防等の補強、水門等の自動化・遠隔操作化等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実・安全に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

第11章 広域応援・受援体制の整備

基本方針

○ 町等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援体制の整備

大規模な災害等が発生した場合においては、被害が大きく、災害応急対策活動が円滑に実施できなくなることが予想されるので、平素から関係機関と十分に協議し、災害時においては相互に応援協力する体制の整備を図るよう努める。

1 応援要請手続きの整備

町は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

2 応援協定の締結等

(1) 相互応援協定の締結

町及び県は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

◆附属資料 91「知多地域災害時相互応援協定（知多地域9市町）」

◆附属資料 92「災害時等における相互応援協定（新城市）」

◆附属資料 93「災害時における相互応援協定（石川県野々市市）」

◆附属資料 94「災害時における相互応援協定（宮城県柴田町）」

(2) 技術職員の確保

町及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(3) 民間団体等との協定の締結等

町及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること

(4) 防災関係機関における措置

町及び知多中部広域事務組合は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等によ

り、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

- ◆附属資料 95「愛知県防災ヘリコプター支援協定」
- ◆附属資料 100「愛知県内広域消防相互応援協定」
- ◆附属資料 101「知多地域消防相互応援協定」

3 受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各

種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

4 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

第2節 救援隊等による協力体制の整備

1 緊急消防援助隊

町及び知多中部広域事務組合は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

2 広域航空消防応援

町及び県は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

3 県内の広域消防相互応援

町及び知多中部広域事務組合は、大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

◆附属資料 100「愛知県内広域消防相互応援協定」

◆附属資料 136「災害時等における活動拠点に関する協定（知多中部広域事務組合）」

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、町及び県は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

2 訓練・検証等

町及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や町、国、県、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

町及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。

第12章 防災訓練及び防災意識の向上

基本方針

- 地震災害による被害を最小限に食い止めるには、町を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日ごろから、地震災害への認識や地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識を深め、災害から自らを守るとともにお互いを助け合うという意識と行動が必要である。このため、町では防災訓練等を通じて住民の防災意識の高揚を図る。
特に、東海地震、東南海地震等を想定した総合的な地震防災訓練では、地域住民、関係機関等の協力の下に、情報の収集伝達、避難所開設、応急救護、消火等に重点をおいて実施する。
- 国、県及び市町村は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、町民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
- 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保にも十分配慮するよう努める。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

町は、県や国、できる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

1 総合訓練

町は、毎年8月30日から9月5日までの防災週間、又はあいち地震防災の日のいずれかを中心に、自主防災組織と合同で防災関係機関等の協力を求め、南海トラフ巨大地震等の大規模な地震災害に備えての総合防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、過去の災害を教訓とし、地震規模や被害の想定を明確にし、緊急地震速報を取り入れた実働訓練及び夜間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう努め、次のような内容を取り入れて実施するものとする。

- (1) 阪神・淡路大震災の教訓をもとに、防災関係機関相互の緊密な連携体制づくりや地域住民と一体となった訓練とするため、災害対策本部の設営訓練、避難、救助、初期消火等の初動訓練、職員の非常招集訓練、さらには避難所の機能確保訓練やボランティアの受入体制の訓練などを実施する。
- (2) 地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策や津波警報等の伝達など、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した訓練を実施する。
- (3) 自助・共助の視点から、実際の発災現場となる居住地域における住民及び自主防災組織を主体とした要配慮者等の避難誘導訓練の実施を推進する。

(4) 災害応援に関する協定に基づき、関係機関との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

(5) その他地震防災上必要な訓練

◆附属資料 117「アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定（東浦アマチュア無線クラブ）」

2 地域防災訓練

自主防災組織は、防災資機材を活用して避難誘導、情報の収集伝達、初期消火、応急救護訓練等の具体的な訓練を実施する。

3 津波防災訓練

町は、南海トラフ巨大地震等の大規模地震による津波被害が想定されている中、水門等の閉鎖、迅速な情報伝達、避難対策等を図るため、津波防災訓練を次のとおり実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

(1) 津波警報等の情報伝達訓練

(2) 津波避難訓練

(3) 水門等の操作訓練

4 浸水対策訓練

町は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び一般住民と一致協力して水災の警戒及び防御にあたり、万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、各種水防工法その他の訓練を実施する。

また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設（ため池等）について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。

なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては、特に住民の参加を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。

(1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）

(2) 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

(3) 動員（消防団（水防団）、居住者、ボランティア）

(4) 輸送（資機材、人員）

(5) 工法（水防工法）

(6) 水門等の操作

(7) 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

5 動員訓練

町は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

6 広域応援訓練

町及び県は、市町村が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

7 防災訓練の指導協力

町及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な

防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

8 訓練の検証

町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、必要に応じて改善措置を講ずるとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

また、県は、町から要請があったときは、訓練実施に必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力するものとする。

9 図上訓練等

町は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

10 学校・保育園における訓練

学校等（保育園を含む。以下同じ。）においては、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童生徒等（保育園児を含む。以下同じ。）の避難誘導など防災上必要な訓練を計画し、実施する。

なお、計画作成及び訓練実施にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 訓練は学校等行事などに位置付けて計画し、全職員の協力と学校にあっては、児童生徒等の自主的活動を重視し、十分な効果を収めるよう努めること。
- (2) 訓練は毎年1回以上実施し、学校等の種別・規模・施設設備の状況、児童生徒等の発達段階など、それぞれの実情に応じて、具体的かつ適切なものとする。
- (3) 訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具、用具などについて、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努めること。
- (4) 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておくこと。
- (5) 訓練実施後は、十分な反省を行い、計画の修正及び整備を図ること。

第2節 防災のための意識啓発・広報

1 防災意識の啓発

町は、地震発生時において、住民一人ひとりが適確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、広報紙、パンフレットなどの配布、地震体験車、地震防災ビデオの活用、講座の実施などにより、地震についての正しい知識や防災対応等について啓発するとともに防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

防災教育の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- (3) 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- (4) 警報等や避難情報の意味と内容
- (5) 正確な情報の入手
- (6) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (7) 津波危険予想地域、急傾斜地崩壊危険地域等に関する知識

- (8) 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- (9) 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (10) 様々な条件下（建物内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- (11) 避難生活に関する知識
- (12) 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- (13) 応急手当方法の紹介、平素から住民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (14) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (16) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (17) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (18) 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (19) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (20) 食糧その他生活必需品等の非常持ち出し品及び家庭内備蓄品の準備

2 防災に関する知識の普及

町及び県は、防災週間及び津波防災の日等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・津波災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。

また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。

なお、住民が正しい知識と判断をもって行動できるよう、次の事項を重点として啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて住民に配布するとともに、町広報紙に掲載するなどして、広報を徹底するものとする。

なお、広報の重点事項は次のとおりである。

- (1) 平常時の心得に関する事項
 - ア 家族と避難先や連絡先について話をする。
 - イ 防災訓練に積極的に参加する。
 - ウ 自主防災組織の活動に積極的に参加する。
 - エ 非常持出品を準備しておく。
 - オ 急傾斜地崩壊危険箇所等の危険箇所を把握しておく。
 - カ 建物の耐震化や家具の固定を行う。
 - キ 非常用の水、食糧を備蓄する。
- (2) 地震発生時の心得に関する事項
 - ア 第一に、身の安全を確保する。
 - イ 火の始末を行う。
 - ウ 慌てて、屋外に飛び出さない。
 - エ 屋内の場合、非常脱出口を確保する。
 - オ 狭い路地、塀際、がけ等に近寄らない。
 - カ 避難する場合は、非常持出品を携行し、徒歩で行う。
 - キ 正確な情報を入手するよう努める。

さらに、県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。

3 自動車運転者に対する広報

町、県及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(1) 教育の方法

- ア 運転免許更新時等の講習会等を媒体とした教育
- イ 交通関係団体及び市町村の広報紙を媒体とした教育
- ウ ITを媒体とした教育

(2) 教育の内容

- ア 地震が発生した場合における交通規制の内容
- イ 地震が発生した場合における運転者のとるべき措置

4 家庭内備蓄等の推進

町及び県は、住民に平常時から家庭内備蓄の必要性を啓発するとともに、次の対応について広報し、周知徹底を図るものとする。

地震発生時には、ライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食糧、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等のといった感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

5 地震保険の加入促進

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、町及び県は、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

6 過去の災害の伝承

町及び県は、住民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

1 町職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、全ての町職員に対し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震発生の場合における地震防災応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課で主体的に行うものとし、その内容は、南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識を教育する。

具体的な内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 地震に関する基礎知識
- (2) 南海トラフ地震の予知に関する知識
- (3) 南海トラフ地震に関連する情報及び警戒宣言の内容、性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 予想される地震に関する知識

- (5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 家庭の地震防災対策及び自主防災組織の育成強化対策
- (9) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

2 学校等における地震防災教育

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、児童生徒等の発達段階、地域の特性や実態に応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など、学校等の教育活動全体を通じて平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校等において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教室を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校等行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。なお、防災教育は次に掲げる内容を目標に行う。

ア 地震発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害防災体制の仕組みなど科学的な理解を深める。

イ 地震発生時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、適確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身につける。

ウ 地震発生時に、児童生徒等が進んで他の人や集団、地域の安全に役立つことができるような態度、能力を養う。

(2) 関係職員の専門的知識の醸成及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、半田警察署、知多建設事務所、知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署・西部出張所等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携をとり確認

しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

イ 登下校の安全指導

(ア) 異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

(イ) 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

(ウ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

3 防災上重要な施設管理者等に対する教育

知多中部広域事務組合は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場等の不特定多数の者が出入りする施設等の防災上重要な施設の管理者に対し、警戒宣言が発せられた場合に適正な行動がとれるよう、平常から講習会等を通じて防災教育を行うものとする。

4 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第4節 防災意識調査及び地震相談の実施

町及び県は住民の地震についての正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関と有機的な連携のもとに実施するものとする。

1 防災意識調査の実施

住民の地震災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

2 耐震相談及び現地診断の実施

地震が起きたとき、はたして我が家は大丈夫かという住民の不安を解消するため、耐震相談を実施する。

また、住宅の現地診断についても適宜実施するものとする。

3 地震相談窓口の設置

町及び県は、住民からの地震に対処する方法、住宅の耐震化相談などの地震に関する相談を受けるため適宜、次の機関で相談窓口を設置し、地震対策の普及を図るものとする。

- (1) 町及び県の防災担当部局
- (2) 町及び県の建築指導担当部局（建築相談）
- (3) 知多中部広域事務組合
- (4) 警察署

第13章 震災に関する調査研究の推進

基本方針

○ 様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予知や被害想定の実施のほか、新たな知見や発想を積極的に取り入れた被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていく。

町は、次の調査を実施するとともに、県が実施する各種調査の結果を踏まえて、災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を検討するものとする。

1 防災カルテ等の整備

防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。防災カルテ等に記載すべき事項は、①災害危険箇所、②避難場所、③避難路、④防災関係施設、⑤土地利用の変遷、⑥災害履歴などである。

2 地籍調査

防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

基本方針

- 町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 一定規模以上の災害が発生した際における災害救助事務について、県又は救助実施市（令和元年12月2日名古屋市指定）が救助の主体となり災害救助を実施する。
- 各防災関係機関は災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとする。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 東浦町防災会議

東浦町防災会議は、町の地域に係る防災に関し、町の事務又は業務を中心に、町の区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法第16条の規定により町長の附属機関として設置されており、東浦町防災会議条例第3条に定める委員を持って構成し、同条例第2条に定める事務を行う。

◆附属資料 77「東浦町防災会議条例」

第2節 災害対策本部の設置・運営

大規模な地震により町の区域内に被害が発生した場合において、被害の拡大を防御し、応急的救助等を行うため、町その他の防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき応急対策の万全を期するものとする。

1 災害対策本部の設置及び廃止

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定により東浦町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害発生するおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときは、これを廃止する。

また、町長は、災害地に現地災害対策本部を置くことができる。

なお、災害対策本部等の運営の方法、非常配備体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるように定める。

災害対策本部及び現地災害対策本部は、おおむね次の基準に達したときに設置する。

（1）次の気象予警報のいずれかが知多地域を含む区域に発表され、町長が必要と認めたとき。

- ア 大雨警報
- イ 暴風警報
- ウ 洪水警報
- エ 高潮警報

（2）震度5弱以上の地震が発生したとき。

（3）南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。

（4）「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたとき。

- （5）特別警報が発表されたとき。
- （6）上記以外で、町地域内に相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。

2 組織及び活動態勢

災害対策本部の組織は、町長を本部長として町の全機構を総括する構成であり、その所掌事務は水防、災害救助、災害警備その他災害応急対策活動を包括する。

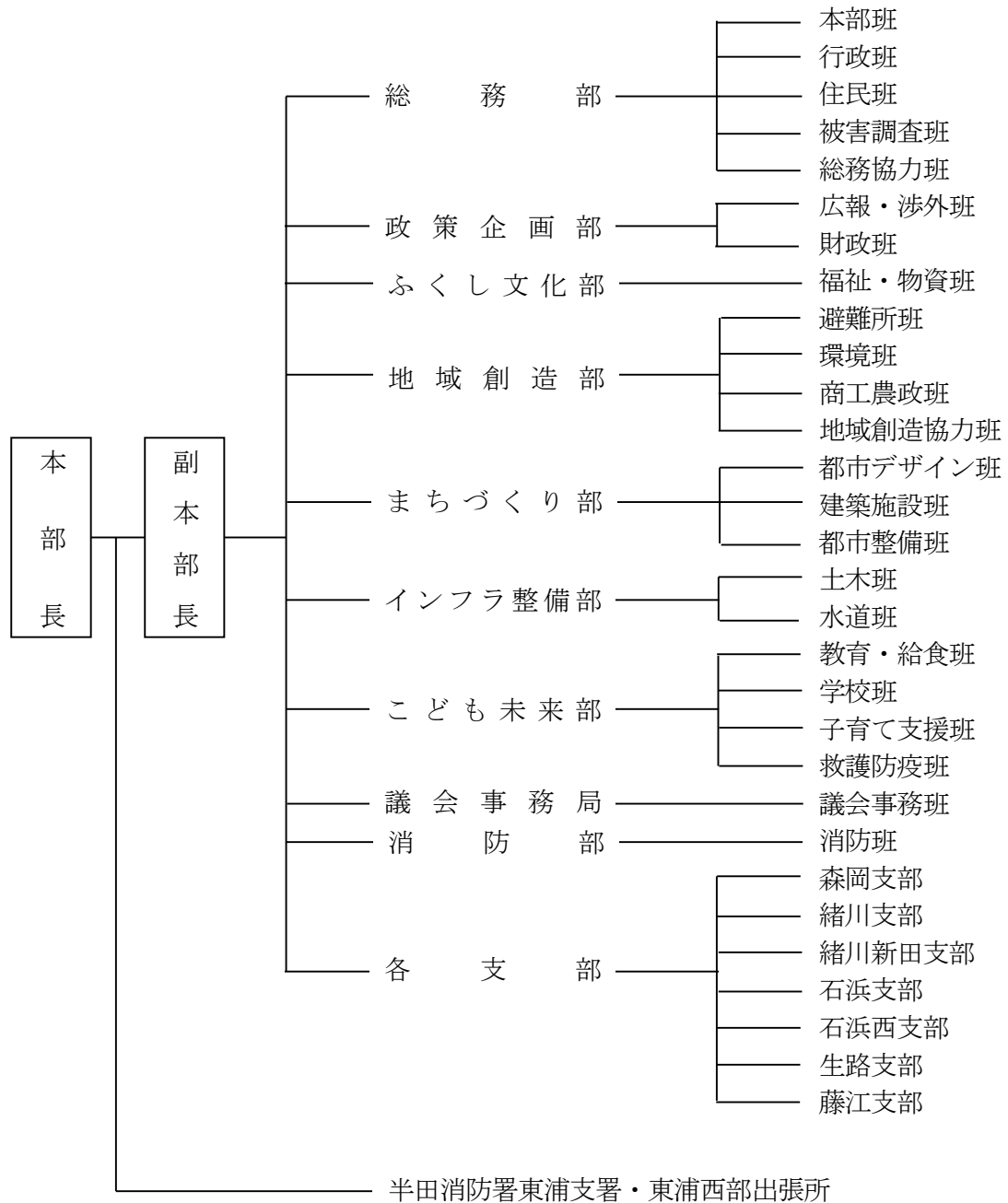
また、町長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

◆附属資料 78「東浦町災害対策本部条例」

◆附属資料 79「東浦町災害対策本部要綱」

※[災害対策本部組織表]及び[災害対策本部の所掌事務]については、令和7年4月1日施行

[災害対策本部組織表]



〔災害対策本部の所掌事務〕

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
本部 本部長 町 長 副本部長 副町長 教育長		1 災害対策全般の企画統制に関すること。 2 非常配備に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請依頼に関すること。 5 消防団に対する出動命令及び警察官に対する出動要請に関すること。 6 住民に対する避難情報に関すること。 7 町内の民有地、建物その他工作物の一時使用又は収用に関すること。 8 災害ボランティアセンターの設置に関すること。 9 その他災害対策に関する重要な事項
総務部 部長 総務部長	本部班 (防災課) 班長 防災課長	1 災害対策本部の庶務に関すること。 2 気象予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の受信、伝達等に関すること。 3 防災無線の運用に関すること。 4 職員の非常招集に関すること。 5 災害救助法に関すること。 6 本部、各部及び支部との連絡調整に関すること。 7 その他、他班の所管に属さないこと。
	行政班 (行政課) 班長 行政課長	1 各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 2 災害の処置状況の記録に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 災害対策本部庁舎の被害調査、報告及び復旧に関すること。 5 防災資機材、罹災者等の輸送に関すること。 6 町有車輛の集中運行管理に関すること。 7 他市町等からの支援者受入に関すること。 8 町有財産の被害調査に関すること。
	住民班（住民課） 班長 住民課長	1 行方不明者及び死亡者の身元確認及び収容に関すること。 2 埋火葬に関すること。 3 他（部）班の応援協力に関すること。
	被害調査班 (税務課) 班長 税務課長	1 罹災証明に関すること。 2 被害調査に関すること。 3 罹災者の税の減免等に関すること。 4 他（部）班の応援協力に関すること。
	総務協力班 (会計課、監査委員事務局)	1 他（部）班の応援協力に関すること。

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
政策企画部 部長 政策企画部長	広報・渉外班 （政策課、DX 課、人 事課） 班長 政策課長	1 住民に対する予警報、避難情報等の広報に関するこ と。 2 災害の記録、写真等の取材及び提供に関すること。 3 各報道機関その他関係機関に対する災害対策情報 等の発表及び情報の提供に関すること。 4 通信、機器等の被害調査及び災害復旧に関するこ と。 5 災害視察者及び外来見舞客の対応に関すること。 6 罹災死亡者に対する弔慰に関すること。 7 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 8 職員の公務災害に関すること。 9 他（部）班の応援協力に関すること。
	財政班 （財政経営課） 班長 財政経営課長	1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算 に関すること。 2 義援金品及び見舞金品等の収受及び出納に関する こと。 3 他（部）班の応援協力に関すること。
ふくし文化部 部長 ふくし文化部 長	福祉・物資班 （ふくし課、障がい福 祉課、保険医療課） 班長 ふくし課長	1 救助物資の配給に関すること。 2 福祉避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 要配慮者の支援に関すること。 4 在宅老人等に関すること。 5 義援金品及び見舞金品の配分に関すること。 6 仮設住宅の入居者の選定等に関すること。 7 日本赤十字奉仕団への協力要請に関すること。 8 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要 な資機材の調達に関すること。
地域創造部 部長 地域創造部長	避難所班 （住民自治課、学び支 援課、保育園、教育課、 学校班） 班長 住民自治課長	1 避難所の開設及び管理運営に関すること。 2 外国人支援に関すること。 3 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要 な資機材の調達に関すること。 4 罹災者の安否情報、確認に関すること。 5 炊き出し米等の確保に関すること。 6 他（部）班の応援協力に関すること。
	環境班（環境課） 班長 環境課長	1 ごみ等（災害廃棄物、し尿を含む。）の処理に関す ること。 2 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要 な資機材の調達に関すること。 3 救護防疫班の応援協力に関すること。

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
	商工農政班(商工農政課) 班長 商工農政課長	1 農林畜産物の被害調査及び災害復旧に関すること。 2 家畜の防疫に関すること。 3 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。 4 救助物資の調達に関すること。 5 商工業関係事業所の被害調査に関すること。 6 商工会等関係団体との連絡調整に関すること。 7 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 8 他（部）班の応援協力に関すること。
	地域創造協力班(観光交流課)	1 他（部）班の応援協力に関すること。
まちづくり部 部長 まちづくり 部長	都市デザイン班 (都市デザイン課) 班長 都市デザイン課長	1 震災復興都市計画に関すること。 2 他（部）班の応援協力に関すること。
	建築施設班 (建築施設課) 班長 建築施設課長	1 応急仮設住宅の建設に関すること。 2 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定に関すること。 3 被災住宅の応急修理に関すること。 4 町営住宅の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
	都市整備班 (都市整備課) 都市整備課長	1 公園等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 2 公共交通の被害調査・運行調整等に関すること。 3 他（部）班の応援協力に関すること。
インフラ整備部 部長 インフラ整備 部長	土木班（建設企画課、 土木管理課） 班長 土木管理課長	1 水防に関すること。 2 樋門操作に関すること。 3 道路、橋りょう、河川、水路等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険地区並びに砂防指定地域の防災に関すること。 5 緊急輸送道路の確保に関すること。 6 緊急の交通安全対策に関すること。 7 排水機、ため池等の農業施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 8 排水機の運転、ため池の水位調整に関すること。

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
	水道班（水循環管理課、水道サービス課） 班長 水循環管理課長	1 飲料水の供給に関すること。 2 水道、下水道施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 ポンプ場運転等の操作に関すること。
こども未来部 部長 こども未来部 長	教育・給食班（教育課） 班長 教育課長	1 学校との連絡調整に関すること。 2 学校施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 3 罹災児童、生徒に対する学用品等の調達、給与に関すること。 4 罹災児童、生徒の育英、奨学に関すること。 5 応急給食に関すること。 6 給食施設等の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。 7 他（部）班の応援協力に関すること。
	学校班（各小中学校）	1 各学校の被害調査及び報告に関すること。 2 避難所班の応援協力に関すること。
	子育て支援班（子育て支援課） 班長 子育て支援課長	1 保育園との連絡調整に関すること。 2 保育施設の防災活動、被害調査、報告及び応急復旧に関すること。 3 他（部）班の応援協力に関すること。
	救護防疫班（健康課） 班長 健康課長	1 罹災者の救護に関すること。 2 病気予防のための衛生対策に関すること。 3 医療、助産に関すること。 4 医薬品及び衛生資材の配分に関すること。 5 所管する施設の被害調査、報告及び応急復旧に必要な資機材の調達に関すること。
議会事務局 議会事務局長	議会事務班（議会事務局）	1 議会災害対策会議に関すること。

※ 所掌事務については、状況に応じ他班への応援協力を行うものとする。

3 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

町長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、必要に応じてその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに本部の標識を掲示する。

通知及び公表先	方法	担当
愛知県防災安全局	県防災情報システム	総務部総務班
知多県民事務所 （県民防災安全課）		
庁舎内及び出先施設	庁内放送又は電話等	総務部総務班
半田警察署東浦交番所	電話	総務部総務班
消防団	電話	総務部総務班
知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署・東浦西部出張所	防災無線、電話等	総務部総務班
一般住民	同報無線、広報車等	広報・渉外部広報班
報道機関	電話、FAX等	広報・渉外部広報班

4 災害救助法が適用された場合の体制

町長は、町内に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

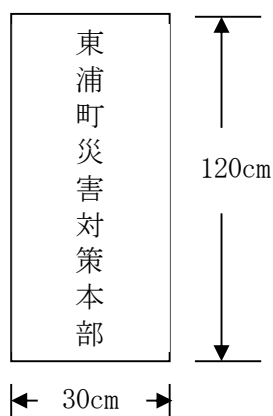
5 勤務時間外における体制の整備

町長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

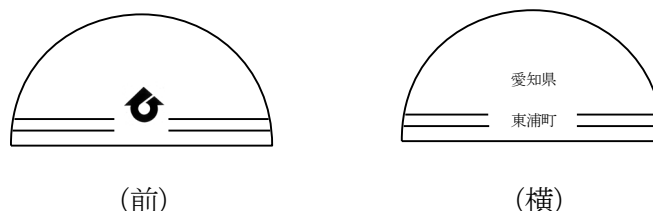
6 標識等

- (1) 災害対策本部を設置したときは、別図1の標識を掲示する。
- (2) 本部長、副本部長、部長、その他職員は災害活動に従事するときは、別図2の規格によるヘルメット及び別図3の規格による腕章を着用する。
- (3) 災害時において使用する本部の車輛は、別図4の規格による標識をつける。
- (4) 災害時において従事する職員の服装は、町指定の作業服と長靴とする。
- (5) 「災害対策本部」の標識は、庁舎西会議室棟に掲げるものとする。

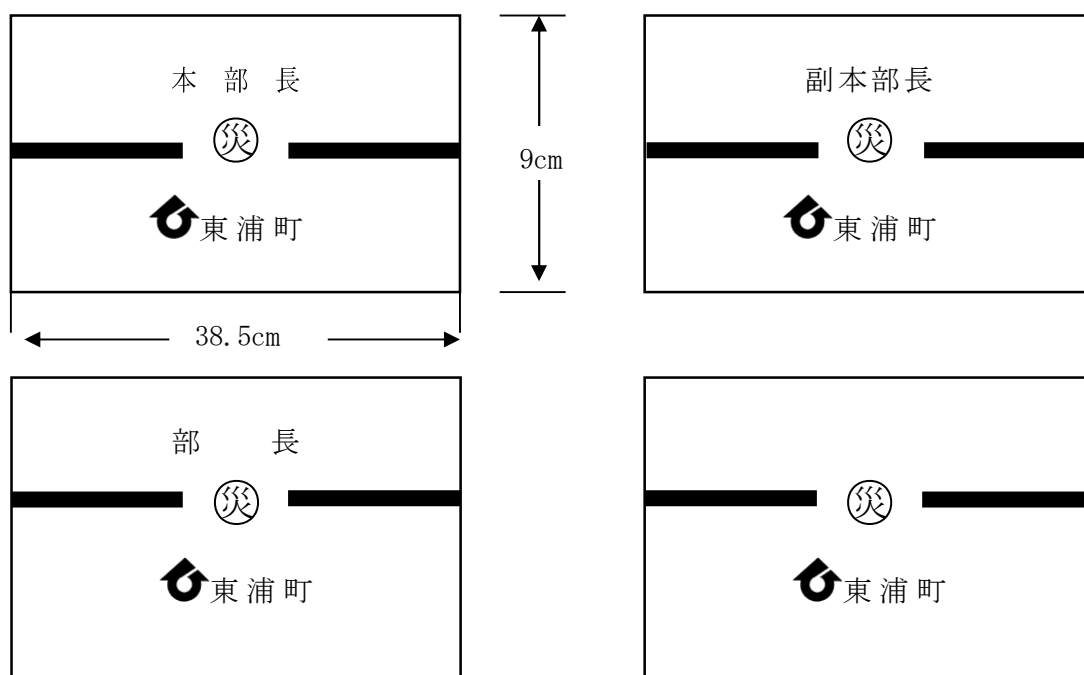
[別図1：標識]



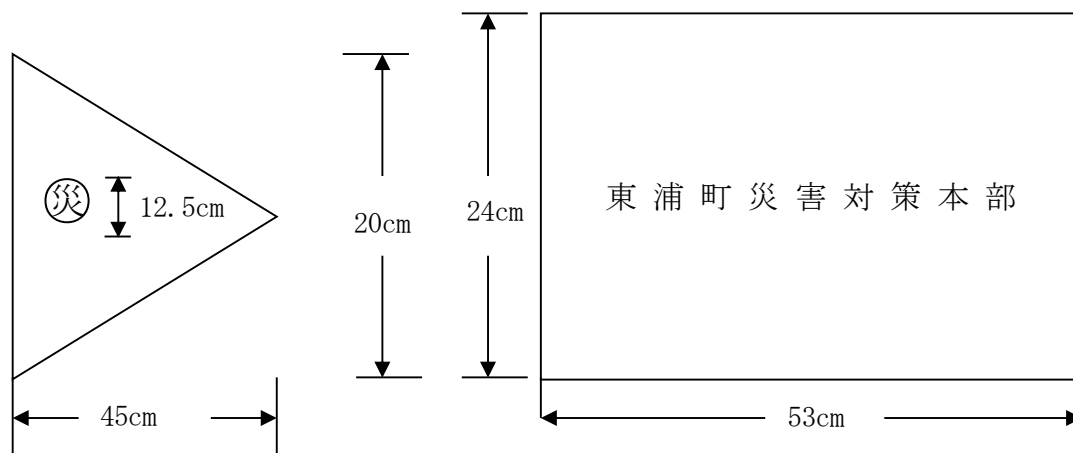
[別図2：ヘルメット]



[別図3：腕章]



[別図4：車輛用標識]



※ (災) 文字は赤色、地は白色

第3節 非常配備

町長は、町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の防災対策の推進を図るため、本節「2 非常配備の基準」に応じて、あらかじめ町職員の非常配備体制を定め、迅速な初動態勢の確保に努めるものとする。

1 非常配備の区分

非常配備は、次の三段階に区分する。

(1) 第1非常配備

災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様、又はその状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときなどに、必要最小限の非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

（2）第2非常配備

相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したときなどに、非常配備員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

必要に応じ災害対策本部を設置し、災害対策が円滑に遅滞なく行える態勢とする。

（3）第3非常配備

大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したときに町職員全員による活動態勢を整備し、災害応急対策を推進する。

災害対策本部を設置し、災害対策に万全を期す体制をとる。

2 非常配備の基準

（1）非常配備時期及び非常配備員

各段階における非常配備時期及び非常配備員は、次の非常配備基準のとおりとする。

[非常配備の基準]

区分	指令又は解除の時期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)
警戒配備	<指令の時期> 1 次の注意報等のいずれかが東浦町に発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2 伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 3 町又は町の隣接市町において震度4の地震が発生したとき <解除の時期> 1 災害が発生するおそれなくなったとき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。	防災課職員
第1非常配備	<指令の時期> 1 災害の発生するおそれのある場合で、次の警報のいずれかが東浦町に発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 3 町内河川の水位表示板で、堤防高から-1.10m（須賀川にあっては、-1.22m）を越えたとき。 4 町又は町の隣接市町において震度4の地震が発生したときで、町内において被害が報告されるとき。 5 その他の災害が発生するおそれがあるとき、または小規模の災害が発生したとき。 6 その他の状況により町長が必要と認めたとき。 <解除の時期> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。	あらかじめ町長が指名する職員及び防災課職員 (災害対策本部設置)

第2 非常 配備	<指令の時期> 1 上記警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。 2 町又は町の隣接市町において震度5弱の地震が発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想されるとき。 4 災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。 5 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。 6 境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。 7 町内河川の水位表示板で、堤防高から－0.60m（須賀川にあつては、－0.72m）を越えたとき。 <解除の時期> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。	あらかじめ町長の指名する職員（第1非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員（災害対策本部設置）
第3 非常 配備	<指令の時期> 1 町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 2 境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想されるとき。 3 町内河川が氾濫等するおそれがあるとき、又は氾濫したときで、相当な被害が予想されるとき。 4 町又は町の隣接市町において震度5強以上の地震が発生したとき。 5 特別警報が発表されたとき。 <解除の時期> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 2 第二非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。	職員全員 （災害対策本部設置）

（2）非常配備体制の要領

町長は、非常配備体制の要領を定め、職員に徹底を図るものとする。

（3）非常配備時における職員（非常配備員）の留意事項

ア 職員（非常配備員）は、各非常配備において与えられた事務又は業務がある場合は、当該事務又は業務を他の一般事務に優先して処理しなければならない。

イ 職員（非常配備員）は、常に気象状態等に注意し、各非常配備に即応した配備につくことができるよう留意しなければならない。

ウ 職員（非常配備員）は、休日その他勤務を要しない日及び勤務時間外において、南海トラフ地震に関連する情報が発表されたとき、又は町若しくは町の周辺において震度5強以上の地震が発生したときは、配備指令を待つことなく、自主参集するよう努めるものとする。

エ 職員（非常配備員）は、非常配備体制中は自ら配備時期を確認するとともに、不急の外出は避け、待機しなければならない。

オ 職員（非常配備員）は、非常配備体制中、交代者と引継ぎを完了するまでは勤務場

所を離れてはならない。

3 非常配備の指令

（1）非常配備の指令（解除を含む。）は、本節「2 非常配備の基準」に定めるところにより、災害の規模、態様又はその状況に応じ、町長（本部長）が行うものとする。

ただし、第一非常配備の指令（解除を含む。）については、防災課長がこれを行うものとする。

（2）非常配備の指令のうち、本節「2 非常配備の基準」に掲げる気象予警報等については、発表と同時に自動的に指令されたものとする。

（3）町長（本部長）は、非常配備を指令した場合において、特に必要があると認めるときは、当該非常配備を指令した職員以外の職員を指定して、非常配備を指令することができる。

また、非常配備を指令した職員を指定して、当該非常配備の解除の指令をすることができる。

（4）当該指令に関する事務は、総務部防災課（災害対策本部事務局）において処理するものとする。

（5）平常時（勤務時間内）の非常連絡

ア 防災課長は勤務時間内に、県、その他連絡機関より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは町長に報告し、配備体制の指示を受け、関係部課長に連絡するものとする。

イ 各部長、課長等はあらかじめ部員の非常連絡の系統を定め、所属の非常配備員に対して周知徹底しておく。

（6）勤務時間外、休日等の非常連絡

ア 宿直又は日直者は、役場の勤務時間外、休日等に県防災安全局、気象情報提供会社より非常配備に該当する注意報、警報等を受領したときは、防災課長に連絡するとともに、必要と認めるときはその他関係課長に報告する。

イ 各部長等は、あらかじめ部員の非常連絡の系統を定め所属の部員に対して周知徹底しておく。

ウ 連絡を受けた非常配備職員は直ちに登庁し、所要の任務につくものとする。

第4節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合は、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、町の職員のみでは不足する場合は、知事に対して災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

◆附属資料 83「災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例」

4 被災市町村への町職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第5節 災害救助法の適用

1 救助の実施

町長は、町内に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

2 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

基本方針

- 東海地震、東南海地震のような海溝型大地震はもとより、内陸直下型の大地震災害時のにおいては、通信回線の輻輳や混信が予想されるので、町は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信を確保する。
また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報の優先利用、放送事業者への放送依頼等を行い、各防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。
- 津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。
- 町は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 通信連絡体制

町及び各防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡施設の適切な管理を行うとともに、通信連絡体制の充実強化を図る。

町は、災害時における通信等の錯そうを避けるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。この場合、災害用指定電話は、災害対策本部が開設されたときは、災害対策を優先する。

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施し、携帯電話についても有効活用を図るものとする。

大規模災害等が発生し、電話連絡が困難な場合は、町は避難所、公共施設、防災拠点及び防災関係機関との情報連絡手段として防災行政無線を有効に活用し、町は県及び他市町村との災害情報の収集伝達について、県防災行政無線を使用する。

また、通信手段の確保が困難な場合は、第3章第3節「通信手段の確保」に準用する。

第2節 津波警報等の伝達

地震・津波情報及び津波予報等を各機関の有機的連携のもとに、迅速かつ的確に伝達するために、その方法及び組織、情報の発表基準等について定めるものとする。

また、気象庁が提供する一般向け緊急地震速報を利用する公共施設は、その内容を十分理解するとともに、利活用の方法を検討したうえで利用者に周知する。

- (1) 町長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- (2) 町長は、情報等の伝達を受けたとき、又は町に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、東浦町地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- (3) 町は、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- (4) 町は、強い地震（震度4 程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。
 - ア 町長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
 - イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

1 情報の種類、内容等

(1) 地震に関する情報

[地震に関する情報の種類]

種 類	内 容 等
震度速報	○地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	○地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付記して発表
震源・震度情報	○地震発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、マグニチュード3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
長周期地震動に関する観測情報	○愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、愛知県及び隣接県（静岡・長野・岐阜・三重の各県）内の各観測点の震度を発表
地震回数に関する情報	○以下に示す地域で地震が多発したときに、震度1以上を観測した地震の回数を発表 （長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖）
緊急地震速報	○一般向け緊急地震速報を発表する条件 ・地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と推定された場合 ○一般向け緊急地震速報の内容 ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名 ・強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）

(2) 津波予報、津波情報

気象庁は、予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波予報、津波情報として発表する。

(3) 津波予報区

日本の沿岸は、66の津波予報区に分けられている。その内、東浦町が属する津波予報区は、次のとおりである。

[東浦町が属する津波予報区]

津波予報区	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
伊勢・三河湾	愛知県 （伊良湖岬西端以東の太平洋岸に限る。） 三重県 （伊勢市以南を除く。）	名古屋市、豊橋市、半田市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

◆附属資料4「津波警報・注意報」

2 震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報

県及び県内全市町村（計 89 箇所）の計測震度計により観測した震度情報は、即時に県において収集し、名古屋地方気象台に伝達する。

◆附属資料 113「愛知県震度情報ネットワークシステムの管理・運営に関する覚書」

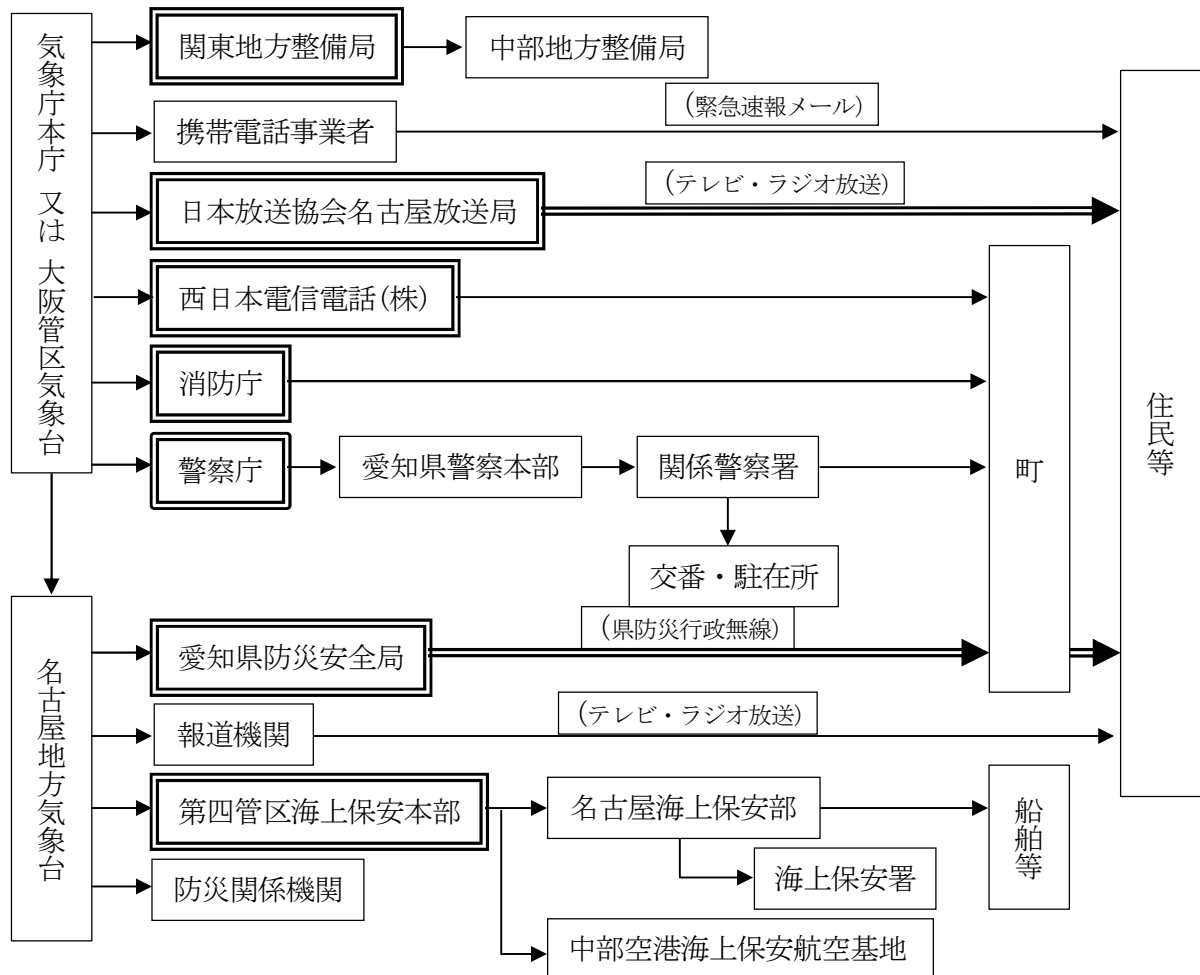
3 地震情報、津波予報の伝達

地震情報、津波予報は、危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は下記の津波予報伝達システムにより可能な限り迅速、かつ、的確に津波予報を伝達するものとする。

4 緊急地震速報の伝達体制整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るものとする。

[津波警報、地震情報等の伝達系統]



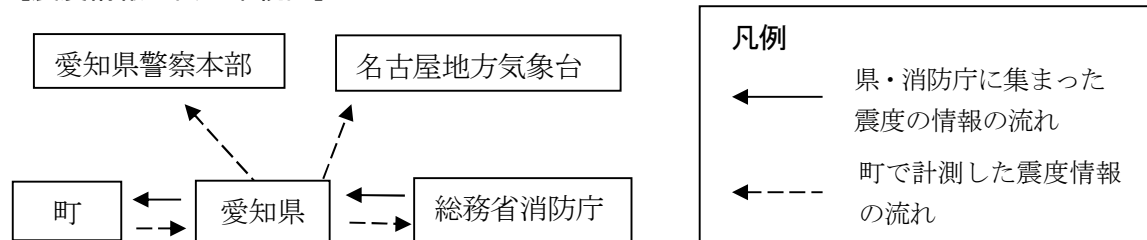
※注意

- 1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたとき、気象台から携帯電話業者を通じて関係エリアに配信される。
- 2 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 3 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

5 震度情報の伝達

震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

〔震度情報の伝達系統図〕



(1) 町における措置

- ア 町長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- イ 町長は、情報等の伝達を受けたとき、又は町に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、東浦町地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。
- ウ 町は、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民への伝達に努めるものとする。伝達にあたっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 報道機関における措置

報道機関は、名古屋地方気象台から情報等の伝達を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。

(3) その他防災関係機関の措置

- ア 気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、町と積極的に連絡を取り、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。
- イ 中部地方整備局及び県は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど。）が急迫した場合は、緊急調査を実施し、その結果を土砂災害緊急情報として町へ通知することにより、町の警戒避難体制を支援する。

6 津波の自衛措置

町は、強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

- (1) 町長は、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。
- (2) 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し、聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

7 発見者の通報義務

- (1) 地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

なお、警察官又は海上保安官が通報を受けた場合は、その旨を速やかに町長に通報するものとする。

(2) 町長の処置

- ア 町長は、異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、

遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。報告にあたり、町長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。また、町長は被害の状況、災害対策状況を県又は町に報告するために、県が必要に応じ町に派遣する市町村支援チーム及び災害情報員を受け入れることができる。

イ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

ウ 町は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

◆附属資料4「津波警報・注意報」

第3節 避難情報

1 町の措置

(1) 避難の指示等

ア 津波災害

津波警報等を覚知した場合、町長は直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難情報を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難情報の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難指示の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。

大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。

イ 地震に伴うその他の災害

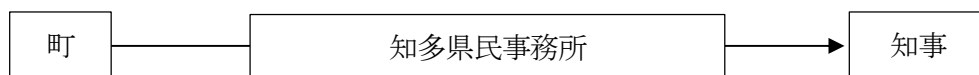
地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

(2) 知事等への助言の要求

町長は、避難のための立退きを指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求するものとする。

2 水防管理者

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退

くことを指示する。

3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置

（1）津波のための立退きの指示

津波により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

（2）地すべりのための指示

知事等は地震に伴う地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し立退きを指示する。

（3）町長への助言

知事は、町長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

また、時機を失することなく立退き指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

（4）町長の事務の代行

知事は、当該災害の発生により、町長が避難のための立退き指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、町長に変わってその事務を実施する。

（5）第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察に対する応援要請

県は、市町村からの避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の応援要求事項の実施が困難な場合、第四管区海上保安本部、自衛隊、県警察へ応援を要請する。

（6）他市町村に対する応援指示

県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送につき、特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

4 警察官等の措置

（1）警察官及び海上保安官における措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官及び海上保安官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

（2）災害対策基本法第61条による指示

町長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。

5 自衛官の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り、警察官職務執行法第4条により避難等の措置をとる。

6 避難の指示

町長等避難の指示をする者は、次の内容を明示して危険が切迫する前に十分な余裕をもって実施するものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食糧品の準備等、最低限の措置を講じて避難所に向かうことができるように努める。

（1）避難対象地域

（2）避難先

（3）避難経路

- (4) 避難指示の理由
- (5) その他必要な事項

7 避難の措置と周知

避難の指示又は指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

避難の指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、同報無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

伝達手段は、同報無線、広報車、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ケーブルテレビ、警鐘、信号、あるいは自主防災組織を通じた電話連絡や戸別伝達による。なお、避難の指示は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

(2) 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊及び名古屋海上保安本部は、避難の措置を行ったときはその内容につき相互に通報連絡するものとする

第4節 住民等の避難誘導等

1 住民等の避難誘導等

(1) 町職員、警察官その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導に当たっては、できるだけ集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。

また、町は、指定緊急避難場所等に避難した者のうち、住居等が喪失するなど、引き続き救助を要する者に対して、指定避難所を開設し、避難行動要支援者等に配慮して収容保護するものとする。

(4) 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報

の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

基本方針

- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
- 町及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
- 町、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
- 被災者等への確かつ分りやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
- 各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 通信連絡体制

町及び各防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡施設の適切な管理を行うとともに、通信連絡体制の充実強化を図る。

町は、災害時における通信等の錯そうを避けるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。この場合、災害用指定電話は、災害対策本部が開設されたときは、災害対策を優先する。

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施し、携帯電話についても有効活用を図るものとする。

大規模災害等が発生し、電話連絡が困難な場合は、町は避難所、公共施設、防災拠点及び防災関係機関との情報連絡手段として防災行政無線を有効に活用し、町は県及び他市町村との災害情報の収集伝達について、県防災行政無線を使用する。

また、通信手段の確保が困難な場合は、第3節「通信手段の確保」に準用する。

第2節 被害状況等の収集・伝達

町及び防災関係機関は、地震災害等において救援活動に重点を置き、相互に密接な連携のもとに、被害状況等収集及び伝達活動を行うものとする。

1 情報の一般的収集・伝達

- (1) 町及び防災関係機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報(画像情報を含む)及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとし、特に大津波警報の発表中など、津波災害のおそれがある場合は、津波浸水想定区域内に立ち入らないこととする。

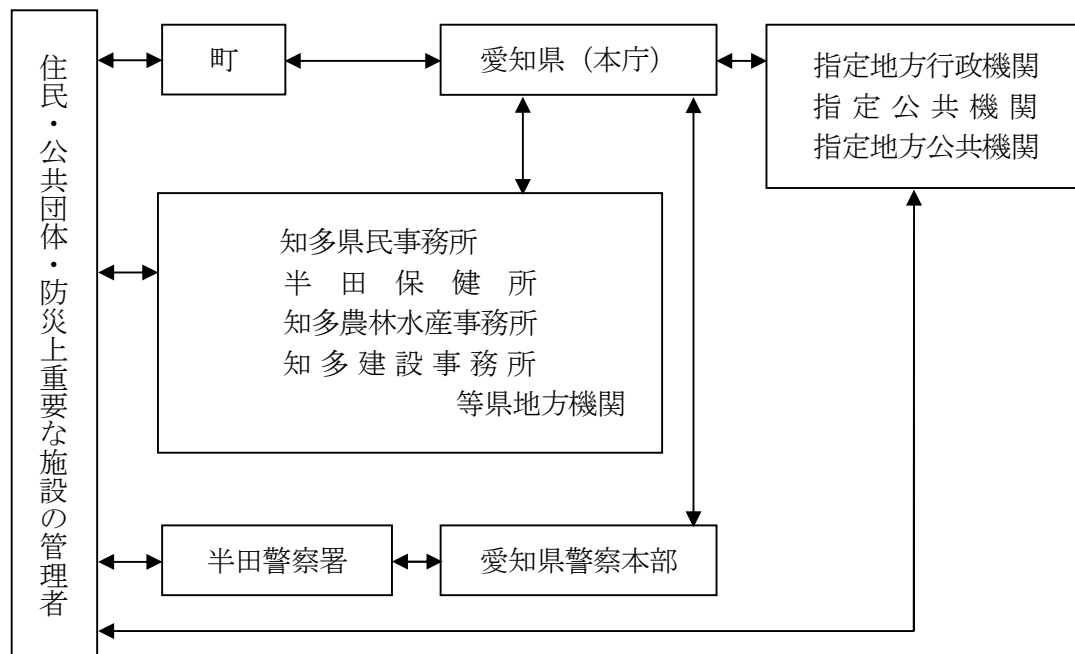
- (2) 情報の収集伝達については、第3節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用するものとし、防災行政無線及び一般電話(FAXを含む)のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。

- (3) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。

- (4) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。

- (5) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (6) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

〔情報の一般的収集伝達系統図〕



2 被害状況等の収集・伝達

(1) 被害情報の収集

町長は、人的被害の状況（安否不明者・行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

町は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、町長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。また、町長は被害の状況、災害対策状況を県又は町に報告するため、県が必要に応じ町に派遣する市町村支援チーム及び災害情報員を受け入れることができる。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 安否情報の収集

町は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報

の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(5) 火災・災害即報要領に基づく報告

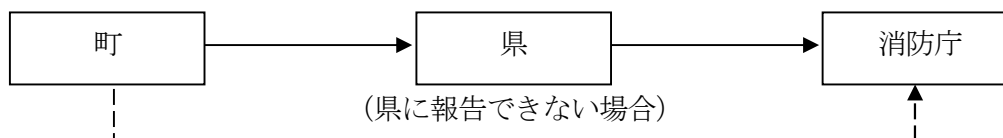
ア 町は、火災・災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」により県に報告する。

[県及び消防庁への連絡先]



- ◆附属資料 60 「災害概況速報」
- ◆附属資料 61 「災害発生状況等（速報・確定報告）」
- ◆附属資料 62 「人的被害情報」
- ◆附属資料 63 「避難状況・救護所開設状況」
- ◆附属資料 64 「公共施設被害」
- ◆附属資料 116 「災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）」
- ◆附属資料 117 「アマチュア無線による災害時の情報収集等に関する協定（東浦アマチュア無線クラブ）」

[伝達の対象となる被害と伝達内容]

報告の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置・応急対策状況（全般）	「災害概況速報伝達様式」、 「災害発生直後の情報伝達様式」、「災害発生状況等（速報・確定報告）伝達様式」によること
人、住家被害等	人的被害・住家被害	「人的被害情報伝達様式」によること
	避難状況・救護所開設状況	「避難状況・救護所開設状況伝達様式」によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等・砂防被害	「公共施設被害伝達様式」によること 被害確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について、関係機関の定める様式により行うものとする
	港湾被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

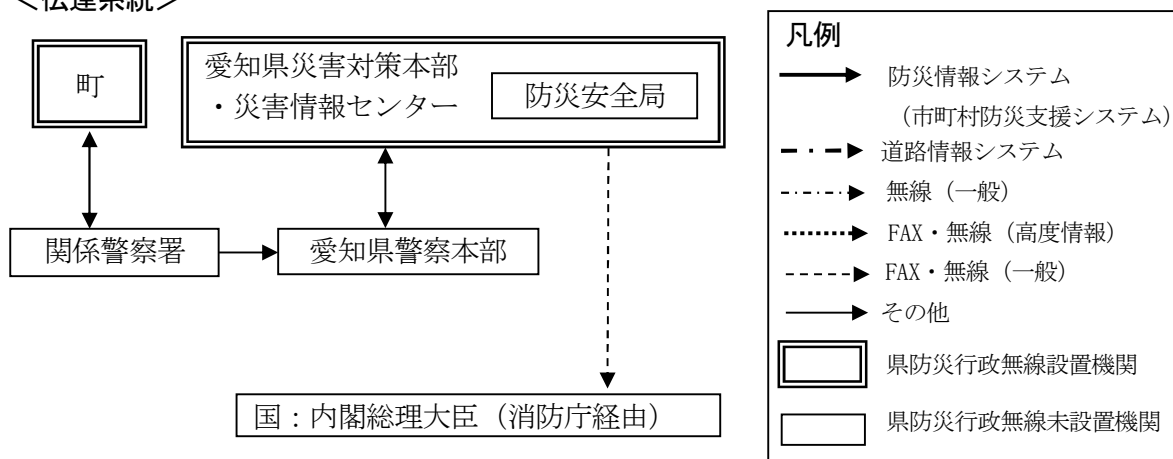
[伝達要領]

(ア) 人、住家被害等

次に掲げる事項の一に該当したとき。

- 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
- 東浦町災害対策本部が設置されたとき。
- 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- 災害及びそれが及ぼす社会的影響の状況等から見て、報告の必要があると認められるとき。

<伝達系統>



(注) 愛知県災害対策本部が設置されていない場合の報告先は、防災安全局とする。

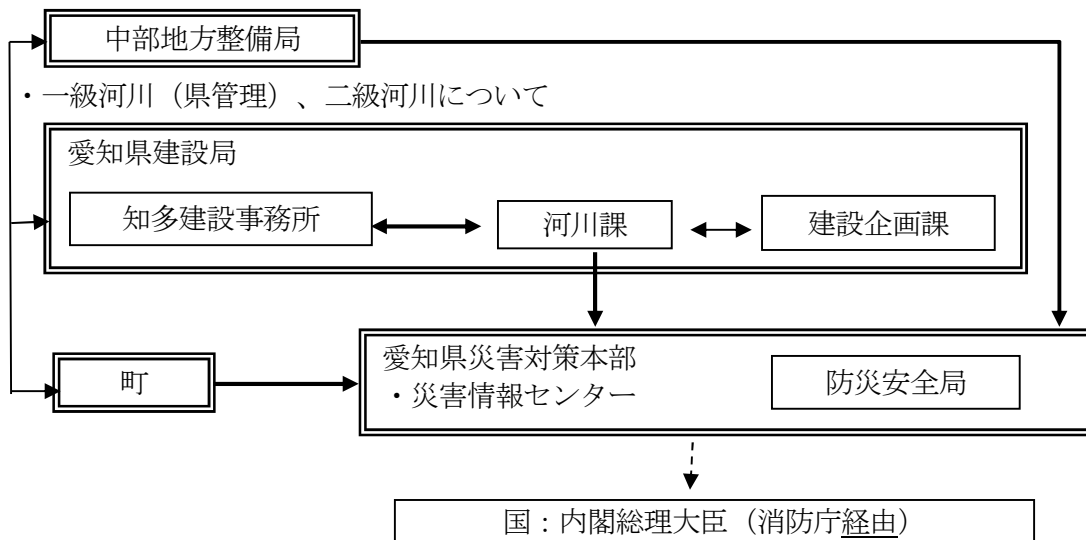
(イ) 河川、海岸、貯水池、ため池等及び砂防被害

- 河川被害愛知県災害対策本部又は東浦町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。
ただし、町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。

- (a) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
 (b) 東浦町災害対策本部が設置されたとき。

<伝達系統>

- ・一級河川について



b 海岸被害

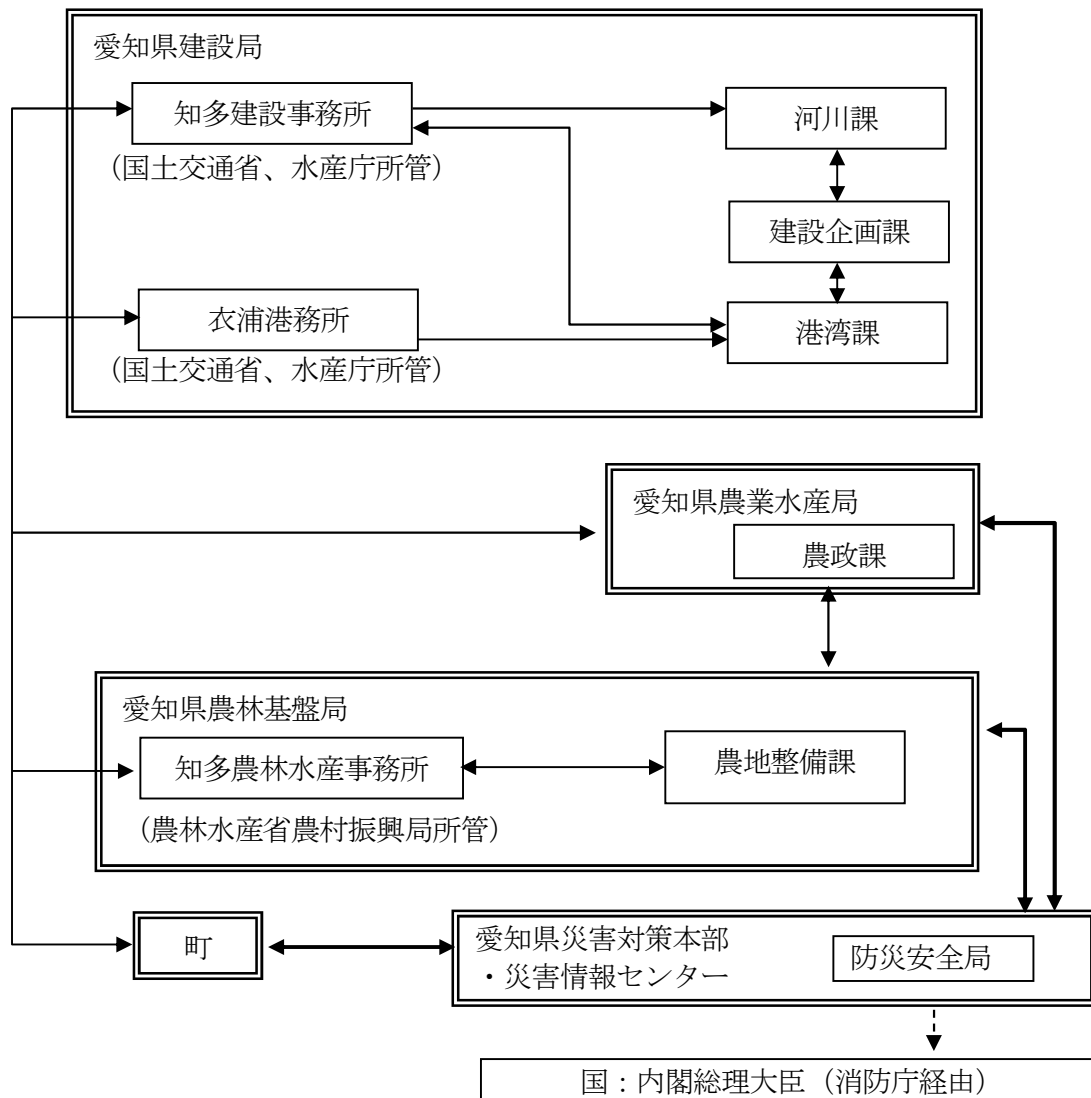
愛知県災害対策本部又は東浦町災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（海岸堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき。）が発生したとき、及び応急復旧したとき。

ただし、町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。

- (a) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
- (b) 東浦町災害対策本部が設置されたとき。

<伝達系統>

・県管理の海岸について



c 貯水池、ため池等被害

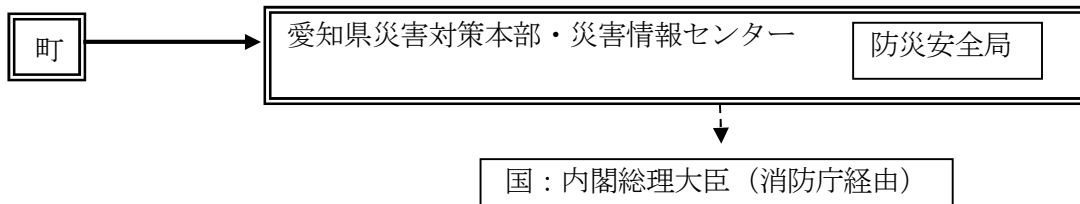
愛知県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体が決壊し、家屋に被害を与えたとき、余水吐及びゲートが決壊し家屋に浸水したとき。）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。

ただし、町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。

- (a) 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
- (b) 東浦町災害対策本部が設置されたとき。
- (c) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

＜伝達系統＞

- ・市町村、土地改良区、個人等の管理するため池について



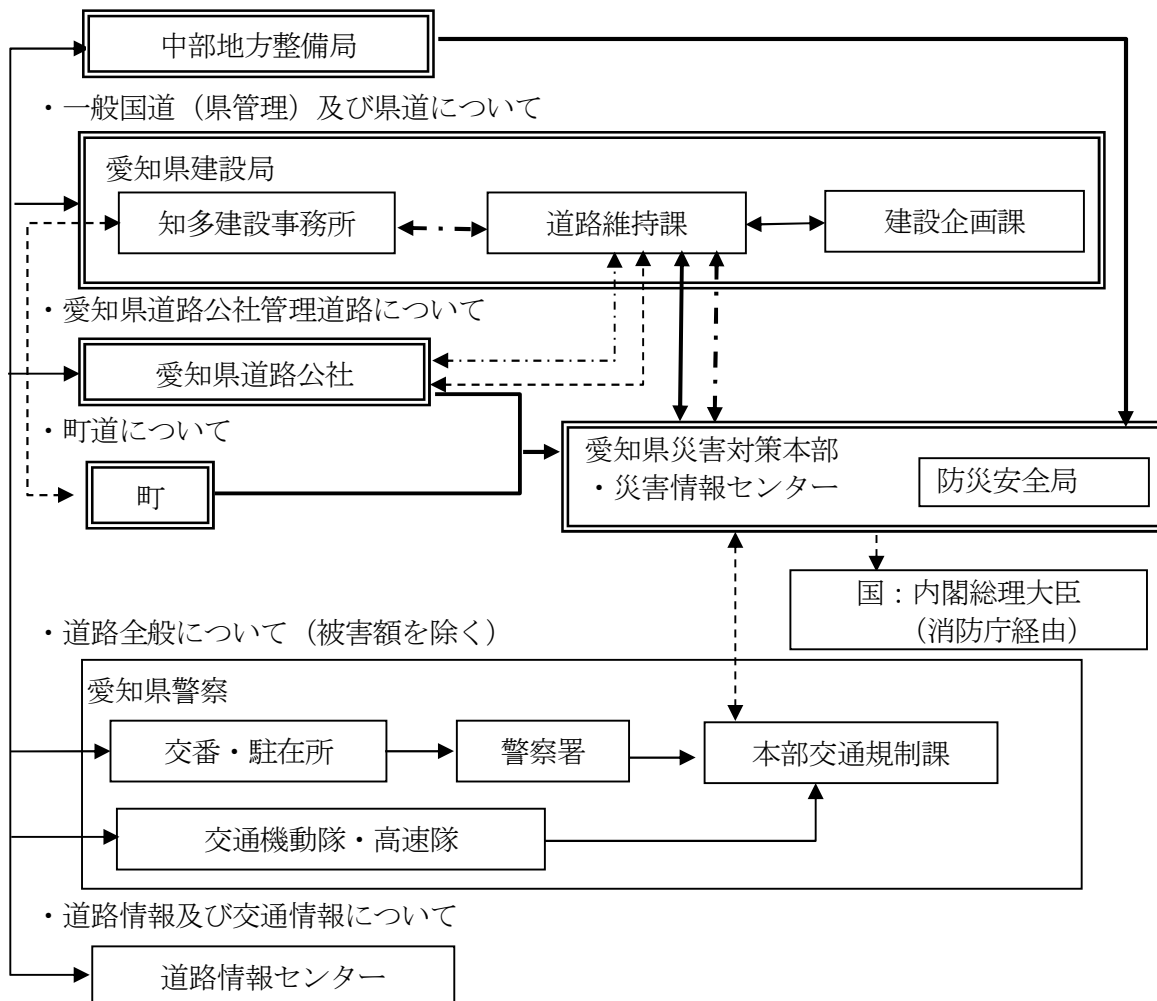
(ウ) 道路施設被害

次に掲げる事項の一に該当したとき。

- 愛知県災害対策本部が設置されたとき。
- 東浦町災害対策本部が設置されたとき。
- 町道で事前通行規制区間外の通行規制及び事後通行規制を生じたとき。
- 町道で重大な災害等が発生したとき。
- 町道で事前通行規制を生じたとき。
- 町道で応急復旧したとき。
- 町道で通行規制を解除したとき。

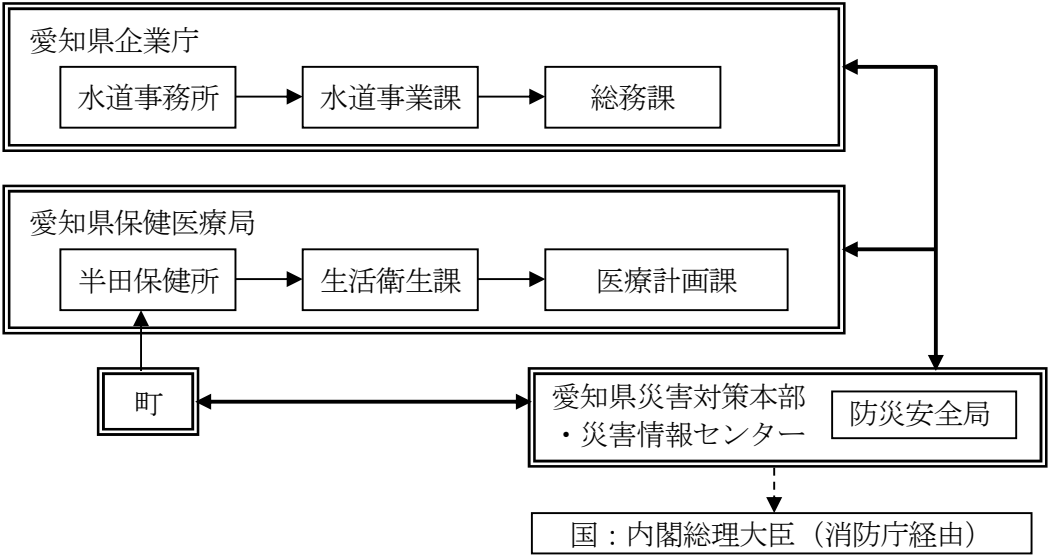
＜伝達系統＞

- ・一般国道（国土交通省管理）



(エ) 水道施設被害
愛知県災害対策本部が設置されたとき。

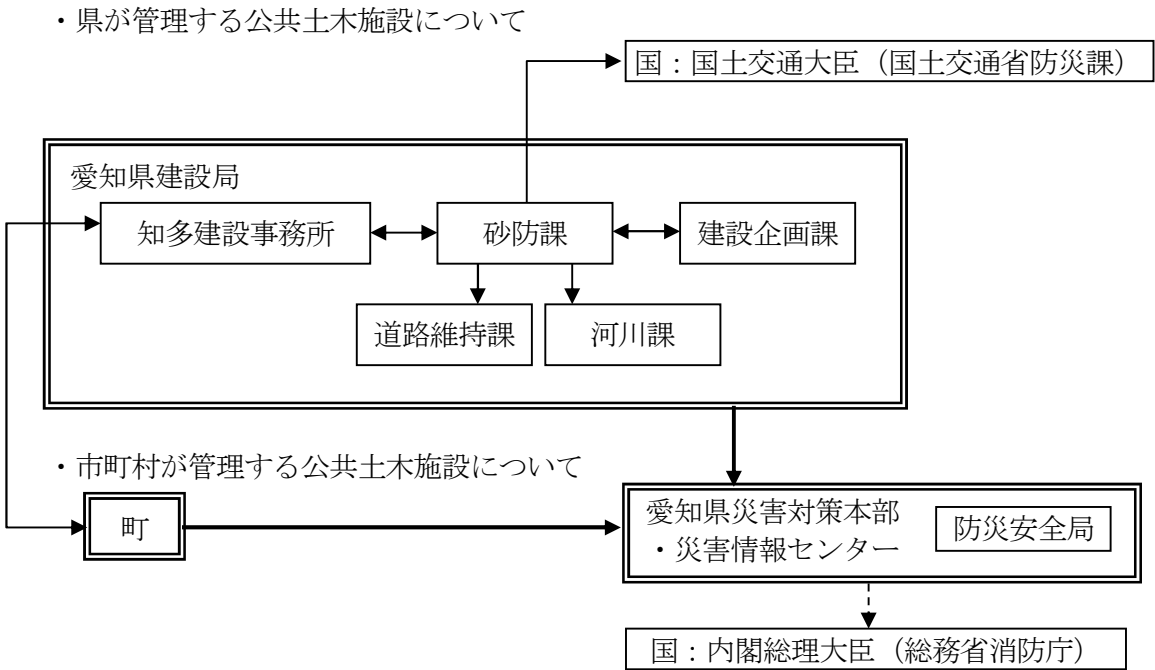
<伝達系統>



(オ) 公共土木施設被害
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する災害が発生したとき。

a 国土交通省河川局所管の災害

<伝達系統>

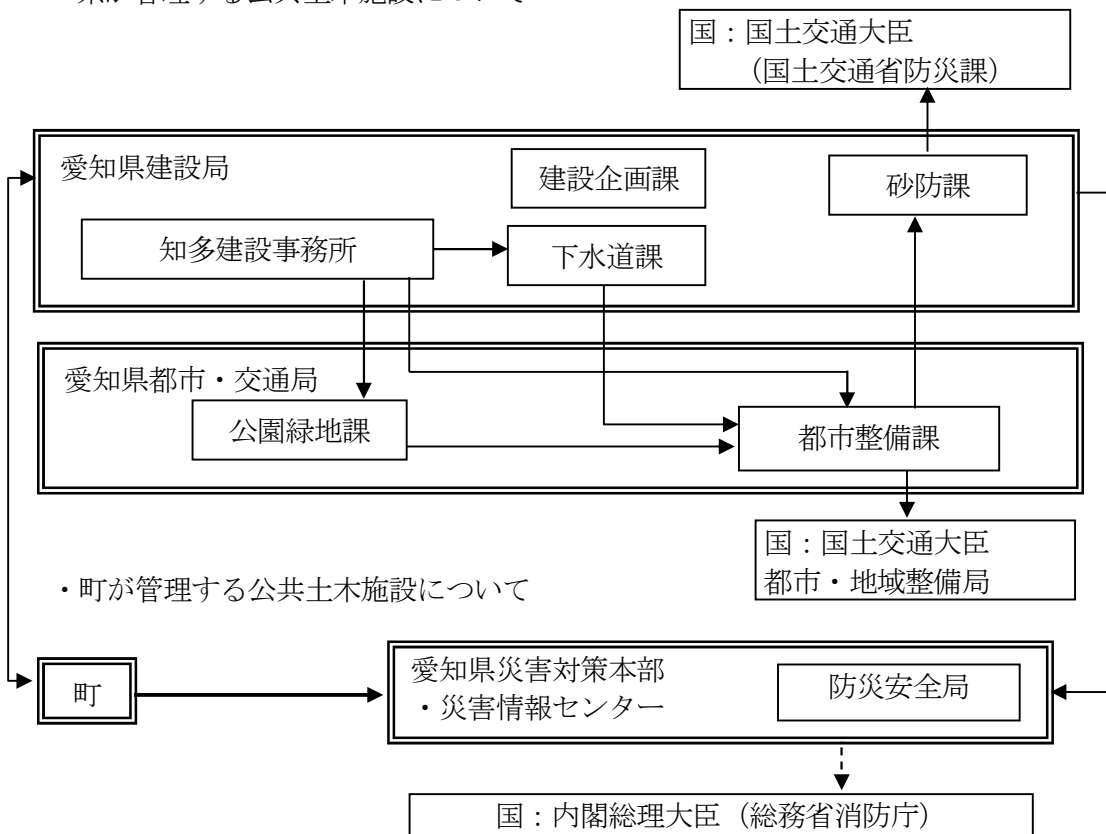


b 国土交通省都市・地域整備局所管の災害

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する災害が発生したとき。

<伝達系統>

- ・県が管理する公共土木施設について



- ・町が管理する公共土木施設について

3 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な手段を使用するものとするが、原則として県防災行政無線により報告するものとする。県防災行政無線が途絶した場合は、優先電話を使用するものとする。
- (2) 県防災行政無線及び優先電話が途絶した場合は、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用するものとする。
- (3) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして報告するよう努めるものとする。

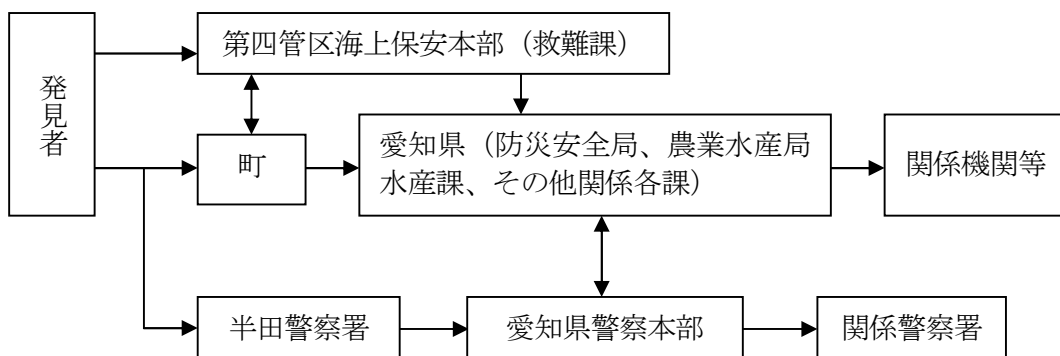
4 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

5 海上排出油等に関する情報の収集及び伝達系統

大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。

<伝達系統>



6 その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

7 被害状況の照会・共有

- (1) 各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれの関係機関に照会するものとする。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに、愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、海岸、調整池、ため池、砂防被害、港湾、道路被害、水道施設被害については、関係課）へ照会する。

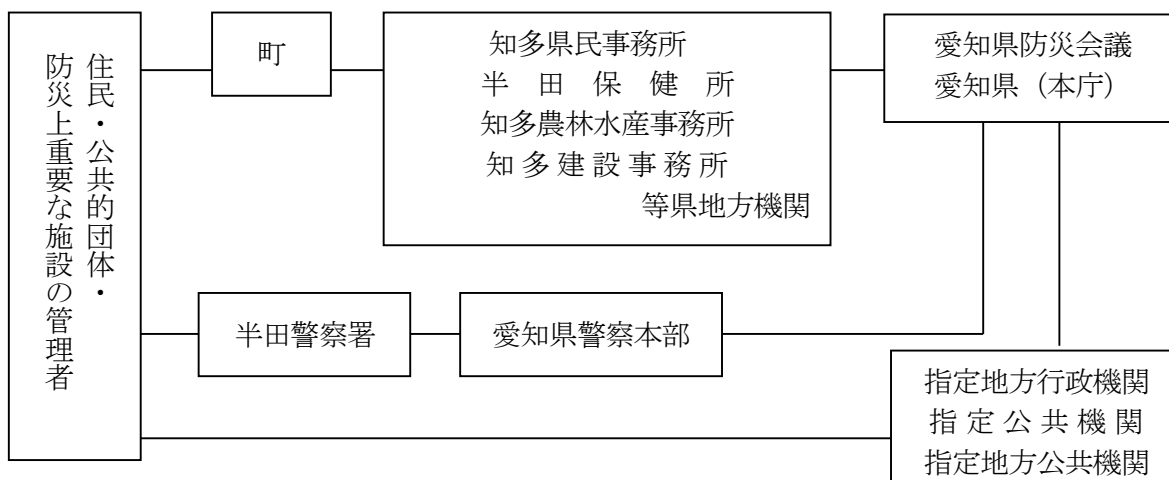
第3節 通信手段の確保

1 通信窓口

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施し、携帯電話についても有効活用を図るものとする。

町は、災害時における通信等の錯そうを避けるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。この場合、災害用指定電話は、災害対策本部が開設されたときは、災害対策専用とする。

[情報の一般的収集伝達系統図]



[関係機関の窓口]

町	町総務部防災課 (災害対策本部開設時は、役場 西会議室)	一般加入電話	0562-83-3111 (内線 348)
		同 F A X	0562-83-9756
		愛知県防災行政用無線電話	758-2-235
		同 F A X	758-1150
県	県防災安全局災害対策課	役場携帯電話	090-3481-4303 090-3158-4338
		県防災行政無線電話	600-1128
		同 F A X	600-1510
		一般加入電話 (直通)	052-961-2111 052-951-3800
		警察電話	2375
	知多県民事務所 県民防災安全課	《災害情報センターが開設されたとき》	
		県防災行政無線電話	600-1360～1362
		一般加入電話	052-971-7104 052-971-7105
		同 F A X	052-971-7103 052-971-7106
		県防災行政無線電話 (夜間)	604-377～379 604-9
	半田保健所	同 F A X	604-1151
		一般加入電話	0569-21-8111
		同 F A X	0569-23-2354
		県防災行政無線電話	8-8102-31 (総務企画課) 8-8102-33 (生活環境安全課) 8-8102-34 (健康支援課)
		同 F A X	8-8102-11
	半田警察署警備課	一般加入電話	0569-21-3341 (総務企画課) 0569-21-3342 (生活環境安全課) 0569-21-3354 (健康支援課)
		同 F A X	0569-24-7142
		一般加入電話	0569-21-0110 (内線 463)
		同 F A X	0569-24-0110
消 防	知多中部広域事務組合消防本部	一般加入電話	0569-21-0119
		同 F A X	0569-22-7420
	知多中部広域事務組合半田消防署東浦支署	一般加入電話	0562-83-0119
		同 F A X	0562-83-5411
	知多中部広域事務組合半田消防署東浦西部出張所	一般加入電話	0562-82-1191
		同 F A X	0562-82-1192

2 電話、電報施設等の優先利用

町を始めとする各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話、電報施設等を優先利用することができる。

(1) 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害時における非常電話等の運用の迅速性及び電話の輻輳回避のため、あらかじめ発信する電話番号を「災害時優先電話」として西日本電信電話株式会社東海支店に登録する。

なお、登録に当たっては、西日本電信電話株式会社が登録機関及び登録回線数を限定しているため、西日本電信電話株式会社東海支店への相談が必要である。

(2) 非常電報

天変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常電報として、他の電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115 番」（8時から 19 時までの受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

- ア 非常電報の申し込みであること。
- イ 発信電話番号と機関名
- ウ 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- エ 通信文と発信人名

(3) 緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急電報として、非常電報の次順位として取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常電報を発信する場合は、「115 番」（8時から 19 時までの受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。

- ア 緊急電報の申し込みであること。
- イ 発信電話番号と機関名
- ウ 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- エ 通信文と発信人名

(4) 携帯電話の活用

町は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の有効活用を図るものとする。

(5) 県防災情報システムの使用

町は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(6) 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、知事を通じて放送事業者に災害に関する通知、要請、伝達、警告、予警報等の放送を依頼することができる。

◆附属資料 115 「災害時の放送等伝達に関する協定（知多メディアネットワーク株式会社）」

3 有線電話途絶時の連絡

各防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設及び連絡員を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不能な場合に限られる。

(1) 県等への連絡

町と県防災安全局との通信連絡は、原則として無線電話及び無線ファクシミリを使用するものとし、無線電話が通話中の場合等で緊急を要するときは、一般加入電話及び東浦交番所の警察電話を使用するものとする。

(2) 町内各区長、消防団との連絡

町内各区長又は消防団との連絡は、町防災行政無線及び同報無線の使用並びに連絡員を派遣するものとする。

4 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっているが、災害時において優先通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

（1）非常通信の内容

- ア 人命救助に関するもの
- イ 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの
- エ 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの
- オ 遭難者救護に関するもの（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- カ 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの
- キ 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のため必要なもの
- ク 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議、災害対策本部相互間に発受する災害救援並びにその他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- ケ 電力設備の修理復旧に関するもの
- コ 町長が医療、土木・建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

（2）非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

（3）非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員の無線局を選定する。

第4節 広報

1 広報活動

震災時の混乱した事態においては、被災地や地域の住民が適切な判断による行動がとれるように、町及び各防災関係機関では、災害状況、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ正確に広報することが大切である。

また、混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策を図るため、各防災関係機関は、広聴活動を行い、被災地域住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

（1）災害広報

町は、アの手段を有効に組み合わせて、イの事項について住民への災害広報を実施する。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

ア 広報の手段

- （ア）報道機関への情報提供
- （イ）防災行政無線（移動系）、同報無線
- （ウ）ケーブルテレビの放送
- （エ）Web サイト掲載及びツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供
- （オ）携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供

- (カ) 広報紙等の配布
- (キ) 広報車の巡回
- (ク) 掲示板への張紙
- (ケ) その他広報手段

イ 広報内容

- (ア) 災害の発生状況
- (イ) 津波に関する情報
- (ウ) 災害応急対策の状況
- (エ) 交通状況
- (オ) 給食・給水実施状況
- (カ) 衣料・生活必需品等供給状況
- (キ) 地域住民のとりべき措置
- (ク) 避難の指示
- (ケ) その他必要事項

(2) 交通規制に関する広報

津波危険区域等津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、津波避難路についての交通規制の内容を広報する。

(3) 広報活動の実施方法

ア 報道機関への発表

町及び各防災関係機関は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

また、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

イ 広報車、航空機等

町及び各防災関係機関は、他の防災関係機関、報道機関等の車両・航空機等による広報について協力を要請する。

(4) 広聴活動

混乱が終息したときは、町及び各防災関係機関は、できる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取のうえ、必要な応急対策の推進に当たるものとする。

2 県への連絡

町は、避難対策について、津波からの避難について住民に対し広報を行うとともに、県に対し状況を連絡する。

3 関係機関の連絡

各機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。

第4章 応援協力・派遣要請

基本方針

- 各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。
- 被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

町、県及び各防災関係機関は、大規模な災害が発生した場合に、速やかな災害応急活動が実施できるよう、各機関相互に協力し、応急対策活動を実施する。

1 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町内の災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に対して次の事項を示し知多方面本部を通じて応援を求め、災害応急対策を実施する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

2 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、その協定に基づき応援を要請する。

なお、協定に基づく応援で不足するときは、協定外の市町村に対しても応援を要請するものとする。

また、他市町村から応援を求められたときは、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、できる限りの必要な応援をするものとする。

3 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

5 経費の負担

国又は県から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県又は他市町村から町に派遣又は応援を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、あらかじめ定めのあるものを除き、その都度協議して定める。

第2節 応援部隊等による広域応援等

1 緊急消防援助隊等の応援要請

(1) 援助要請

町及び知多中部広域事務組合は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

◆附属資料 49「緊急消防援助隊の応援要請先」

(2) 広域活動部隊の活動拠点

町及び知多中部広域事務組合は、応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

(3) 緊急消防援助隊式支援本部の設置運営

町及び知多中部広域事務組合は、消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

2 海上保安庁の応援要請の依頼

(1) 町長は、災害の発生に際し必要な場合は、知事に対して、海上保安庁の応急措置の実施の要請を依頼するものとする。

(2) 依頼は、次の事項を明示した要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電信若しくは電話をもって依頼し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び応急措置を要請する理由

イ 応急措置を希望する期間

ウ 応急措置を希望する区域

エ 活動内容

(ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

(イ) 巡視船を活用した医療活動場所の提供

(ウ) 視船を活用した災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

(エ) その他県及び市町村が行う災害応急対策の支援 等

オ その他参考となるべき事項（使用可能岸壁等）

(3) 知事に応急措置の実施要請を依頼できない場合は、直接海上保安官署を通じて、第四管区海上保安本部長に対して要請することができるものとする。この場合、市町村長は、事後速やかにその旨を知事に連絡するものとする。

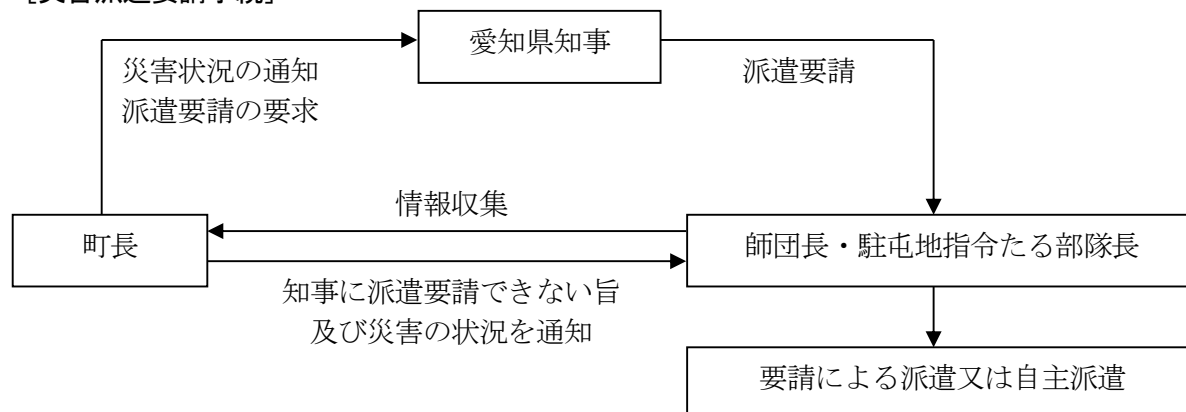
第3節 自衛隊の災害派遣要請

1 災害派遣要請者

(1) 自衛隊の災害派遣を要請することができるのは、知事、第四管区海上保安本部長及び中部空港事務所長である。町長又は防災機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の派遣を必要とする場合は、知事（知多県民事務所経由）にその旨を申し出、知事から災害派遣命令者に対して、派遣要請をする。

ただし、緊急を要する場合等正式な手続きを執るとまがないときは、町長は直接、災害の状況等を通知することができるが、この場合も事後において知事に対して正式な手続きを取る必要がある。

〔災害派遣要請手続〕



2 災害派遣命令者と担当地域

災害派遣命令者及びその部隊の担当地域は次のとおりである。

災害派遣命令者	担当地域	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊第10師団長（第3部防衛班）	県内全域	加入電話（052）791-2191 課業時間内：内線 4237（防衛班） 課業時間外：内線 4301（師団当直長） 防災行政無線 8-8230-31（作戦室） -32（当直） -33（防衛班） 衛星電話 9-230-33	〒463-8686 名古屋市守山区守山 3-12-1
陸上自衛隊第35普通科連隊長（第3科）	県西部	加入電話（052）791-2191 課業時間内：内線 4831（第3科） 課業時間外：内線 4509（部隊当直指令） 防災行政無線 8-8230-34 衛星電話 9-230-34	〒463-8686 名古屋市守山区守山 3-12-1
航空自衛隊第1輸送航空隊指令（防衛部）	県内全域	加入電話（0568）76-2191 課業時間内：内線 4032（防衛部） 課業時間外：内線 4017（基地当直） 防災行政無線 8-8250-31（作戦室） -32（当直） 衛星電話 9-250-31	〒485-0025 小牧市春日寺 1丁目 1
海上自衛隊横須賀地方総監（防衛部3室）	県内全域	加入電話 課業時間内：（046）822-3522（第3幕僚長） 課業時間外：046-823-1009（オペレーション） 衛星電話 9-012-637-723	〒238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町 1丁目

※愛知県西部（尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多）の連絡・調整は、第35普通科連隊が担当。

3 災害派遣

（1）災害派遣の措置

災害派遣命令者は災害派遣要請者から天災地変その他の災害に際し、人命又は財産保護のため必要があると認めて、部隊等の派遣要請があった場合には、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置を取る。

（2）自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない

ときは、指定部隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この際、要請を待たずに部隊等を派遣した後、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づいた救援活動を実施する。

(3) 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産保護のため防災関係者等と緊密に連絡、協力して、次の活動を行う。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合でも必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して応急医療、救護及び防疫等を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

ケ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に関する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力の範囲内における火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

ス その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

(4) 自衛隊の撤収

災害派遣命令者は、災害派遣要請者から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊等の撤収を命じる。

4 災害派遣要請等手続

(1) 派遣要請依頼及び派遣要請

ア 町長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めるときは、速やかに災害派遣要請者に対して、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。この場合において、町長は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、町長は、知事に対し派遣要請の要求ができない場合には、災害派遣命令者に災害の状況を通知することができる。町長は、通知したときは速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

イ 災害派遣要請者は、町長又は関係機関の長から前述の自衛隊災害派遣の要請依頼を受けた場合、あるいは依頼がない場合でも周辺市町の被害、震度状況、通信の状況の全般状況から判断し、明らかに派遣要請の必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話その他迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する

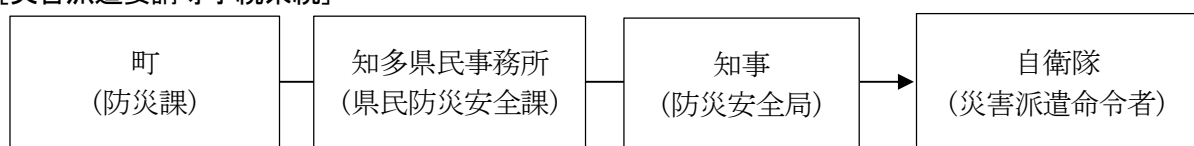
また、災害派遣を要請した場合並びに要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めたときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し連絡調整を図る。

(2) 撤収要請依頼及び撤収要請

ア 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに災害派遣要請者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 災害派遣要請者は市町村長又は関係機関の長から前述の自衛隊災害派遣の撤収依頼を受けた場合は、その内容を検討し適当と認めるときは、関係自衛隊の長に対して、撤収要請の手続きをとる。

[災害派遣要請等手続系統]



(注) 町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、知多県民事務所（県民防災安全課）へも連絡すること。

◆附属資料 67 「自衛隊災害派遣部隊派遣要請書」

◆附属資料 68 「自衛隊災害派遣部隊撤収要請書」

5 災害派遣部隊の受入れ

(1) 災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは町長に受入れ態勢を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び町との相互間の連絡に当たるとともに自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。

(2) 町長は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後

は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。

オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

(ア) 事前の準備

- a ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺1万分の1程度のもの）を提供する。
- c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配置するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する

(イ) 受入時の準備

- a 離着地点には、下記基準H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

◆附属資料 33「緊急時ヘリコプター離着陸可能場所」

◆附属資料 34「着陸帯設定時における留意事項」

◆附属資料 35「離着地点及び無障害地帯の基準」

6 災害派遣に伴う経費の区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料。

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料。

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修理費。

エ 県及び市町村が管理する有料道路の通行料。

(2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決めるものとする。

第4節 ボランティアの受入

町の地域内に大規模な災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量とも超えることが予想できる。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築くことが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国から集まるボランティアについての窓口を設

置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

1 災害ボランティアセンターの開設

- (1) 町は、東浦町社会福祉協議会と協議し、速やかにボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置し、コーディネーターの派遣を防災ボランティア団体に要請する。
- (2) 災害ボランティアセンターは、「東浦町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づいて、運営するものとする。
- (3) 災害ボランティアセンターに派遣された職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

2 ボランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアセンターのコーディネーターは、ボランティアの受入れ、支援要請の内容把握、需給調整、活動支援等を行う。
- (2) 県の広域ボランティア支援本部のコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。
 - ア 災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あっせん等の情報を提供する。
 - イ ボランティアの受入れに必要な物資等の調整を行う。
 - ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。
 - エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。
 - オ 必要に応じ、広報班を通じボランティアの受入れに関する情報を報道機関に提供する。
- (3) 県の広域ボランティア支援本部のコーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるよう努める。

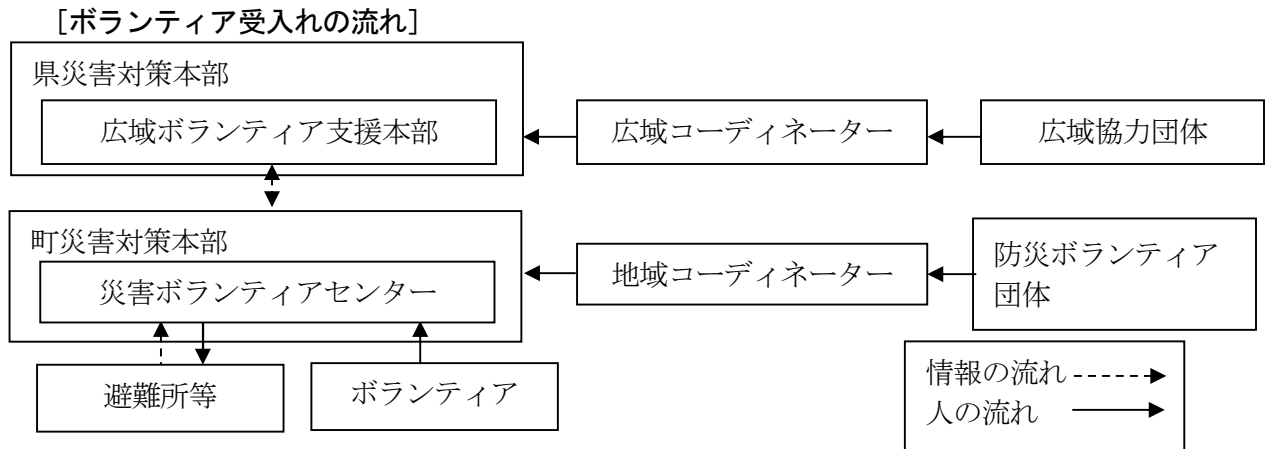
3 NPO・ボランティア団体等との連携

町及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

- (1) 赤十字奉仕団
- (2) 婦人会
- (3) 社会福祉協議会
- (4) 大学生
- (5) 高等学校生徒
- (6) その他ボランティア団体

(7) 町外からのボランティア



◆附属資料 58「東浦町赤十字奉仕団」

第5節 防災活動拠点の確保

- 1 町は、大規模な災害が発生し、町内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊、警察、消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材及び物資の集結又は集積に必要な拠点として、地区防災活動拠点となる災害復旧用オープンスペース候補地を関係者等と調整し、確保に努めるものとする。
- 2 当該拠点は、町又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- 3 町及び県は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、附属資料 20「防災活動拠点」表 1「防災活動拠点の区分と要件等」の区分のとおり、防災活動拠点の確保を図るものとする。

なお、南海トラフ地震、東海地震、東南海・南海地震の発生時の国の応急対策活動に係る拠点については、附属資料 20「防災活動拠点」表 2「南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能」のとおりとなっている。

物資の輸送拠点について、町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

◆附属資料 20「防災活動拠点」

第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

町、県及び防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

(1) 緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

(2) 救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動

(3) 災害医療活動

全国から派遣されたDMA T等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

(4) 物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

(5) 燃料・電気・ガスの供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・電気・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第5章 救出・救助活動

基本方針

- 災害により、生命及び身体が危険な状態にある者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送するものとする。
- 救出にあたっては、要配慮者を優先する。
- 発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うために、県の防災ヘリコプターを活用するものとする。

第1節 救出・救助活動

1 災害救助法適用前の災害救助

- (1) 町長が実施責任者となって救急活動の指揮命令をし、その状況を速やかに県へ報告する。
- (2) 知多中部広域事務組合消防本部及び町消防団等を主体とした救出班を編成して救出を行うものとし、必要に応じ救出に要する機械器具を借り上げる等実情に即した方法により行う。
なお、救助用資機材については、第2編第6章第4節「救助施設、設備等」による。
- (3) 町は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (4) 広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町及び知多中部広域事務組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (5) 緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、町長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

◆附属資料 46「救助用資機材等」

◆附属資料 100「愛知県内広域消防相互応援協定（県内市町村及び一部事務組合）」

2 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

ア 適用の要件

- (ア) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (イ) 災害救助法による救助の要否は、町で判定すること。
- (ウ) 原則として同一の原因による災害であること。

イ 適用基準

- (ア) 被災世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したときは、災害救助法を適用する。
 - a 町内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数が 60 世帯以上に達したとき。
 - b 被害世帯数が a の基準に達しないが、県の被害世帯数が 2,500 世帯以上で、町の被害世帯数が 30 世帯以上に達したとき。
 - c 被害世帯数が a 又は b の基準に達しないが、県下で被害世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
 - d 町の被害が a、b 及び c に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算の計算は、次の方法による。

- ※1 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯即ち、全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2 世帯をもって、床上浸水又は土砂

たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

※2 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。

例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

※3 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれが生じたときは、県に要請して災害救助法を適用する。

(2) 災害救助法が適用された場合の災害救助

ア 実施機関

災害救助法に基づく災害救助は、県が実施機関となり、県防災安全局及び知多県民事務所と緊密な連絡のもと、知事の委任を受けて行うことになるが、下記事項以外は町に委任されている。このため、災害救助法が適用された場合は町において実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

[町に委任されていない事項]

(ア) 応急仮設住宅の供与

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災住宅の応急修理

(エ) 生業資金の貸付

イ 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

(ア) 収容施設の供与（応急仮設住宅の供与含む。）

(イ) 炊き出しその他による食品の供与

(ウ) 飲料水の供給

(エ) 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(オ) 医療及び助産

(カ) 被災者の救出

(キ) 被災住宅の応急修理

(ク) 生業に必要な資金、器具又は資材の給与又は貸与

(ケ) 学用品の給与

(コ) 埋葬

(サ) 遺体の捜査

(シ) 遺体の処理

(ス) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第2節 航空機の活用

1 防災ヘリコプターの活動

町の地域内に災害が発生した場合、発災直後の情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県の防災ヘリコプターを活用する。ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

(1) 被害状況調査等の情報収集活動

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等々の救援物資並びに人員等の輸送

(3) 災害情報、警報等の広報・啓発活動

(4) 火災防御活動

(5) 救急救助活動

- (6) 臓器等搬送活動
- (7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

2 出動

- (1) 県内において地震災害が発生し、又はそのおそれがあるときは防災ヘリコプターを出動させる。
- (2) 町長から防災ヘリコプターの出動要請があったときに、次の要件のいずれかに該当するときは、防災ヘリコプターの出動による応援を行うものとする。
 - ア 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがある場合
 - イ 要請のあった市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
 - ウ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動がもっとも有効な場合
- (3) 町長は、防災ヘリコプターの出動要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。
 - ア 災害の種別
 - イ 災害の発生場所
 - ウ 災害発生現場の気象状況
 - エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
 - カ 応援に要する資機材の品目及び数
 - キ その他必要な事項
- (4) 事務委託
 - (1)～(3)の措置は、地方自治法第252条の14(事務の委託)により、名古屋市の規程等に基づき、名古屋市消防航空隊が実施する。
- (5) 緊急時応援要請連絡先
 - 緊急時応援要請連絡先は次のとおりである。
 - ア 名古屋市消防航空隊(8時45分から17時30分まで)
 - 電 話 0568-54-1190
 - FAX 0568-28-0721
 - イ 名古屋市防災指令センター(17時30分から8時45分まで)
 - 電 話 052-961-0119
 - FAX 052-953-0119
- (6) これに定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「愛知県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

[愛知県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場]

離着陸場名	所在地	電話番号	東経	北緯	区分
東浦高等学校	東浦町大字生路 字富士塚 20	83-0111	136 度 52 分 83 秒	34 度 57 分 26 秒	小型

第6章 消防活動・危険性物質対策

基本方針

- 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより住民、事業者あけて出火防止と初期消火を行う。
- 消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保を始め、重要な地域、対象物の防御と救助・救急及び地震による水災の防御等に当たり、激甚な大規模災害等から住民の生命、身体及び財産を保護する。
- 地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるとともに、それらの情報等を提供し、周辺住民等を早急に避難させる。

第1節 消防活動

1 活動方針

- (1) 大地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命危険が予想されるので、消防団員はもとより住民、事業者あけて出火防止と初期消火を行うとともに、消防機関は、関係消防機関と連携を保ちつつその全機能をあげて避難の安全確保をはじめ、重要な地域、対象物の防御と救助、救急並びに地震による火災の防御等に当たり、震災から住民の生命、身体及び財産を保護する。
- (2) 広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町及び知多中部広域事務組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより消防相互応援を行う。
- (3) 町及び知多中部広域事務組合は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。
- (4) 町及び知多中部広域事務組合は、災害事象に対応した防御活動を展開し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、発災害時の被害を軽減するため、大震火災防御計画を策定しておくものとする。

◆附属資料 100「愛知県内広域消防相互応援協定（県内市町村及び一部事務組合）」

2 大震火災防御計画の目標

地震による災害は、地震そのものの強さやその他の条件によって大小さまざまであるので、被害発生規模により物的被害の軽減から人命の安全確保まで段階的に防御対象と範囲を定め、もっとも効率的な被害軽減を目標として計画する。

- (1) 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- (2) 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。
- (3) 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難路等の確保により、人命の安全だけは確保する。

3 大震火災防御計画の推進

(1) 防御方針

- ア 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮圧を図る。
- イ 火災件数が消防力を上回るような場合、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。

ウ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御に当たる。

エ 火災が著しく多発、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保のための防御に当たる。

オ 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。

カ 高層建築物、地下街、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防御に当たる。

キ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは、すでに延焼してしまった場合は、初期においては市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。

ク 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として火災防御を優先する。

(2) 重要対象物の指定

消防署長は、避難所、救援物資の集積場所、救護施設、応急復旧に直接必要な災害対策の中核機関、住民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を、地震時における重要対象物として指定する。

(3) 延焼阻止線

延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を、延焼阻止効果のある所で集中的に防御し阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して予定する。(25メートル以上の道路)

(4) 避難地・避難道路

避難地は、町決定の「避難場所」とするが、他の機関が定める一時避難場所についても熟知しておくものとする。又、避難場所に通ずる幹線道路を一応の避難道路とするが、防御の重点は河川に面した所は橋りょう付近、その他の地点については避難上特に支障が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。

(5) 消防活動計画図の作成

消防活動計画図は部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整を行い作成するものとする。

(6) 部隊運用要領

ア 消防の組織

(ア) 消防部等の設置

大地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、平常の事務を一時停止して、消防本部に消防部又は消防班を、消防署に消防隊を設置し災害の活動に専念する。

(イ) 消防団本部の設置

消防団長は、消防隊設置とともに消防団本部を設け、所属団員を指揮して所管区域内の消防団活動に当たる。

イ 消防隊の部隊運用要領

(ア) 重要な地域の火災を重点とした部隊運用を図る。

(イ) 避難命令が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御に当たる部隊運用を図る。

(7) 計画の検討・調整

集中防御地点・避難予定路等の決定に当たっては、隣接署(本部)に重大な影響を及ぼすので、木造住宅の密集状況並びに航空写真などにより検討し、隣接署(本部)との調整を図る。

4 消防団活動

(1) 消防団は地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御に当たるものとする。

ア 出火防止

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民を督励して初期消火の徹底を図る。

イ 消火活動

消防隊出場不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のため消火活動を単独若しくは消防隊と協力して行う。

ウ 消防隊の応援

消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防隊の誘導に当たる。

エ 救助救急

要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

オ 避難方向の指示

避難情報が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら火勢の状況等正しい情報に基づき、住民に安全な方向を指示する。

(2) 激甚な大規模災害が発生した場合、指揮命令系統の途絶も考えられることから、分団又は班単位で消火・救急救助活動が行えるよう資機材の整備を検討する。

第2節 危険物施設対策計画

地震により危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

1 防災要員の確保

事業所の管理者等は、地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員の確保に努める。

2 応急点検及び応急措置

事業所の管理者等は、危険物施設の実態に応じ、危険物の流出、出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況の把握に努める。

また、危険物施設が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察、消防機関等へ通報するものとする。

3 情報の提供及び広報

事業所の管理者等は、地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況や避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、いたずらに住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行うものとする。

4 情報の収集

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

5 応援協力関係

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第3節 毒物劇物取扱施設対策計画

毒物劇物貯蔵設備が被害を受け、毒物劇物の流出事故が発生した場合には、それによる被害の拡大を防止するために、第一に当該施設の従業員及び周辺の住民に対し、それらの情報等を提供し、早急に避難させるとともに中和処理等事故処理剤の確保を図るものとする。

1 大規模災害が発生した場合の対策

- (1) 地震発生後、毒物劇物タンク等の被害状況の情報収集に努めるものとする。
- (2) 災害の状況等により事故処理剤が不足する場合、町は県に事故処理剤の確保について要請するものとする。
- (3) 地震により災害が発生し、当該施設の従業員、周辺住民等に被害を及ぼしたり、不安を与えたりするおそれがある場合は、災害の状況や避難の必要性等について、速やかに正確な情報を提供するものとする。

2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

町は、県内において事故処理剤が調達できない場合は、県を通じて隣県及び国へ協力要請を行う。

第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策

基本方針

- 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院等、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。
- 災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。
- 津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、衛生害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に支障がないよう、十分に留意するものとする。
- 保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。

第1節 医療・助産（医療救護）

災害時には、救護を必要とする者の医療を確保することが緊急に求められる。このため、被災状況を把握し、必要があると認めるときは、知多郡医師会、半田歯科医師会、知多薬剤師会、日赤、災害拠点病院等関係機関の協力を得て、町域を越えた協力体制を確立する。

また、町は、県が設置する2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

なお、災害により医療、助産機能が低下し、医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療、助産に関する処置を必要とするので、その方法を定めるものとする。

1 医療救護班及びDPA Tの編成

(1) 医療救護班

ア 医療救護班は、おおむね医師1～3人、看護師2～3人、事務員（薬剤師等を含む。）1～2人とする。

イ 医療救護班の活動に必要な医薬品その他衛生材料（以下「医薬品等」という。）は、災害時における活動内容等を踏まえて検討し、整備しておくことを原則とする。

ウ 避難所が設置された場合は、医療救護班による巡回診療を実施し、避難者及び周辺住民の医療の確保を図る。

(2) DPA T

ア DPA T（災害派遣精神医療チーム）は、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。

イ DPA Tは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。

2 救急搬送の実施

(1) 患者の搬送は、原則として知多中部広域事務組合及び応援消防機関による。ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、町、県及び災害拠点病院で確保した車両により搬送を実施する。

(2) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地へ搬送する場合は、ドクターヘリ等を活用する。

(3) 町は、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を

越えるものも含む。)であって、広域医療搬送以外のものをいう。)の実施のため、航空搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット:SCU)の設置に協力をする。

3 医療、助産の救護活動

- (1) 災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班によって行うものとするが、そのいとまがない場合は、知多郡医師会東浦支部、付近の災害拠点病院及び救護所の医療救護班が臨機応急的な医療活動にあたる。
- (2) 町は、県が災害の状況に応じて派遣する医療救護班に協力するとともに、応急救護所の設置及び避難所への巡回診療等被災地の医療を確保する。
なお、県が派遣する県医師会、日赤愛知県支部、県等の医療救護班は、原則として県災害対策本部の指示等に基づき、出動する。
- (3) 災害拠点病院は、知多郡医師会の医療活動を支援するとともに、被災地からの重症患者等の受入れ及び広域搬送の拠点となる。
- (4) DMA T指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム(DMA T)は、地域内活動として地域内搬送、病院支援、現場活動の業務を行う。

◆附属資料 54「近隣の災害拠点病院」

◆附属資料 55「半田保健所管内の救急病院・救急診療所の認定状況」

4 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 町は、知多郡医師会東浦医師団・半田歯科医師会等との協定に基づいて医療救護活動に必要な医師用の救急薬品セットを備え、また避難所に多人数用救急セットを配備する。また、災害の状況により医薬品等が不足する場合は、知多薬剤師会及び知多郡医師会東浦医師団との協定、災害救助に必要な物資の調達に関する協定に基づいて協定事業者及び最寄りの医院、販売業者等から調達するものとし、さらに不足する場合は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、町からの医薬品の調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。

◆附属資料 103「災害時の医療救護に関する協定(知多郡医師会・東浦支部)」

◆附属資料 104「災害時の歯科医療救護活動に関する協定(半田歯科医師会)」

◆附属資料 105「災害時の医療救護に必要な医薬品等に関する協定(知多薬剤師会)」

◆附属資料 124「災害救助に必要な物資の調達に関する協定(町内9販売業者)」

5 応援協力関係

町は、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施又はこれに要する要因及び資機材につき応援を要求する。

6 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則(愛知県)」

第2節 防疫・保健衛生

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症の発生が予想されるので、これらを防ぐため、防疫、保健衛生活動の実施について、迅速かつ的確に対処して住民の不安を除去するものとする。

1 防疫

町長は、半田保健所の指導と地域住民の協力を得て、次のことを実施する。

(1) 積極的疫学調査及び健康診断

町は、地区衛生組織等関係機関とともに、半田保健所が実施する被災者の感染症の発生の状況、動向及び原因の調査に協力する。

なお、調査の結果、感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、半田保健所は、当該被災者に対し健康診断を受けるべきことを勧告する。

(2) 防疫班の編成

積極的疫学調査及び健康診断の結果、感染症等患者等の発生があった場合、あるいは発生するおそれがある場合には、町は、町災害対策本部に救護防疫班を、半田保健所は「SARS等発生時の半田保健所行動計画マニュアル」に基づき、防疫班を編成し防疫活動を実施する。

(3) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒等

町は、県の指示及び指導に基づき以下を実施する。

ア 町は、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に消毒を実施し、清掃を行う。

イ 町は、被災の直後に衛生関係者等の協力を得て、家屋、その他の消毒を実施する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、汚物堆積地帯その他に対し、必要に応じ殺虫、殺そ剤を撒布する。

(5) 感染症法による生活の用に供される水の供給

第11章第1節「給水」による。

(6) 患者等に対する措置

半田保健所は、被災地域において、感染症等患者等が発生し、まん延を防止するため必要があると認めるときは、患者に対し感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。

なお、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、半田保健所が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。

(7) 臨時予防接種

ア 半田保健所は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行い、又は市町村に行うよう指示する。

イ 町は、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適確に実施する。

◆附属資料 47「防疫用資機材」

2 予防教育及び広報活動

町は、半田保健所に協力し、被災地の地域住民に対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。

3 食品衛生指導

半田保健所は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱い等その他について指導する。

4 栄養指導

- (1) 町及び半田保健所は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

町は、「東浦町災害時地域保健活動マニュアル」に沿って、必要に応じ、避難所等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、半田保健所と協力して、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

また、心的外傷後ストレス障害、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する他、半田保健所との協力により、臨機に精神科救護所を設置するなど心の健康相談を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

町は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 児童生徒への健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

町及び半田保健所は、避難所の生活衛生を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努めるとともに、飲料水等の衛生指導を行う。

8 災害時健康危機管理の全体調整

県は、町が行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、必要があると認めるときはDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成し、派遣するものとする。

9 応援協力関係

- (1) 町は、半田保健所の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は半田保健所へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 半田保健所は、市町村の実施する防疫・保健活動につき、必要があると認めたときは自ら応援し、また他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 半田保健所は、自ら防疫活動の実施、又は町からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については東海北陸厚生局、日赤愛知県支部、自衛隊、他県へ、その他の防疫措置については自衛隊、他県へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。
- (5) 町は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。
- (6) 県は、町からの求めに応じ、又は、必要と認めるときは、DPATを派遣する。

第8章 交通の確保・緊急輸送対策

基本方針

- 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。
- 災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。
- 緊急輸送道路の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。なお、津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先して実施し、緊急通行車両の通行ルートを確保する。
- 町、県及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・ 緊急自動車 ・ 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・ 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類	態様	
初動対応	交通情報の収集	・ 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・ 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通	・ 災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向

	路の指定等に係る連絡及び調整	け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。
第一局面（災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。	
第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。	

（4）強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

（5）緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

- ◆附属資料 31「緊急通行車両の標識」
- ◆附属資料 70「緊急通行車両等確認申出書」
- ◆附属資料 71「緊急通行等事前届出書・届出済証」
- ◆附属資料 72「緊急通行車両確認証明書」

（6）大震災発生時の交通規制計画

大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。

(7) エリア交通規制

被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。

(8) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

(1) 車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難すること。

ア 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること。

イ 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

エ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

カ 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車両を運転中以外である場合には、次の要領により行動すること。

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の破損、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 緊急交通路に指定された区間以外の場所

(イ) 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合は、できるだけ道路管理者等及び関係機関が

- 相互に密接な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
- (2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

町は、緊急輸送路の確保、二次災害の防止等を目的として、速やかに以下の緊急対策を実施するものとする。

なお、実施に当たっては、各道路管理者間で十分調整するとともに、半田警察署とも密接な連絡を保つなど、各機関が相互に協力する。

町内の緊急輸送道路区間については、別紙「緊急輸送」による。

1 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- (1) 緊急輸送道路の区間を公用車による巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- (2) 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

2 道路、橋りょう等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

- (1) 道路、橋りょう等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- (2) 町管理道路以外の路線の応急復旧作業は、当該道路管理者の要請に基づき可能な範囲で応援する。

なお、町管理の緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）については、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を管理し、応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。

- (3) 津波被害発生時には、くしの歯ルートの道路啓開を他の道路に優先する。
また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。
- (4) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (5) 工事中の箇所及び緊急通行道路以外の道路については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。
- (6) 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- (7) 重要物流道路（代替・補完路を含む。）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

3 二次災害防止のための交通規制

県と連携し、道路の被害状況に応じて、安全が確保できるまでの間、二次災害防止のための通行止等の措置を適切に行う。

4 情報の提供

緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の道路情報については、関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

◆附属資料 27「道路巡視重点箇所」

◆附属資料 28「緊急輸送道路」

第3節 緊急輸送手段の確保

1 実施機関

それぞれの応急対策を実施する機関の各部各班において実施する。

2 輸送手段の確保

- (1) 町は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。

ア 輸送の方法

災害時における輸送には次の種類がある。

- (ア) 自動車等による輸送
- (イ) 鉄道、軌道等による輸送
- (ウ) 船舶、船艇等による輸送
- (エ) 飛行機、ヘリコプターによる輸送
- (オ) 賃金職員等による輸送

イ 輸送力の確保等

輸送を実施するに必要な輸送力の確保とその配分については、町災害対策本部総務部総務班において行うものとする。

- (ア) 町所有の車両
- (イ) 公共的団体の車両
- (ウ) 営業者所有の車両
- (エ) その他の自家用車両

- (2) 災害の状況等により、町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あつせんを要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

- (3) 災害輸送を実施した場合は、次に掲げる車両の使用、その他輸送に関する記録を作成し、又は整備保存する。

ア 輸送記録簿

イ 燃料及び消耗品受払簿

ウ 修繕費

エ 輸送費関係支払証拠書類

3 災害救助法による輸送の実施基準

(1) 範囲

輸送の範囲は次のとおりである。

種 類	内 容
罹災者の避難	1 罹災者自身を避難させるための輸送 2 罹災者を誘導させるための人員、資材等の輸送
医師及び助産師	1 救護班にすることができない場合において患者を病院等へ運ぶときの輸送 2 救護班に属する医師、助産師、看護師等の輸送 3 重病であるが今後は自宅療養によることとなった患者の輸送
罹災者の救出	1 救出された罹災者の輸送 2 救出のための必要な人員、資材等の輸送

飲料水の供給	1 飲料水それ自体の輸送 2 飲料水を確保するための人員、ろ水器その他飲料水の供給に必要な機械器具資材等の輸送
生活必需品等	1 被服、寝具、その他生活必需品の輸送 2 学用品の輸送 3 炊き出し用食糧品、調味料、燃料等の輸送 4 医療品、衛生材料等の輸送
遺体の搜索	遺体の搜索に必要な人員及び資材の輸送
遺体の処理	1 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検察のための救護班員等人員の輸送並びに遺体の処置のための衛生材料等の輸送 2 遺体の発見現場から仮安置所までの移送その他移動に伴う遺体そのものの輸送及び遺体を移送するための人員輸送

(2) 期間

それぞれの救助の実施承認期間とする。ただし、これによりがたい場合は、知事の承認を受けて期間を延長する。

(3) 経費

ア 経費の限度

当該地区における通常の実費（原則として国土交通省の許可を受けている料金等）
ただし、割引運賃が適用されるときはその運賃

イ 経費の範囲

運送費、借上料、燃料費、消耗器材及び修繕料

◆附属資料 32「町所有車両の現況」

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第4節 鉄道施設対策

非常災害に際しては、その被害状況を的確に把握し、旅客等の救護及び誘導並びに被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努めるものとする。

1 応急措置

(1) 乗務員関係

ア 地震等により異常を感知したときは、高い盛土区間、深い切取り区間、橋りょうの上、津波浸水が予想される区間等危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。

イ 異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。

ウ 旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。

エ 沈着かつ適切な判断に基づいて旅客の救護・誘導を行う。

(2) 駅関係

ア 地震等による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。

イ 運転指令と連絡のうえ、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示又は伝達する。

ウ 駅周辺及び沿線の被害状況等を把握に努め、旅客等に周知させる。

エ 旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。

オ 避難口の状況、落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

ア 地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、マニュアルにより

諸施設の担当職員が点検、巡回及び警備を行う。

イ 被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

ウ 応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡体制

鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

第9章 浸水・津波対策

基本方針

- 町、県及び関係機関は、堤防の崩壊・き裂、水門、樋門、ため池、水路等の決壊などによる浸水のおそれがある場合又は浸水による水災に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。
- 浸水対策については、「愛知県水防計画」及び「東浦町水防計画」に準拠した上で実施する。
- 津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民などを避難させることが重要となるため、情報伝達、避難誘導を始めとする津波災害に対する応急対策を講ずる。
- 水門等の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。

第1節 浸水対策

1 点検及び応急復旧

- (1) 地震、津波が発生した場合は、あらかじめ定めた基準により河川、海岸の点検を行い、被災後の降雨による二次災害の可能性が認められる箇所においては、すみやかに応急復旧を行うものとする。
- (2) 排水機場、水門等については、沈下・変形等により運転や開閉操作等が円滑に行われない場合が想定されることから、特に重要な施設について専門業者への緊急連絡体制を整え、すみやかに応急復旧できる体制をあらかじめ構築する。

2 浸水対策資機材

- (1) 町は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって、迅速かつ強力に推進できるよう非常配備等の体制を整える。
このため、浸水対策用資機材を備蓄するとともに、東浦町地震災害警戒本部要綱に基づき、人員を配備する。
なお、水防資機材については、第2編第6章第1節「防災施設・設備及び災害用資機材の整備」による。
- (2) 浸水対策用資機材に不足を生ずる緊急事態に際しては、県へ応援を要請する。

◆附属資料 81「東浦町地震災害警戒本部要綱」

3 漏、溢水防止応急復旧活動

各管理者は、堤防、水門、樋門、ため池の状況を確認し、必要に応じて応急復旧対策を実施するほか、被害状況に応じて可搬式ポンプによる応急排水を実施する。

第2節 津波対策

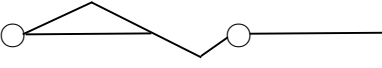
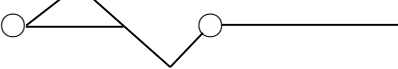
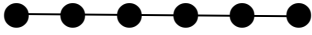
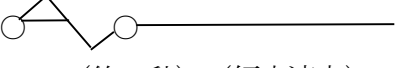
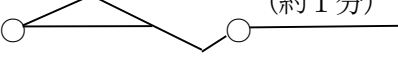
津波による被害、特に人的な被害を防止するためには、できるだけ早く情報を伝達し被害を受けるおそれのある地域から住民、観光客、漁民等あるいは漁船、漁具、ヨットなどを避難させることが重要となる。

1 情報の伝達等

地震発生後の地震・津波情報等の町への伝達は、第2章第2節「津波警報等の伝達」に定めるところにより行われるが、町はこれらに基づき同報無線、サイレン、警鐘等様々な

手段を活用して、直ちに住民等への津波災害に備えた情報伝達・広報を行う。

[津波予報の標識]

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波警報 標 識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標 識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約1分) (約3秒)

※1 「津波なし」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

※2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2 避難情報の発令、海岸線の監視、巡回等

- (1) 町は、東浦町地域防災計画に定めるところにより、災害対策本部の設置等の措置を講ずる。
- (2) 町は、津波警報等の伝達を受けたとき、又は伝達ルートに関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、同報無線、広報車等により避難情報を発令するとともに、避難所の開設を行う。
- (3) 町は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定した津波危険地域・津波災害警戒区域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線の監視及び巡回を行い、釣り人等への避難の指示、要配慮者対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必要な措置を講ずる。

3 津波の自衛措置

津波は、場合によっては津波警報等が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、津波による被害が想定される本町においては、1の情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

- (1) 町長が自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急

いで安全な場所に避難するよう指示等を行うこと。

- (2) 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し、聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

4 町が管理又は運営する施設に関する対策

町が管理する不特定かつ多数の者が出入りする施設等において、施設利用者に対して、津波警報等が伝達し、当該施設等が津波の被害のおそれがある地域に存する場合は、安全確保のため、施設等から退避するよう誘導する。

また、その他の措置として、次の対策を講ずる。

- (1) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置
- (2) 出火防止措置
- (3) 貯水槽等への緊急貯水
- (4) 消防用設備の点検及び整備
- (5) 非常用発電装置の整備、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

基本方針

- 町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。
- 帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

1 避難所の開設

町は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに県へ報告する。避難所が開設された施設の管理者は、町から派遣された職員と連携する。

◆附属資料 15「指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況」

◆附属資料 132「地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定（公益社団法人愛知建築士会）」

◆附属資料 133「地震災害時の応急対策活動の支援協力に関する協定（公益社団法人愛知県建築士事務所協会）」

2 避難所建物の安全確認

地震発生後、速やかに避難所建物の応急危険度判定を実施するなど、安全確認をした後に、避難者を建物に受け入れる。

3 避難所の代替施設

避難所又は避難可能施設が利用できない場合は、公園、広場を利用して野外へ建物を仮設し、又はテント等を仮設する。

4 避難所の運営

町は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため避難所には、町の職員等を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、「東浦町避難所運営マニュアル」をもとに、次の点に留意して行う。

(1) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

町が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

(2) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け

- 入れるものとする。
- (3) 避難所が危険になった場合の対応
避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。
- (4) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮
避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーに配慮すること。
- (5) 避難所運営における女性の参画等
避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 避難者への情報提供
常に町災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。
特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。
また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「東浦町避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。
- (7) 要配慮者への支援
避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。
なお、必要に応じて、福祉施設等への入所、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うこと。
- (8) 物資の配給等避難者への生活支援
給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援については、公平に行うことを原則とし、適切迅速な措置をとること。
なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「東浦町避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。
- (9) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応
避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずること。
- (10) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営
避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。
- (11) ペットの取扱
必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (12) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請
町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、

被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生共同組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

◆附属資料 107「災害発生時等における避難施設に関する協定（町内7自治会）」

(13) 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当課と保健福祉担当課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

5 広域一時滞在に係る協議等

町は、災害が発生し、被災した住民の、当該市町村の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

6 避難者に対する救援

避難所を開設したときは、町職員等を常駐させ、自主防災組織等の協力を得て、避難者に対し必要に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 給水及び給食
- (2) 毛布、衣料及び日用必需品等の支給
- (3) 負傷者に対する応急医療

7 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第2節 要配慮者支援対策

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第4節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

2 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第4節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

3 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

4 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

町は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

5 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社

会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

6 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

7 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

8 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

(1) 各種ボランティア団体との連携

(2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

(3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

9 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。

また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 学校等の避難対策

1 避難誘導

学校等において、災害が発生又は発生のおそれがあるときには、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

引率者は、校長の指示を的確に把握し、校舎配列別又は学年別を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。保育園等は、園長の指示により学校に準じて避難誘導する。

2 移送

移送は、地区別等に編成し、教職員が引率責任者として安全、かつ能率的に行う。車両による移送の場合は、町長の指示により、町の計画に合流して行う。

3 避難所の開設

町から避難所の開設の要請を受けた学校等は、町と緊密な連絡をとり、積極的に協力する。

第4節 病院等の避難対策

1 避難誘導

病院等の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者に分け組織編成をし、重病者、老幼婦女子を優先して誘導する。

2 移送

移送は、医療施設の管理者が入院患者を避難させる必要と認めるときは、医師、看護師等を引率者として直ちに行う。

3 避難場所の確保

医療施設の管理者は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両、手押し車を確保し、保管場所を定めておく。

第5節 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者に対する対応

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

町及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。

また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

町及び県は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

町及び県は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

3 住民等への啓発

町は県と協力して、各種の広報手段を活用して徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等必要な啓発を行うものとする。

4 支援対策

(1) 帰宅困難者支援ルートマップの作成

町内のコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等（以下「徒歩帰宅支援ステーション」という。）にトイレの使用、水道水の提供等の協力を求めるとともに、徒歩帰宅支援ルートを定め、帰宅困難者支援ルートマップを作成し、あらかじめ徒歩帰宅支援ステーション、駅等に配布するものとする。

(2) 帰宅困難者への情報提供

町は、企業、放送事業者、防災関係機関等への情報を提供することにより、帰宅困難者に対する支援ルートや町内の徒歩帰宅支援ステーションの情報を提供する。

(3) 避難所及び救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要となった人、避難所への避難が必要となった人への救助及び避難対策を行うものとする。

5 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、西日本電信電話株式会社等が提供する災害用伝言ダイヤル、伝言板サービス等を始め、他の安否確認システムの周知を図る。また、ラジオやテレビによる安否確認など放送メディアも活用するものとする。

◆附属資料 112「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（町内8石油製品販売業者）」

第11章 水・食品・生活必需品の供給

基本方針

- 被災住民に対し、最低限必要な水、食糧、生活必需品を供給する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

第1節 給水

1 飲料水供給の方法

- (1) 給水は上下水道班により行う。
- (2) 給水する水は、塩素系薬剤により消毒をし、末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定する。
- (3) 配水管が破損し送水できない場合は、配水池及び飲料水兼用耐震性貯水槽から飲料水を給水する。給水量は1人1日3リットル程度とする。
- (4) 県営水道から直接給水できる応急給水支援設備から給水する。

◆附属資料 51 「飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所」

2 応急給水

- (1) 実施主体は、町であり、県はこれを応援する。
- (2) 町及び県は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (4) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (5) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。
- (6) 応急給水量は、下表に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

[被災後の経過日数と目標水量、運搬距離]

地震発生からの日数	目標水量 (リットル/人・日)	住民の水の 運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	おおむね 1 キロメートル以内	耐震性貯水槽、給水車
4日～10日	20	おおむね 250 メートル以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100	おおむね 100 メートル以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量 (約 250)	おおむね 10 メートル以内	仮配管からの各給水共用栓

- (7) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

3 応援協力関係

- (1) 町は自ら飲料水の供給が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこ

れに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。

- (2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

◆附属資料 98「水道災害相互応援に関する覚書（県内水道事業管理者）」

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第2節 食品の供給

1 炊き出しその他による食品の供給

- (1) 町は、応急的に概ね次のとおり食品を供給する。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

(例) ・第1段階 乾パン、ビスケット、乾燥米飯等

・第2段階 パン、おにぎり、弁当等

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。

また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

- (2) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

- (3) 炊き出しは、避難所又はその近くの公衆衛生上適当な場所を選んで実施する。

- (4) 町は、炊出し用米穀を必要に応じ、米穀届出業者等から確保するものとするが、確保が困難な場合にあっては、知事に申請して売却決定通知を受け実施する。

2 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

3 米穀の応急供給

- (1) 米穀等の応急供給は、「応急用米穀取扱要領」の定める方法により実施する。

- (2) 町は、被災者等へ炊出し給食を行う必要があるときは、知事の承認を得て実施する。

- (3) 町は、被災者等へ炊出し給食するために主食の供給が必要な場合は、知事に対し依頼するものとする。

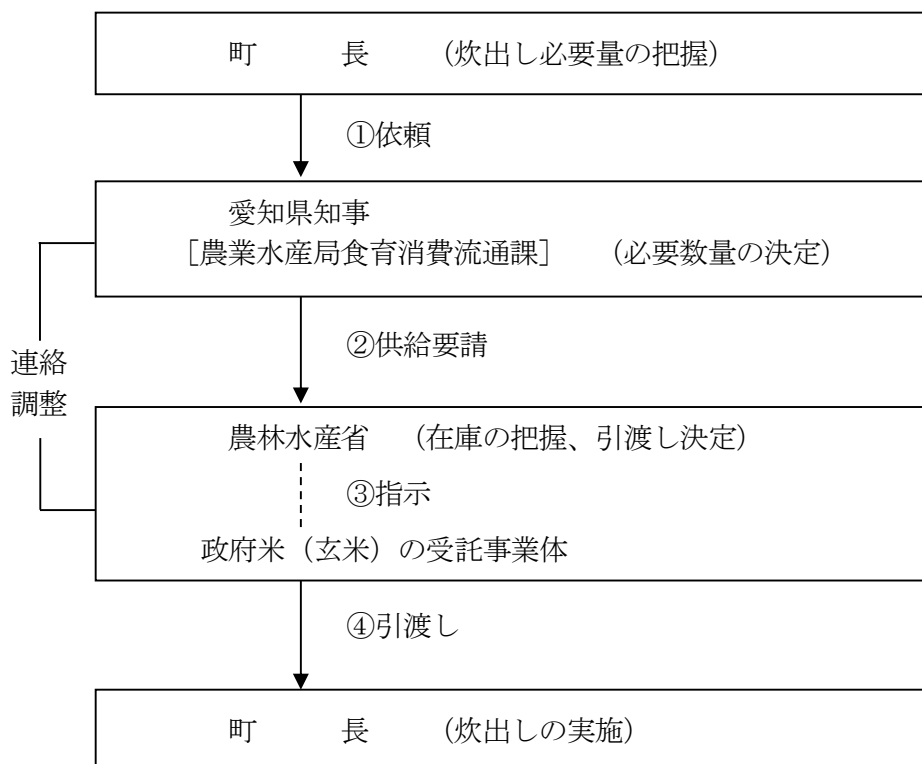
4 米穀の原料調達

- (1) 町は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づいて実施する。

- (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

- (第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。
- (3) 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。
- (4) 町は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

[炊き出し用として米穀を確保する手順図]



4 応援協力関係

町は自ら炊き出しその他による食品の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食品の給与の実施又はこれに要する要員及び食品につき応援を要請する。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。
なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第3節 生活必需品の供給

1 生活必需品の供与又は貸与

- (1) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

なお、生活必需品の供与又は貸与は次のとおり実施する。

- ア 被害状況に基づき、世帯構成人員に応じた一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品を現物で供与又は貸与する。

イ 生活必需品として供与又は貸与する品名は、次に例示するものとする。

- (ア) 寝具（就寝に必要な最小限度の毛布及び布団類）
- (イ) 外衣（作業衣、婦人服、子供服等）
- (ウ) 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）
- (エ) 見廻り品（タオル、地下足袋、げた、傘等）
- (オ) 炊事道具（鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等）
- (カ) 食器（茶わん、汁わん、皿、箸等）
- (キ) 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、はみがき粉等）
- (ク) 光熱材料（マッチ、ローソク、薪、木炭等）

- (2) 町は自ら生活必需品等の供与又は貸与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の供与もしくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需品等につき応援を要求する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第12章 地域安全対策

基本方針

- 災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

町は、県警察の実施する次の地域安全活動に対し、積極的に協力する。

[県警察の措置]

1 社会秩序の維持対策

- (1) 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- (2) 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- (3) 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- (4) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

2 広報、相談活動

(1) 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

(2) 相談活動

警察本部、警察署に災害相談所を開設し、または避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

3 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

第13章 遺体の取扱い

基本方針

- 周囲の状況から判断して災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬(以下「埋火葬」という。)する。

第1節 遺体の搜索

1 遺体の搜索

遺体の搜索は、県警察、第四管区海上保安本部を主体とし、消防団及び自主防災組織等の協力を得て実施する。又、搜索に必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて実施する。

(1) 陸上における搜索

町は、警察と緊密に連絡をとりながら実施し、遺体を発見したときは、その現場で警察官の検視(調査)を得る。

現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

(2) 海上における搜索

第四管区海上保安本部は、町、県警察と連絡をとりながら実施し、遺体を発見したときは、その現場で海上保安官による検視(調査)を得る。

(3) 検視(調査)

遺体を発見したときは、その現場で警察官又は海上保安官の検視(調査)を得る。

現場での検視(調査)を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。また、町及び医療救護班と連絡を密にし、遺体安置所において検視(調査)を行う。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするためにを行う調査(外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等)

(4) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則(愛知県)」

第2節 遺体の処理

1 遺体の処理

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所(寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設)を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくように努めるものとする。

(2) 遺体の検視(調査)及び検案

警察官又は海上保安官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く。)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（4）遺体の身元確認及び引渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

（5）応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 応援協力関係

県（防災安全局）は、ドライアイス等遺体の処理に必要な物資の確保に努め、市町村の要請に応じて迅速に調達あっせんの措置を講じる。また、市町村の実施する遺体の処理につき特に必要があると認めたときは、他市町村に応援するよう指示する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第3節 遺体の埋火葬

1 遺体の埋火葬

（1）死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

（2）遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

（3）埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

（4）棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

（5）埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

（6）応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。この場合において、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」を締結している市町村にあっては、当該協定によるものとする。

さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

◆附属資料 96「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内市町村及び一部事務組合）」

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

第14章 ライフライン施設の応急対策

基本方針

- 電力、ガス及び水道は日常生活上欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設及び設備が被害を受けた場合は、被害状況を早期的確に把握し、各事業者に対して応急対策を早急かつ適切に実施するように要請する。
- 復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

町は、電気事業者に対し、次の応急対策を早急かつ適切に実施するよう要請する。

- 1 電気事業者は、災害が発生した場合、速やかに職員の非常参集、連絡体制の確保及び対策本部設置等必要な体制をとり、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するとともに、供給先の住民等へ報道機関による報道又はWebサイト等により、復旧状況、被害地区における注意事項等についての広報を行う。
なお、公共施設に対する復旧の遅延は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。
- 2 強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講ずる。
- 3 電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。
- 4 電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

第2節 ガス施設対策

町は、ガス事業者に対し、次の応急対策を早急かつ適切に実施するよう要請する。

- 1 ガス事業者は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋りょう架管、整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないし停止となった地域への供給再開を行う。
- 2 ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合、又は導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を講ずる。
 - (1) ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講ずる。
 - (2) 警察及び消防本部又は町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- 3 ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。

第3節 上水道施設対策

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると、住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため、配水施設の十分な機能を確保し、給水の再開に努める。

また、この応急給水及び施設復旧は、被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

1 要員の確保

災害応急対策活動に必要な要員を速やかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し、動員体制について確立しておく。なお、町において対策活動が困難な場合は緊急指定工事店に要請して直ちに動員しうよう適切な措置を講ずる。

2 応急対策用機材の確保

応急復旧を実施するために必要な最小限の資機材を確保しておくものとする。また、必要によっては緊急指定工事店に要請して資機材を緊急に確保する。

3 応急措置

- (1) 施設が破壊されたときは、破壊箇所からの有毒物が混入しないように処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。
- (2) 災害の発生に際しては、施設の防護に全力を上げ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- (3) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力を挙げて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。
- (4) 重要な送配水管が破損したときは、相当広範囲な給水不能地域を生ずるので給水車等によって給水し、破損箇所の応急的な処置をする。
- (5) 水道事業者は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合、「水道災害相互応援に関する覚書（昭和53年3月29日締結）」により、地域水道連絡協議会、愛知県企業庁長（県営水道の災害による場合のみ）、日本水道協会愛知県支部長、県の順序に従い応援を要請する。

◆附属資料 53「東浦町緊急指定工事店」

◆附属資料 98「水道災害相互応援に関する覚書」

4 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 支援体制

町は、施設の復旧が困難な場合は、県等へ応援を要請し、応援の要請を受けた県等は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて、積極的に協力する。

(2) 配管設備破損の場合

応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(3) その他

ア 水道の工事業者などと連絡を密にして、災害時の緊急体制を整備しておく。

イ 仮配管などの必要性から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握しておく。

ウ 近隣の上水道の配水管等と相互に連絡して、早期部分給水を配慮する。

5 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

(1) 支援体制

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県下をブロック別にした支援体制を整備する。

(2) 配管設備破損の場合

大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

6 応援・受援体制の確立

被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。

第4節 下水道施設対策

下水管渠、ポンプ場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。

1 要員及び資機材の確保

町において災害応急対策が困難な場合は、災害時における応援出動に関する協定締結業者に要請して直ちに動員しうるよう適切な措置を講ずる。また、災害時に伴う応急復旧資機材については、災害時における応援出動に関する協定締結業者に要請して緊急時の調達を図る。

2 応急措置

(1) 管渠等が土砂により埋没した場合は、直ちに応急措置を実施する。

(2) 豪雨若しくは、管渠の機能阻害等により排水することが困難となり、それによって生ずる浸水に対して、できる限り被害が拡大しないよう努めなければならない。

3 大規模災害が発生した場合の対策

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

ポンプ場等が被害を受け、排水機能に影響が出た場合、まず市街地から雨水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

第5節 通信施設の応急対策

町は、事業者に対し次の応急対策を、早急かつ適切に実施するよう要請する。

1 公衆電気通信施設の応急対策措置

(1) 公衆電気通信施設に被災を生じた場合は、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、代替機能設備、応急対策用資機材により通信の確保を図るとともに地方自治体の災害対策機関に連絡する。

- (2) 公衆電気通信施設に被災を受け応急復旧する場合は、災害対策機関の設備及び公衆電話を優先的に復旧させ重要通信の確保を図る。
- (3) 地域全域にわたって通信が途絶した場合は、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、利用の制限、通話時分の制限等疎通調整、一般利用者等に対する広報活動を実施する。

2 無線通信施設

大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有効な手段は、無線を用いた専用通信である。特に町、県、県警察、気象台、国土交通省等の防災関係機関の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割を持っているので、適切な応急措置が要求される。

また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる町有施設に整備された無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。

(1) 要員及び資機材の確保

ア 無線設備に被災を生じた場合は、代替通信手段により関係機関に連絡をとるとともに、保守点検業者等の要員を確保する。

イ 予備電源、発電機等非常電源及び応急復旧資機材の確保をするとともに応急対策を講ずる。

(2) 応急措置

ア 停電の場合は非常電源で対処する。

イ 復旧に時間がかかる場合は代替通信手段により関係機関と連絡を取り合うものとし、早期復旧に努める。

3 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板サービス

西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板を運用する。

- (1) 災害用伝言ダイヤルは、災害時に被災者の安否確認による電話のふくそうを避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国 50 箇所に設置された災害用伝言ダイヤルセンターを通して被災者の安否を確認するものである。
- (2) 災害用ブロードバンド伝言板とは、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用し、インターネットを利用して安否確認を行うものである。

4 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。

5 無料公衆無線LANサービス(フリーWi-Fi)の活用

町は、大地震の発生により、無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合は、通信事業者にSSIDの災害モードへの切り換えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

第6節 ライフライン施設の応急復旧

町及び県、ライフライン事業者等における措置

1 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、町、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、

現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

2 ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第15章 住宅対策

基本方針

- あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次被害を未然に防止し、県民の生命の保護を図る。
- 判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。
- 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。
- 町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
- 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。
- 応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災直後に建築物が使用できるか又は、余震等により倒壊しないかは、専門知識を持たない被災者に応急的な判断は困難である。

そこで、町は、震災時における判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、県に対し、判定士の派遣を要請し、判定を実施する。

1 判定活動

町は、県の協力を受け、判定士に判定を依頼し、判定結果を表示することにより建築物の所有者等及び付近住民等に注意を喚起することで、二次災害を防止し、住民の生命を保護する。

判定については、被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定実施本部を設置し、町内で活動する判定士を指揮・総括し、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約・身分保障等について、県と綿密な連携をとり、体制整備に努めるものとする。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 判定士の育成

町は、判定業務を行う体制づくりを推進するため、県が行う応急危険度判定士講習会に参加を呼び掛け、応急危険度判定士の養成に協力する。

◆附属資料 89「愛知県被災建築物応急危険度判定要綱」

◆附属資料 90「愛知県被災宅地危険度判定実施要綱」

第2節 被災住宅等の調査

1 県（防災安全局、建築局）の措置

県は、災害のため住家に被害が生じた場合、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の

建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な以下の事項について状況把握を行う。

また、必要に応じて、町が行う調査を支援する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向及びこれを踏まえた住宅に関する市町村の要望事項
- (3) 住宅に関する市町村の緊急措置の状況及び予定
- (4) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (5) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 町の措置

町は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 被災者台帳等

1 被災者台帳の作成

災害が発生したときは、町長は罹災状況を調査の上、被災者台帳を整備する。

2 罹災証明書の交付

町長は、被災者の早期生活再建を支援するため、住家の被害状況調査の結果に基づき、税務の免除、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、早期に被災者に交付するものとする。また、災害による罹災証明書の交付の必要があるときは、次の要領により行う。

- (1) 被災者に必要な証明事項を確認し、被害の程度の証明が必要な場合は、罹災証明書を交付する。必要でない場合は、被災証明書を交付する。
- (2) 大規模な災害が発生し、被害認定調査に日数を要する場合は、罹災証明書の応急的な措置として、被災者本人の申出により受付処理済の罹災証明申請書の写しを交付する。

被害認定調査終了後には、罹災証明書を交付する。

- ◆附属資料 73「被災者台帳」
- ◆附属資料 74「被災証明申請書兼被災証明書」
- ◆附属資料 75「罹災証明申請書」
- ◆附属資料 76「罹災証明書」

第4節 公共賃貸住宅等への一時入居

町、県、愛知県住宅供給公社及び都市再生機構は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

1 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

2 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

3 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるで、一定期間をもって終了とする。

なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応する。

4 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

5 応援協力の要請

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第5節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

1 応援協力の要請

町は、自ら応急仮設住宅の設置をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の設置、又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

なお、町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から選定し、県へ報告する。

2 被災者の収容及び管理運営

被災者の応急仮設住宅への収容とその管理運営は、次のとおりとする。

(1) 収容対象者

地震災害により被災し、次のいずれにも該当する者とする。

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

例示

○生活保護法の被保護者並びに要保護者

○特定の資産を持たない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等

○上記に準ずる者

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として町に委託し、町がこれを行う。

なお、収容にあたっては要配慮者に十分配慮する。

(3) 管理運営

ア 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として町に委託し、町がこれを行う。

イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

(4) 処分

応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、当該町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

また、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第6節 住宅の応急修理

被災住宅の修理は、被災住宅の修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものとする。

1 県における措置

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 応急修理を受ける者の範囲

(ア) 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

イ 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

エ 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

カ 協力要請

被災住宅の応急修理にあたっては、災害時における応援出動に関する協定締結業者等に協力を要請する。

2 町における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第7節 障害物の除去

1 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 対象者

ア 地震災害によって、土石、竹木、土砂が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がない者

イ 自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 実施機関

災害救助法が適用された場合は、県知事の委任を受けて町長が実施する。

(3) 障害物の除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

(4) 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(5) 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲とする。

(6) 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(7) 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

(8) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、住民の日常生活に支障のない場所を選定する。

◆附属資料 137「災害発生時における資機材置場に関する協定（株式会社豊田自動織機、カリモク家具株式会社、東浦カリモク株式会社、株式会社ジャパンディスプレイ）」

2 応援協力関係

町は、自ら障害物を除去することが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、

災害救助法施行細則による。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料 88 「災害救助法施行細則（愛知県）」

4 災害救助法の適用がない場合

災害救助法の適用がない場合は、町長が除去の必要を認めたものを対象として、障害物を除去する。

第16章 学校における対策

- 災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。
- 災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、教育委員会等が、教科書、学用品等の給与については、町長が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

1 津波警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、保育園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 学校等

津波警報等は、第3章「災害情報の伝達・収集・広報」に基づき町に対して伝達されるので、町教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 学校等

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校（園）長が行うものとする。

ただし、各学校（園）長が決定し行う場合は、町教育委員会と協議し、町教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

町から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 対策の伝達及び臨時休業等の措置

1 災害に関する予報、警報、警告等の把握・伝達

災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

なお、必要に応じ、災害に関する情報及び特定の対策は、町災害対策本部から各学校に伝達される。

2 臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次の臨時休業措置をとる。

(1) 小中学校

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、町教育委員会と協議し、町教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

(2) 保育園等

保育園等は、小中学校に準じる。

3 避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して第10章第3節「学校等の避難対策」に基づいて、各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

町から、避難所等の開設の要請を受け、又は避難者があつた学校等にあつては、町と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第3節 教育施設及び教職員の確保

1 応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

町及び県の教育委員会は、教育施設の被災もしくは校舎、体育館及び運動場が集団避難施設になることにより授業等が長期間に渡って中断することを避けるため、次の措置を講ずる。

(1) 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

(2) 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。

なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

(3) 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

町内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

(4) 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

(5) 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、(2)から(4)の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について町と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

2 教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員がそれに付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要教職員の確保に万全を期する。

また、町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

第4節 応急な教育活動についての広報

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童・生徒及び家庭等への周知を図る。

第5節 教科書・学用品等の給与

1 給与の対象者

町は、災害により、教科書、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した町立学校の児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

2 給与の方法

給与の対象となる児童生徒の数を被害別学年別に正確に把握して、教科書・学用品等を給与する。

教科書については、給与するために必要な冊数等を「事故発生等の報告について」（平成22年3月26日21教総第947号）の所定の様式により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

3 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ学用品等の調達につき応援を要求する。

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、直接の事務は、県の委任を受けて町が行う。

なお、災害救助法の適用基準については第5章第1節「救出・救助活動」による。

◆附属資料88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第6節 学校給食の応急実施

1 給食施設、設備の整備

学校の給食施設、設備は災害において、非常炊き出し用にも使用できるので、被害施設、設備は速やかに修理する。非常炊出し作業は、非被災学校給食センターを使用して行う。

2 給食用物資の確保

被災地域の児童・生徒等の応急給食は、最寄りの委託工場及び委託乳工場の非被災工場に対して緊急指令により必要量の生産供給をさせる。

第17章 労務供給

基本方針

○ 町は、災害時に必要な人員を確保し、災害応急対策を迅速、的確に実施するために、賃金職員等の雇上げを行う。

1 賃金職員等の雇上げ

災害応急対策を実施するために必要な賃金職員等の雇上げは、公共職業安定所を通じて町及びそれぞれの機関において行う。

2 災害救助法による賃金職員の雇上げ基準

(1) 賃金職員雇上げの範囲

救助の万全を期するため、次の範囲で救助の実施に必要な賃金職員を雇上げる。

種 類	内 容
罹災者の避難	災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者自身を安全地帯に避難させるため町長が雇上げる賃金職員
医療及び助産における移送	1 救護班によることができない場合において患者を、診療所へ運ぶための賃金職員 2 救護班に属する医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員 3 重傷であるが、今後は自宅療養によることとなった患者の移送のための賃金職員
罹災者の救出	1 罹災者の救出そのものに必要な賃金職員 2 救出に要する機械、器具その他の資材を操作し、又は後始末をするための賃金職員
飲料水の供給	1 飲料水そのものを供給するための賃金職員 2 飲料水を供給するための機械、器具の運搬操作等に要する賃金職員 3 飲料水の浄化のための医療品の配布に要する賃金職員
救済用物資の整理、輸送及び配分	1 救済用物資の種類別、地区別区分、整理、保管の一切にかかる賃金職員 2 救済用物資の送達のための荷物の積みおろし、運搬にかかる賃金職員 3 救済用物資の罹災者への配分にかかる賃金職員
遺体の搜索	1 遺体の搜索行為自体に必要な賃金職員 2 搜索に要する機械器具その他の資材の操作又は後始末のための賃金職員
遺体の処理	1 遺体の洗浄、消毒等の処理をするための賃金職員 2 遺体を仮安置所等まで輸送するための賃金職員

(2) 期間

それぞれの救助の実施承認期間とする。

(3) 経費

賃金の限度は通常の実費とする。

3 賃金職員に対する従事命令等

災害応急対策を実施するための人員が不足し、緊急の必要があると認められる場合は、従事命令又は協力命令を執行する。

(1) 従事命令等の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策作業 (災害救助法に基づく 救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項 〃 第2項	知 事 町 長
	協力命令	災害対策基本法第71条第1項 〃 第2項	知 事 町 長
災害救助作業(災害救助 法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知 事
	協力命令	災害救助法第25条	知 事
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町 長 警察官、海上保安官 自 衛 官 警 察 官
		〃 第2項	
		〃 第3項 警察官職務執行法4条	
消 防 作 業	従事命令	消防法第29条第5項	消 防 団 員
水 防 作 業	従事命令	水防法第17条	水 防 管 理 者 消 防 機 関 の 長

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は、次のとおりである。

命 令 区 分 (作 業 対 象)	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事 の従事命令(災害応急対策並びに救助作業) 災害対策基本法及び災害救助法による知事 の従事命令(災害応急対策並びに救助作業)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 6 地方鉄道業者及びその従事者 7 軌道経営者及びその従事者 8 自動車運送業者及びその従事者 9 船舶運送業者及びその従事者 10 港湾運送業者及び従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事 の協力命令(災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長、警察官、海上 保安官の従事命令(災害応急対策全般)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現 場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他 関係者
消防法による消防団員の従事命令 (消防作業)	火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、消防機関の長の 従事命令(水防作業)	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき及び発した命令を変更し、又は取消しするときは
それぞれ公用令書を交付する。

(4) 費用

「災害救助法施行細則に基づく救助の程度、方法、期間及び実費弁償の額」の規定による。

(5) 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、災害救助法施行令及び県条例若しくは町条例の規定により損害補償又は扶助金を支給する。

◆附属資料 69「公用令書」

◆附属資料 88「災害救助法施行細則（愛知県）」

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

基本方針

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画の策定

1 東浦町復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域があった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、東浦町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

1 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

2 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

3 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

町長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

基本方針

- 公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。
- 大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。
- 暴力団等による義援金等の不正受給、復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

公共施設の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図るものとする。

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ 砂防設備災害復旧事業
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 下水道災害復旧事業
- ケ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2/3を国庫補助する。

3 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、町又は愛知県からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続、指定を受けた場合の手続等は、次のとおりとする。

1 激甚災害の手続等

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業費等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業

- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水防除事業

（2）農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

（3）中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（4）その他の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

2 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

基本方針

- 東浦町災害廃棄物処理計画（令和2年11月）に定めるところにより、被災地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処分して環境衛生の保全を図るものとする。

1 し尿の収集及び処理

し尿の収集については、被災地の状況を考慮して、緊急に収集を要する地域及び収集可能な地域から順次実施する。収集したし尿は、東部知多浄化センターに搬入し、処分する。

なお、東部知多浄化センターが被災し、し尿の搬入及び処分ができない場合は「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」に基づき、県内し尿処理施設又は、下水道施設に応援依頼する。

2 ごみの収集及び処理

(1) ごみの収集は、被災地の状況を考慮して緊急を要する地域及び収集可能な地域から順次実施し、運搬は、業者等の車両で行う。

(2) 収集するごみは、一般家庭から排出されたものとし、東部知多クリーンセンターで処理できるものとする。

(3) ごみは、町が指定したごみ集積場に平常時同様、可燃・不燃・資源ごみに分別し、排出する。ただし、災害の発生状況により、生ごみ等の可燃ごみ収集を優先的に行うため、一時的に不燃・資源ごみの収集休止や区分変更を検討し、各家庭での一時保管を呼びかける。

(4) ごみは、東部知多クリーンセンターに搬入し、処分する。ただし、大量に排出され搬入できない場合は、一時仮置場を設置して、保管のうえ、随時、搬入する。

長期の場合又は東部知多クリーンセンターが被災し、ごみの処理ができない場合は、「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書」又は、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県内ごみ処理施設に応援依頼する。

(5) ごみの処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理に当たっては、適切なフロン回収を行う。

◆附属資料 56 「し尿処理及びごみ処理施設」

3 大規模災害が発生した場合の対策

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

特に、がれきの処理については、選別・保管できる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。

- また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。
- ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- エ 町は、被災状況を勘案し、県及び廃棄物処理業者の団体等との連絡調整を行い、廃棄物の円滑な処理を推進する。
- また、産業廃棄物の処理については、事業者に対し適切な措置を講ずるよう周知する。
- なお、アスベスト含有廃棄物の処理については、飛散防止措置を講ずるよう指導する。
- オ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

4 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

町は、廃棄物の広域的な処理体制を図るため、県、他市町村、廃棄物処理業者の団体等と緊密な連絡調整を行い、被災状況に応じた支援・協力をし、廃棄物の円滑な処理を推進する。

5 応援協力関係

- (1) 町は、自ら廃棄物処理が困難な場合、他市町村又は県へ廃棄物処理又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。
- (2) 県は、町の実施する廃棄物処理につき、特に必要があると認めたときは、他市町村及び関係団体に応援するよう要請する。
- ◆附属資料 97「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（愛知県、県内市町村、下水道事業管理者及び一部事務組合）」
- ◆附属資料 122、123「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」

6 関連調整事項

県は、大量の災害廃棄物が発生した場合、関連市町村と民間業者が連携した処理体制を組むためのマニュアルを作成する。

第4章 震災復興都市計画の決定手続き

基本方針

- 町及び県は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限を行いながら、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。
- なお、手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。

第1節 第一次建築制限

- 1 町は、市街地の被災状況を把握する。
- 2 町は、被災状況を踏まえ、建築基準法第84条の区域の案を作成し、発災後10日以内に、県（建築指導課）に申出を行う。
- 3 町は、発災後14日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。
- 4 指定基準
次の各号に該当する市街地について必要と認めるときは、特定行政庁は、建築基準法第84条の区域（災害が発生した日から一月以内の期間を限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。）を定める。
 - (1) 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築建物が滅失したこと。
 - (2) 公共の用に供する施設の整備状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
 - (3) 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。

第2節 第二次建築制限

- 1 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表
町及び県は、基本方針を踏まえた上で発災後2ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。県都市復興基本計画（骨子案）は、町都市復興基本計画（骨子案）に先立ち、策定と公表をする。
基本計画（骨子案）は、発災後2ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。
- 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定
建築基準法第84条の区域指定の後、町が都市計画に、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域を都市計画に定める。
復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長2年以内の日まで。）、建

築行為等の制限が行われる。

第3節 復興都市計画事業等の都市計画決定

1 都市復興基本計画の策定と公表

町及び県は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

町は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する町基本方針、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画等を踏まえるものとする。

2 復興都市計画事業の都市計画決定

町は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後6ヶ月以内）に行うこととする。

第5章 被災者等の生活再建等の支援

基本方針

- 被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。
- 被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 災害ケースマネジメントの実施

町は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 町は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、町は当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する。

2 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため、死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を、支給する（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）。

(2) 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する（費用負担：国2/4、県1/4、市町村1/4）。

(3) 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う（費用負担：国2/3、県1/3）。

3 町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

4 義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

5 被災者生活再建支援金

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県から拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

◆附属資料 85 「東浦町被災者生活再建支援金支給要綱」

6 生活福祉資金の貸付

県社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害により被害を受けた低所得者世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、1世帯150万円を貸付上限額の目安として災害援護資金の貸付けを行う。

ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わない。

7 災害見舞金

(1) 町は、災害により、死亡（行方不明を含む。）又は30日以上入院治療した場合並びに家屋が全半壊、全半焼又は床上浸水した場合に、「東浦町災害見舞金等支給要綱」により、被害程度に応じて見舞金を贈る。

(2) 県は、災害により、死亡（行方不明を含む。）又は重傷を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

◆附属資料 84 「東浦町災害見舞金等支給要綱」

8 義援金品等

(1) 実施機関

災害発生に際し、被災者に対して義援金品の募集及び配分を必要とするときがある場合は、次の関係機関等と共同し、あるいは協力して行う。

- ア 東浦町社会福祉協議会
- イ 東浦町赤十字奉仕団
- ウ その他ボランティア団体

(2) 募集、受付

- ア 募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関及び赤十字奉仕団を通じて、各種団体に呼び掛けて行い、災害状況により募集期間を定めて県及び日本赤十字社に対し、協力を呼び掛ける。
- イ 義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品を受付ける。
- ウ 義援金品を提供するときは、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(3) 配分

- ア 町は、寄託された義援金について、配分委員会を設置し、配分基準を定めて適切かつ速やかに配分する。
- イ 物品の輸送は、町に所要の車両を要請し、被災地へ輸送する。

第4節 住宅対策

住居を失い、又は損壊等により居住できなくなった世帯のうち、住宅の修理が困難な者に対する住宅の建設等は、次により実施する。

1 応急仮設住宅の建設

第3編第16章「住宅対策」による。

2 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、町は公営住宅法(昭和26年法律193号)に基づき、災害公営住宅を建設する。

なお、被害が甚大で、町において建設が困難な場合は県に協力を要請する。

3 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法(技術面)、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

4 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

第5節 労働者対策

町は、労働者及び事業主からの相談に対し、保護対策については愛知労働局、職業のあっせん等については半田公共職業安定所と連携し、労働者対策に万全を期す。

第6章 商工業・農林水産業の再建支援

基本方針

- 被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

1 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

2 金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

3 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

主な機関の措置

区 分	機関名	主な措置
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等
3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	町	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

情報収集・連絡体制の整備

町は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第2節「津波警報等の伝達」4「緊急地震速報の伝達体制整備」を参照。）

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第2節「津波警報等の伝達」4「緊急地震速報の伝達体制整備」を参照。）

2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（規模は最大クラス（M9）を想定）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第4節「広報」）

4 避難対策等

（1）地域住民等の避難行動等

町は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（令和元年5月内閣府作成）及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震

警戒時の事前避難』の検討手引き」(令和2年3月県作成)などに基づき、事前避難対象地域(住民事前避難対象地域、高齢者等事前避難対象地域)について検討・設定し、国からの指示が発せられた場合には、当該地域について、避難指示等により事前の避難を促す。

町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く。)及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 事前避難における避難所の運営

事前避難の際は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、町において避難所の確保を行う。また、事前避難においては、被災後の避難ではないため、必要なものは避難者各自で準備することについて、住民に理解を得ることなどが必要である。(第3編第10章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」第1節「避難所の開設・運営」及び「南海トラフ地震臨時情報発表時における防災対応の内『巨大地震警戒時の事前避難』の検討手引き」参照。)

5 消防機関等の活動

- (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。また、県は市町村が実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難場所、避難所への経路及び誘導方法

- (2) 水防管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合に、次の事項を重点としてその対策を定め、後発地震に備えた必要な体制を確保するものとする。

ア 所管区域内の監視及び警戒

イ ダム・ため池・水門・閘門等の操作

ウ 水防作業に必要な資機材の点検、整備、配備等

6 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

- (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- ① 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- ・来場者等が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された際に、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置

- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

- ④ 出火防止措置

- ⑤ 水、食料等の備蓄

- ⑥ 消防用設備の点検、整備

- ⑦ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手す

るための機器の整備

⑧ 各施設における緊急点検、巡視

上記の①～⑧における実施体制（⑧においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

① 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置を定めることとする。

② 町立学校にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

（ア）児童・生徒等に対する保護の方法

（イ）事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

③ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項を定めることとする。

（ア）入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

（イ）事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

（2）公共土木施設等

ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備等について定めることとする。

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を定めることとする。

（3）災害応急対策の実施上重要な建物

ア 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、（1）のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

② 無線通信機等通信手段の確保

③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（4）工事中の建築物等

施行管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

7 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。県においては、市町村が実施する対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町村が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

8 広域応援部隊の活動

先発地震が発生した場合で、かつ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、TEC-FORCE は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和2年5月改訂）に基づき活動するものとする。

3.南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

1 情報収集・連絡体制の整備

町は、あらかじめ定められた必要な体制をとる。（南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、第3編第2章「避難行動」第2節「津波警報等の伝達」4「緊急地震速報の伝達体制整備」を参照。）

2 後発地震に対して注意する体制を確保すべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。

3 住民への周知・呼びかけ

町は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。（参考：第2編第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第4節「広報」）

（参考 南海トラフ地震に関連する情報）

- 南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等が発表される。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

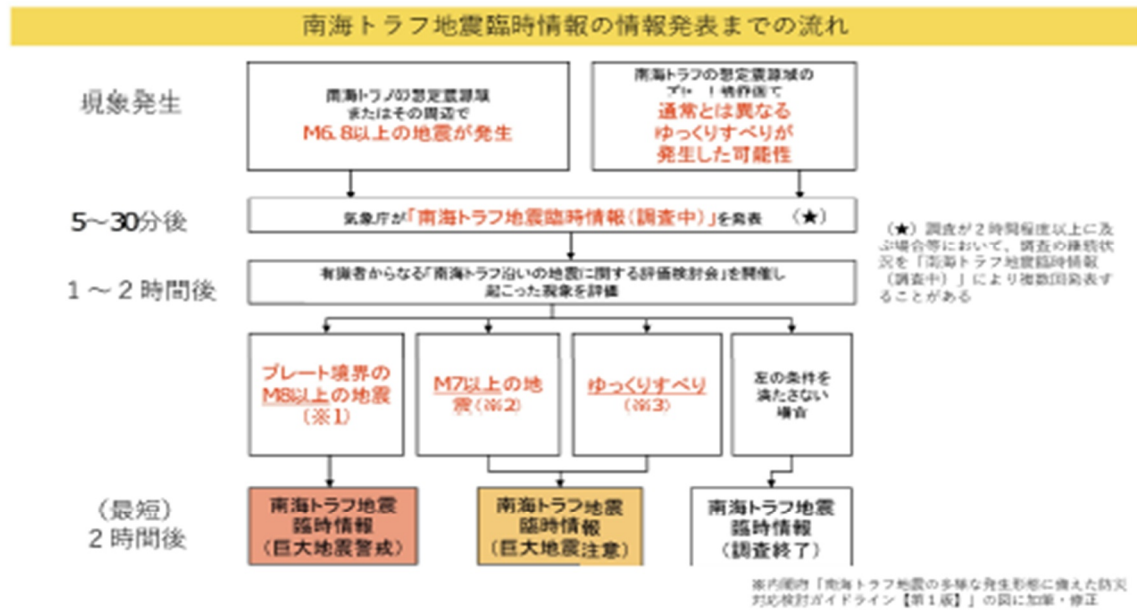
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～30 分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード6.8以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている



※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり